

博物館・美術館における利用者の安全性・
利便性の向上に関する調査

—ユニバーサルデザインの推進を中心として—

結 果 報 告 書

令和4年8月

近畿管区行政評価局

前 書 き

国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号）の施行や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の改正により、障害の有無や年齢等にかかわらず、全ての国民が共生するユニバーサル社会の実現を一層推進することとしている。

特に、障害者については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、行政機関等（独立行政法人等を含む。）は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めることとされている。また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）に基づき、文部科学省と厚生労働省が策定している「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成 31 年 3 月）では、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進の観点から、障害者の文化芸術活動の推進が掲げられているところであるが、その一環として、文化施設に関し、障害特性に応じたハード面の整備やサービスの提供等が求められている。

こうした文化施設のうち代表的な施設である博物館・美術館は、文部科学省の社会教育調査によると、全国で 5,158 施設（平成 29 年度）に及び、1 施設当たりの年間の利用者数は、平成 19 年度に約 3 万 6,000 人であったものが 29 年度には約 4 万人と 10%程度増加しており、生涯学習やレクリエーション活動の拠点や観光資源等として幅広く利用されている。また、アフターコロナにおいても、障害者のみならず高齢者、乳幼児連れ利用者などあらゆる人々が安全かつ円滑に利用できるための配慮が必要である。

今回、当局は、博物館・美術館におけるユニバーサルデザインの推進に寄与することを目的として、誰もが安全かつ円滑に利用できるものとなっているか等の観点から、障害者等多様な利用者に配慮した取組状況を調査した。

調査に当たっては、当局職員が管内の 3 府県（大阪府、京都府、奈良県）に所在する独立行政法人等が設置する博物館・美術館 8 機関に出向き、施設・設備の整備状況、展示の工夫状況、鑑賞の支援状況等を現認の上、各施設のホームページにおける情報提供の実施状況を確認し、これらの取組方針や職員への研修等についてヒアリング等を行うとともに、地方公共団体が設置する施設との比較等のほか、障害者等多様な利用者へのアンケート調査や関係団体等への意見聴取を実施した。

本報告書は、これらの調査結果に基づき、課題や工夫している取組等を取りまとめたものであり、博物館・美術館におけるユニバーサルデザインの推進の一助となれば幸いである。

近畿管区行政評価局長 平野 真哉

※ ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定））

目 次

	頁
第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	
1 博物館・美術館のユニバーサルデザインの推進等に係る制度の概要等	
(1) 国の方針、法に基づく制度の概要等	
ア ユニバーサルデザインの推進に関する国の方針等	2
イ 博物館・美術館のユニバーサルデザインの推進に係る法令等	3
(2) 博物館・美術館の位置付け等	
ア 博物館法等における博物館・美術館の位置付け	4
イ 博物館・美術館の開館数、入館者数	5
ウ 調査対象とした博物館・美術館の概要	7
(3) 博物館・美術館のユニバーサルデザインの取組に関する障害者等多様な利用者からの 意見・要望	
ア 施設・設備の整備に関する意見・要望	9
イ 展示の工夫・鑑賞の支援に関する意見・要望	9
ウ ホームページにおける情報提供に関する意見・要望	10
エ 職員研修等に関する意見・要望	11
2 障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備状況	
【制度の概要】	12
【調査結果】	14
(1) 調査対象機関における建築物移動等円滑化基準への適合義務等	
(2) 調査対象機関の施設・設備における建築物移動等円滑化基準への適合状況等	
ア 敷地内の通路（屋外）	16
イ 駐車場	22
ウ 玄関（出入口）	24
エ 廊下（屋内通路）	26
オ 階段	26
カ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの）	33
キ 便所・洗面所	36
ク エレベーター	44
ケ 案内設備、案内設備までの誘導	46
コ 乳幼児施設	49
(3) 障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備に係る点検等の実施状況	
ア 調査対象機関における施設・設備に係る点検等の実施状況	49
イ 点検等の実施又はその徹底があれば、建築物移動等円滑化基準への適合等に向けた 検討を促進できていたとみられる事例	51

(4) 障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備等のために参考となる取組	
ア 大規模改修時における利用者ニーズの把握	52
イ 施設・設備の整備等に代わる補完的な措置	54
ウ 施設周辺を含めたバリアフリー化の取組	55

3 障害者等多様な利用者に配慮したホームページにおける情報の提供状況

(1) ホームページの情報に係るウェブアクセシビリティへの対応状況	
【制度の概要】	57
【調査結果】	57
ア ウェブアクセシビリティへの対応状況	57
イ 調査対象機関におけるウェブアクセシビリティ確保のための取組	60
(2) 障害者等多様な利用者に配慮した取組に係るホームページにおける情報の提供状況	
【調査結果】	62

4 障害者等多様な利用者に配慮した展示の工夫・鑑賞の支援のための取組の実施状況

【制度の概要】	72
【調査結果】	72
(1) 障害者等多様な利用者に配慮した展示のための取組の実施状況	
ア 文化庁ガイドライン等に対応した取組例	72
イ アンケート調査で把握した展示に関する意見・要望に対応した取組例	78
(2) 障害者等多様な利用者に配慮した鑑賞の支援のための取組の実施状況	
ア 文化庁ガイドライン等に対応した取組例	80
イ アンケート調査で把握した鑑賞の支援に関する意見・要望に対応した取組例	85
(3) 障害者等多様な利用者に配慮した展示の工夫・鑑賞の支援の取組のための利用者ニーズの把握状況	
ア 利用者ニーズの把握	91
イ 障害の有無や年齢にかかわらず参加可能な鑑賞プログラム等の実施を通じて利用者ニーズを把握している機関の意見等	91

5 職員研修の実施状況等とサポートブックの作成

【制度の概要】	94
【調査結果】	94
(1) 障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員研修の実施状況及び職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望	94
(2) 障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望	
ア 障害者の当事者団体や障害者を支援する団体からの意見・要望	95
イ 調査対象機関に勤務する障害のある職員からの意見・要望	96
(3) 博物館・美術館におけるユニバーサルデザイン推進サポートブックの作成	97

(結果報告書別冊)

事例表

資料編

サポートブック

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、独立行政法人等が設置する博物館・美術館について、誰もが安全かつ円滑に利用できるものとなっているか等の観点から、施設・設備の整備、展示の工夫や鑑賞の支援、情報提供、職員研修等の実施状況を調査し、地方公共団体が設置する施設との比較等を行うほか、障害者等多様な利用者へのアンケート調査や障害者団体等への意見聴取の実施により、改善事項の検討を行うとともに、他の施設にも参考となる取組を把握し、博物館・美術館におけるユニバーサルデザインの推進に資するため実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関（3 法人 8 機関）

独立行政法人国立美術館（国立国際美術館、京都国立近代美術館）、独立行政法人国立文化財機構（京都国立博物館、奈良国立博物館、奈良文化財研究所（飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室）、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（国立民族学博物館）

(2) 関連調査対象機関等

ア 地方公共団体（3 機関）

大阪市（大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館）、滋賀県（滋賀県立琵琶湖博物館）、和歌山県（和歌山県立博物館）

イ その他

① 学識経験者（1 人）

森口 弘美（天理大学人間学部 准教授）

② 障害者団体等（5 団体）

ミュージアム・アクセス・ビュー（視覚障害者当事者団体）、日本オストミー協会大阪府支部、一般社団法人たんぽぽの家、国際障害者交流センタービッグ・アイ（障害者等支援団体）、特定非営利活動法人コーナス

③ 事業者（1 事業者）

ヒューマンヘリテージ株式会社

④ 障害者、オストメイト、高齢者、子育て世帯等

3 担当部局

近畿管区行政評価局

4 調査実施期間

令和3年8月～4年8月

第2 調査結果

1 博物館・美術館のユニバーサルデザインの推進等に係る制度の概要等

(1) 国の方針、法に基づく制度の概要等

ア ユニバーサルデザインの推進に関する国の方針等

(ア) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する国の方針等は、以下のとおりである（「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月28日関係閣僚会議決定。資料1））。

<基本的な考え方>

- ① 障害の有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況にかかわらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができ、共生社会の実現に向けた環境を整備していくことが重要である。
- ② まずは、障害者、高齢者、妊婦や子供連れの人などに主な焦点を当て、そうした方々が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要であり、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的な全ての障壁に対処するという考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進する。

<今後の取組方針>

- ① 施策の展開に当たっては、障害者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、障害者や高齢者を始め利用者や住民の積極的な参加を得て、その意見を反映し、推進することが重要である。
- ② これまでハード面の取組が着実に進められているが、実際の利用者にとって利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の対応や施設等の利用に関する分かりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取組がより一層必要となる。

(イ) ユニバーサルデザイン2020行動計画

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの街づくり、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシー（遺産）として残していくため、以下の取組を行うこととしている（「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定、令和2年12月22日一部改正。資料2））。

- ① 世界に誇ることができるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る。
- ② 心のバリアフリーについては、i) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるということを理解すること、ii) 障害のある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること、iii) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが重要であり、そのために、企業等における社員教育の実施などに取り組む。

(ウ) ユニバーサル社会実現推進法

国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号。以下「ユニバーサル社会実現推進法」という。資料 3）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、以下の事項について達成することを目指して、諸施策を総合的かつ一体的に推進することとされている。

- ① 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁を除去すること。
- ② 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参加する機会を確保すること。
- ③ 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができること。
- ④ 障害者、高齢者等が円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
- ⑤ 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。

イ 博物館・美術館のユニバーサルデザインの推進に係る法令等

(ア) バリアフリー法

不特定多数の者が利用する博物館・美術館は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。資料 4）第 2 条第 1 項第 19 号の規定及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。資料 5）第 5 条の規定に基づき、特別特定建築物として位置付けられている。特別特定建築物は、同法第 14 条の規定に基づき、①一定規模以上の建築（改築、増築、用途変更を含む。以下同じ。）をする場合、同法施行令第 11 条から第 24 条までに規定する施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させるとともに、同基準への適合状態を維持することが義務付けられ、②一定規模未満の建築をする場合や、同法が施行された平成 18 年 12 月 20 日前に建築された建築物の管理等については、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

また、バリアフリー法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 23 年 3 月 31 日付け国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号。以下「移動等円滑化基本方針」という。資料 6）では、移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項として、施設利用に当たって必要となる情報の提供や、職員等に対する教育訓練など、ソフト面の適切な対応が求められている。

(イ) 障害者差別解消法

行政機関等（独立行政法人等を含む。）が設置する博物館・美術館は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。資料 7）第 7 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされている。また、同法第 5 条及び第 7 条第 2 項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならないとされ、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的

な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとされている。

(ウ) 障害者文化芸術推進法

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号。以下「障害者文化芸術推進法」という。資料 8）第 7 条に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が平成 31 年 3 月に定めた基本計画（資料 9）では、以下のとおり規定されている。

- ① 障害の種別や特性の違いにかかわらず、いかなる障害者でも、自宅、学校、福祉施設、文化施設等、地域の様々な場で、幼少期から生涯にわたり、美術、音楽、演劇など、多様な文化芸術活動に、全国津々浦々で参加できることが重要である。そのためにもより多くの障害者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、幅広い障害者のニーズや多様な特性に応じた環境整備が必要である。（第 2 基本的な方針）
- ② 文化芸術の鑑賞は、本来、誰もが参加できるものであり、鑑賞の機会に当たって物理的・心理的な障壁が改善されれば、より多くの人に参加しやすくなることから、より一層の環境整備の充実が求められる。具体的には文化施設等のハード面の整備のみならず、情報保障などの障害特性に応じた配慮やサービスの提供等の利用しやすい環境の整備に加え、適切な対応ができる人材の育成、施設間のノウハウの共有等が求められている（第 3 施策の方向性(1)鑑賞の機会の拡大）。

(エ) 多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン

博物館・美術館は、「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」（平成 30 年 7 月文化庁。資料 10）により、以下の取組が求められている。

- ① 施設・設備については、i) 福祉車両駐車場の設置、スロープの設置、ii) 駅など公共の交通機関からのアクセスについて、点字ブロックなどの誘導装置設置など来館までのバリアフリー化、iii) 車椅子用トイレ、トイレ内の非常呼び出し装置、非常呼び出し装置の点字の説明
- ② 展示については、i) 点字パンフレットや音声ガイドの用意、ii) 視覚以外で鑑賞できる、触れて見る展示物、体験型、音声などを活用した展示
- ③ バリアフリー対応のための職員及びボランティアの研修について、意識を育てるための取組や障害者の支援に関わる研修の実施
- ④ ホームページなどの情報発信において、障害者支援内容を紹介することが有効であり、その際、テキストによるサイト、拡大文字によるサイトの開設

(2) 博物館・美術館の位置付け等

ア 博物館法等における博物館・美術館の位置付け

博物館・美術館は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。資料 11）及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号。資料 12）、並びに文部科学省が社会教育調査規則（昭和 35 年文部省令第 11 号）に基づき実施している社会教育調査の手引（資料 13）によると、表 1-(2)-①のとおり、①登録博物館、②博物館相当施設、③博物館類似施設に区分されており、動物園、植物園、水族館などが包括されている。

表 1-(2)-① 博物館法等における博物館・美術館の位置付け

区分	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
定義	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で、都道府県又は指定都市の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けたもの（法第 2 条第 1 項、第 10 条）	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの（法第 29 条）	博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設 ※法に根拠はないが、社会教育調査上、位置付け
設置主体	地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等（独立行政法人を除く。）（法第 2 条第 1 項）	制限なし	制限なし
登録又は指定主体	都道府県又は指定都市の教育委員会が登録（法第 10 条）	国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣が指定。それ以外の施設については都道府県教育委員会が指定（法第 29 条）	なし
職員	館長、学芸員必置（法第 4 条）	学芸員に相当する職員の必置（規則第 20 条第 1 項第 3 号）	制限なし
年間開館日数	150 日以上（法第 12 条第 4 号）	100 日以上（規則第 20 条第 1 項第 5 号）	制限なし
博物館種別	<社会教育調査上の分類> ①総合博物館（人文科学及び自然科学に関する資料を収集・保管・展示）、②科学博物館（主として自然科学に関する資料を収集・保管・展示）、③歴史博物館（主として歴史及び民俗に関する資料を収集・保管・展示）、④美術博物館（主として美術に関する資料を収集・保管・展示）、⑤野外博物館（戸外の自然景観及び家屋等の形態を展示）、⑥動物園、⑦植物園、⑧動植物園、⑨水族館		

(注) 1 博物館法、博物館法施行規則及び社会教育調査（文部科学省）に基づき当局が作成

2 表中、「法」は博物館法、「規則」は博物館法施行規則を示す。

イ 博物館・美術館の開館数、入館者数

文部科学省の社会教育調査によると、博物館（総合、科学、歴史、美術）の開館数は、表 1-(2)-②のとおり、全国で 5,158 館（平成 29 年度）に及び、1 施設当たりの年間の入館者数は、平成 19 年度に約 3 万 6,000 人であったものが 29 年度には約 4 万人と 10%程度増加しているなど、生涯学習やレクリエーション活動の拠点や観光資源等として幅広く利用されている。

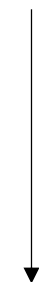
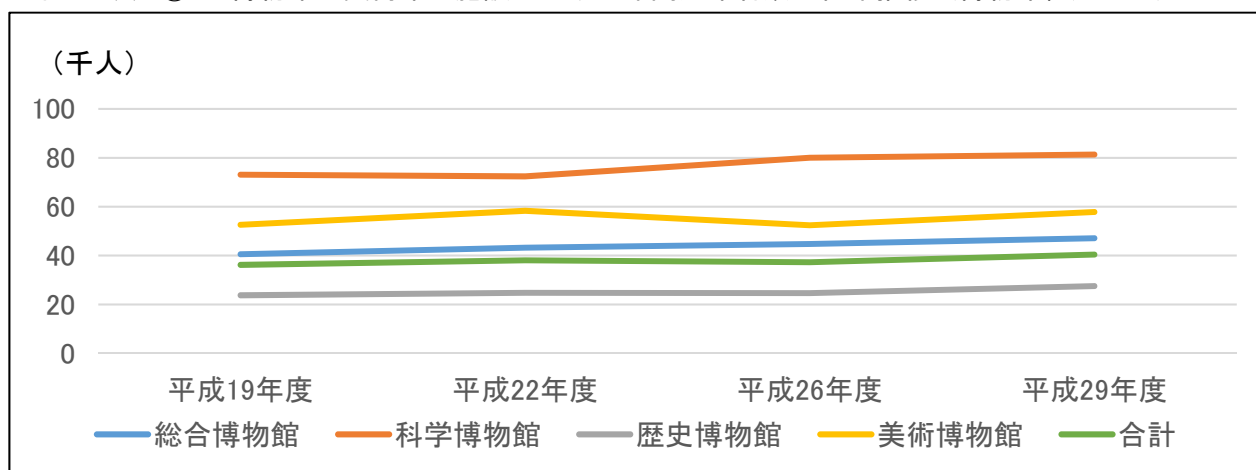


表 1-(2)-② 博物館・美術館の全国の開館数、入館者数の経年推移 (単位：館、千人)

区分 博物館 種別	平成 19 年度			平成 22 年度			平成 26 年度			平成 29 年度			
	開館数	年間入館者数		開館数	年間入館者数		開館数	年間入館者数		開館数	年間入館者数		
		全館	1 館当 たり		全館	1 館当 たり		全館	1 館当 たり		全館	1 館当 たり	
総合	登録	127	7,434	59	122	7,020	58	128	7,917	62	129	8,396	65
	相当	22	1,066	48	21	672	32	22	582	26	23	953	41
	類似	272	8,568	32	281	10,629	38	290	11,193	39	311	12,466	40
	小計	421	17,068	41	424	18,321	43	440	19,692	45	463	21,815	47
科学	登録	70	9,480	135	71	10,499	148	70	12,499	179	68	11,826	174
	相当	35	4,336	124	37	3,992	108	36	3,940	109	36	5,004	139
	類似	375	21,269	57	358	19,251	54	339	19,172	57	346	19,771	57
	小計	480	35,085	73	466	33,742	72	445	35,611	80	450	36,601	81
歴史	登録	314	13,060	42	320	13,096	41	319	12,994	41	326	15,934	49
	相当	119	6,905	58	120	7,658	64	127	9,956	78	136	12,678	93
	類似	2,823	57,424	20	2,744	58,211	21	2,736	55,372	20	2,740	59,554	22
	小計	3,256	77,389	24	3,184	78,965	25	3,182	78,322	25	3,202	88,166	28
美術	登録	369	22,488	61	368	21,732	59	347	19,346	56	353	22,737	64
	相当	75	10,541	141	78	11,663	150	87	11,378	131	91	17,074	188
	類似	644	24,227	38	612	28,316	46	609	23,948	39	599	20,499	34
	小計	1,088	57,256	53	1,058	61,711	58	1,043	54,672	52	1,043	60,310	58
計	登録	880	52,462	60	881	52,347	59	864	52,756	61	876	58,893	67
	相当	251	22,848	91	256	23,985	94	272	25,856	95	286	35,709	125
	類似	4,114	111,488	27	3,995	116,407	29	3,974	109,685	28	3,996	112,290	28
	合計	5,245	186,798	36	5,132	192,739	38	5,110	188,297	37	5,158	206,892	40

(注) 1 平成 20 年度、23 年度、27 年度、30 年度の社会教育調査 (文部科学省) の結果を基に、総合博物館、科学博物館、歴史博物館及び美術博物館の開館数・入館者数を集計して当局が作成
 2 博物館種別欄の「登録」は登録博物館、「相当」は博物館相当施設、「類似」は博物館類似施設を示す。
 3 1 館当たりの年間入館者数は、全館の年間入館者数を開館数で除し、小数点以下を四捨五入して算出

図 1-(2)-① 博物館・美術館 1 施設当たりの年間入館者数の経年推移 (博物館種別ごと)



(注) 表 1-(2)-①を基に当局が作成

また、文部科学省の社会教育調査 (平成 30 年度) によると、博物館 (総合、科学、歴史、美術) の府県別の施設数は、表 1-(2)-③のとおり、全国で 5,323 館 (平成 30 年 10 月 1 日現在)、このうち近畿管内は 653 館 (全国の 12.3%) となっている。

表 1-(2)-③ 府県別の博物館・美術館の設置状況

(単位：館)

区分	登録博物館、博物館相当施設					博物館類似施設					合計				
	施設種別					施設種別					施設種別				
	総合	科学	歴史	美術		総合	科学	歴史	美術		総合	科学	歴史	美術	
全国	1,181 (100)	154	104	470	453	4,142 (100)	318	350	2,858	616	5,323 (100)	472	454	3,328	1,069
近畿管内	179 (15.2)	11	17	92	59	474 (11.4)	46	39	317	72	653 (12.3)	57	56	409	131
大阪府	33	2	4	18	9	63	9	4	44	6	96	11	8	62	15
福井県	19	2	2	10	5	63	9	7	38	9	82	11	9	48	14
滋賀県	18	2	1	8	7	54	6	2	41	5	72	8	3	49	12
京都府	40	2	2	19	17	93	7	5	56	25	133	9	7	75	42
兵庫県	39	3	5	18	13	146	11	17	101	17	185	14	22	119	30
奈良県	21	0	1	13	7	27	3	1	18	5	48	3	2	31	12
和歌山県	9	0	2	6	1	28	1	3	19	5	37	1	5	25	6

(注) 1 平成 30 年度の社会教育調査（文部科学省）の結果を基に、総合博物館、科学博物館、歴史博物館及び美術博物館の施設数（平成 30 年 10 月 1 日現在）を集計して当局が作成

2 括弧内は全国を 100 とした場合の指数


ウ 調査対象とした博物館・美術館の概要

独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する博物館・美術館のうち、今回の調査対象とした、近畿管内の国立国際美術館、京都国立近代美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館、奈良文化財研究所（飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室）及び国立民族学博物館（以下「調査対象 8 機関」という。）の施設概要等は、表 1-(2)-④のとおりである。

表 1-(2)-④ 調査対象 8 機関の施設概要等

調査対象機関	施設概要等	
 国立国際美術館	設置法人	独立行政法人国立美術館
	施設所在地	大阪府大阪市北区中之島 4-2-55
	建物概要	【本館】平成 16 年建築（昭和 52 年大阪府吹田市で開館し移転）、延べ床面積 13,486.93 m ² （地上 1 階・地下 3 階）
	所蔵・展示作品等	国内外の現代美術中心とした作品を収集・保管・展示。絵画、彫刻、版画、写真などが多数を占める。近年では、映像、パフォーマンスといった新しいジャンルの作品収集にも取組
	入館者数	令和元年度：375,067 人、令和 2 年度：343,152 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館相当施設/美術博物館
 京都国立近代美術館	設置主体	独立行政法人国立美術館
	施設所在地	京都府京都市左京区岡崎円勝寺町 26-1
	建物概要	【本館】昭和 61 年建築（建替）、延べ床面積 9,983.44 m ² （地上 4 階・地下 1 階）
	所蔵・展示作品等	近代から現代につながる絵画、彫刻、版画、素描類、工芸（陶芸・漆芸・金工・染織）・デザイン、写真など、ジャンルの区分なく収集。日本の作品は京都を基盤とし、関西、西日本で芸術活動に重点。国外の作品は日本へ、日本からの影響関係が認められる作品の収集に重点
	入館者数	令和元年度：409,302 人、令和 2 年度：98,576 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館相当施設/美術博物館

<p>京都国立博物館</p> 	設置主体	独立行政法人国立文化財機構
	施設所在地	京都府京都市東山区茶屋町 527
	建物概要	【平成知新館】平成 25 年建築（建替）、延べ床面積 17,997 m ² （地上 4 階・地下 2 階（展示室部分は地上 3 階）） 【明治古都館】明治 28 年建築、延べ床面積 3,015 m ²
	所蔵・展示作品等	京都に伝来した美術品や文化財、また日本・東洋の古美術品や埋蔵文化財などを収蔵（考古遺物・陶磁器・仏像を中心とする彫刻作品や古代から近世にかけての絵画・書跡・染織・漆工・金工などの美術工芸品）
	入館者数	令和元年度：376,061 人、令和 2 年度：170,494 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館相当施設/歴史博物館
<p>奈良国立博物館</p> 	設置主体	独立行政法人国立文化財機構
	施設所在地	奈良県奈良市登大路町 50 番地
	建物概要	【なら仏像館】明治 30 年建築、延べ床面積 1,512 m ² （地上 1 階） 【青銅器館】昭和 12 年建築、延べ床面積 700 m ² （地上 1 階） 【西新館】昭和 47 年建築、延べ床面積 5,396 m ² （地上 2 階） 【東新館】平成 9 年建築、延べ床面積 6,389 m ² （地上 2 階） 【地下回廊】平成 9 年建築、延べ床面積 2,152 m ²
	所蔵・展示作品等	仏教美術を中心に、国宝・重要文化財を含む多数の文化財を収蔵・展示している。飛鳥から鎌倉時代にわたる仏像の優品を常時展示する他、絵画や工芸、書跡、考古のコレクション・寄託品も随時公開。毎年秋には正倉院展も開催している。
	入館者数	令和元年度：612,755 人、令和 2 年度：122,452 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館相当施設/歴史博物館
<p>奈良文化財研究所 飛鳥資料館</p> 	設置主体	独立行政法人国立文化財機構
	施設所在地	奈良県高市郡明日香村奥山 601
	建物概要	【本館】昭和 49 年建築、延べ床面積 4,297 m ² （地上 1 階・地下 1 階）
	所蔵・展示作品等	飛鳥の宮殿や水落遺跡の水時計、須弥山石等の石造物、高松塚古墳・キトラ古墳、飛鳥寺等の古代寺院に関する展示。山田寺から出土した建築部材による東回廊の再現展示など
	入館者数	令和元年度：26,966 人、令和 2 年度：15,664 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館相当施設/歴史博物館
<p>奈良文化財研究所 平城宮跡資料館</p> 	設置主体	独立行政法人国立文化財機構
	施設所在地	奈良県奈良市佐紀町
	建物概要	【本館】昭和 45 年建築、延べ床面積 1,987 m ² （地上 1 階）
	所蔵・展示作品等	平城宮跡の発掘調査の成果をもとに平城宮・京跡のことを分かりやすく解説・展示するほか、考古学や奈良時代に限らない奈良文化財研究所の最新の研究成果を展示
	入館者数	令和元年度：71,408 人、令和 2 年度：37,913 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館類似施設/歴史博物館
<p>奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室</p> 	設置主体	独立行政法人国立文化財機構
	施設所在地	奈良県橿原市木之本町 94-1
	建物概要	【本館】昭和 63 年建築、延べ床面積 637 m ² （地上 1 階）
	所蔵・展示作品等	飛鳥・藤原地域の宮、寺院、古墳などの遺跡の発掘や出土遺物（土器、瓦、木簡等）の調査・研究成果を展示
	入館者数	令和元年度：7,945 人、令和 2 年度：4,417 人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館類似施設/歴史博物館

	設置主体	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
	施設所在地	大阪府吹田市千里万博公園 10-1
	建物概要	【本館】昭和52年建築、延べ床面積30,974㎡（地上4階・地下1階） 【特別展示館】平成元年建築、延べ床面積5,292㎡（地上4階・地下1階）
	所蔵・展示作品等	世界をオセアニア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、日本を含むアジア各地域に分け、それぞれの民族文化に見られる違いを人類の営みの豊かな多様性を示すものとして常設展示。令和3年9月2日から11月30日までの期間は特別展「ユニバーサル・ミュージアム——さわる!“触”の大博覧会」を開催
	入館者数	令和元年度：292,315人、令和2年度：87,076人
	博物館法、社会教育調査の位置付け	博物館類似施設/総合博物館

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(3) 博物館・美術館のユニバーサルデザインの取組に関する障害者等多様な利用者からの意見・要望

今回、当局が、障害者165人（視覚障害36人、聴覚障害17人、肢体障害39人、精神・発達・知的障害65人）、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）8人、70歳以上の高齢者23人、子育て世帯等20人を対象に、博物館・美術館を利用するに当たって求めるユニバーサルデザインの取組に関するアンケート調査を実施した結果、博物館・美術館が誰もが楽しめる施設となるよう期待することとして、それぞれの特性に応じた意見・要望が聞かれ、その内容を①施設・設備の整備、②展示の工夫・鑑賞の支援、③ホームページにおける情報提供、④職員研修等に大別して整理するとおおむね次のとおりとなる（具体的な意見・要望については、後述2から5までの項目のほか、別冊のサポートブックを参照）。

ア 施設・設備の整備に関する意見・要望

博物館・美術館の施設・設備の整備については、表1-(3)-①のとおり、「車椅子利用者やベビーカー利用者が移動しやすい経路を確保してほしい」、「オストメイト用設備を整備してほしい」、「施設までの経路上もバリアフリー化してほしい」などの意見・要望が聞かれた。

表1-(3)-① 誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること（施設・設備の整備）

区分	意見・要望をいただいた方	誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること（施設・設備の整備に関する意見・要望）
施設内の施設・設備のバリアフリー化	視覚障害者	・ 段差や階段がない施設
	肢体障害者	・ スロープの設置など、車椅子利用者が移動しやすい経路の確保
	精神・発達障害者	・ 段差が少ないなどの施設のバリアフリー化
	オストメイト	・ オストメイト用設備を備えたトイレの整備
	子育て世帯等	・ スロープの設置など、ベビーカー利用者が移動しやすい経路の確保
施設外のバリアフリー化	肢体障害者	・ 最寄り駅等から施設までの経路上のバリアフリー化

(注) 調査結果に基づき当局が作成

イ 展示の工夫・鑑賞の支援に関する意見・要望

博物館・美術館の特質である展示の工夫・鑑賞の支援については、表1-(3)-②のとおり、「五感で楽しめる展示を行ってほしい」、「オンライン鑑賞を取り入れてほしい」、「障害者等の

ための鑑賞日を設けてほしい」、「音声ガイドを準備してほしい」、「利用者ニーズを把握してほしい」等の意見・要望が聞かれた。

表 1-(3)-② 誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること（展示の工夫・鑑賞の支援）

区分	意見・要望をいただいた方	誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること (展示の工夫・鑑賞の支援に関する意見・要望)
展示の工夫等	視覚障害者	・ 五感で楽しむことができる展示
	聴覚障害者	・ 音がなくても観て楽しめる展示
	肢体障害者	・ 車椅子利用者の目線で鑑賞できる展示
	精神障害者	・ 五感で楽しむことができる展示
	高齢者	・ 直接触れて楽しめる展示（彫刻等）
オンライン鑑賞	子育て世帯等	・ 触ったり、体験できる展示。子供の目線で鑑賞できる展示
	肢体障害者	・ オンライン鑑賞
	精神・発達障害者	・ 解説付き（音声、字幕両方）のオンライン鑑賞
鑑賞日の設定	高齢者	・ オンライン鑑賞
	視覚障害者	・ 障害者、高齢者、子供連れなど対象別の鑑賞日の設定
	聴覚障害者	・ 障害者とその家族のための鑑賞日の設定
	肢体障害者	・ 障害者だけの鑑賞日の設定
	高齢者	・ シルバーデーの設定
鑑賞の支援	子育て世帯等	・ 子供連れ専用の鑑賞日の設定
	視覚障害者	・ 音声ガイドのほか、人による鑑賞サポート
	肢体障害者	・ 座面高可変型の車椅子の導入
	発達障害者	・ 音声ガイドや字幕などの充実
	高齢者	・ 音声による展示解説
ニーズの把握	子育て世帯等	・ 解説文は大きい文字で、子供にも分かりやすい内容
	聴覚障害者	・ 障害者との対話によるニーズの把握
	肢体障害者	・ 障害者との対話やアンケートによるニーズの把握
	発達障害者	・ 障害者が展示会の企画段階から関わる仕組みの整備

(注) 調査結果に基づき当局が作成

ウ ホームページにおける情報提供に関する意見・要望

博物館・美術館のホームページにおける情報提供については、表 1-(3)-③のとおり、「バリアフリー化ができていない情報についても提供してほしい」、「ホームページの情報にはウェブアクセシビリティ（当局注：高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）を確保してほしい」等の意見・要望が聞かれた。

表 1-(3)-③ 誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること（ホームページにおける情報提供）

区分	意見・要望をいただいた方	誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること (ホームページにおける情報提供に関する意見・要望)
ホームページにおける必要な情報の提供	視覚障害者	・ 全盲者が楽しめる展示の有無、鑑賞サポートに係る情報
	肢体障害者	・ バリアフリー化ができていない施設・設備の情報
	オストメイト	・ オストメイト設備の有無
	高齢者	・ 混雑状況に係る情報
	子育て世帯等	・ 混雑状況に係る情報
ウェブアクセシビリティの確保	聴覚障害者	・ 動画への字幕の付与
	精神・発達障害者	・ ホームページ掲載の全ての情報にウェブアクセシビリティの確保

(注) 調査結果に基づき当局が作成

エ 職員研修等に関する意見・要望

博物館・美術館の職員研修等については、表 1-(3)-④のとおり、「多様な利用者の立場を理解した対応ができる人材を育成してほしい」、「職員だけでなく、警備員やボランティアへの教育も必要」、「どんな人も温かく迎えてほしい」等の意見・要望が聞かれた。

表 1-(3)-④ 誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること（職員研修等）

区分	意見・要望を いただいた方	誰もが楽しめるよう博物館・美術館に期待すること (職員研修等に関する意見・要望)
職員の 研修	視覚障害者	・ 各世代や障害者との対話による職員研修や、障害者の雇用等を通じ、多様な利用者の立場を理解の上、その特性を踏まえた対応ができる人材の育成
	肢体障害者	・ 障害者や子供の立場を体感できる機会を設けるなどにより、職員の多様な利用者への理解度を深めることが重要
	オストメイト	・ 職員のほか警備員等に対する教育も必要
	高齢者	・ 職員やボランティア等に対するユニバーサルデザインの理念についての教育、研修の徹底
	子育て世帯等	・ 子供に優しく接することができるよう、職員教育により理解を深めてほしい
職員の 接遇	聴覚障害者	・ 障害に理解があり歓迎されていると感じる対応があってほしい
	肢体障害者	・ 明るい接客
	精神・発達障害者	・ どんな人も温かく迎えてほしい

(注) 調査結果に基づき当局が作成

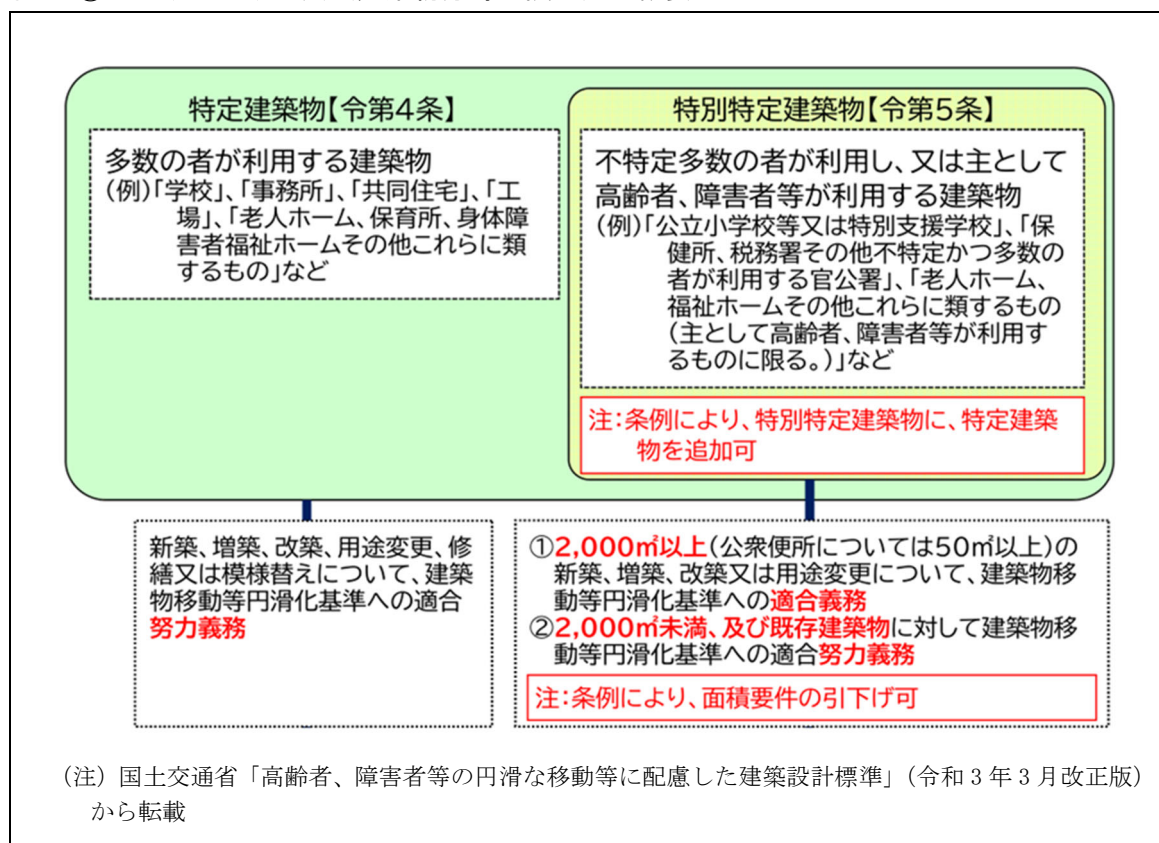
2 障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備状況

【制度の概要】

① バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準

博物館・美術館のように不特定多数の者が利用する建築物は、バリアフリー法第2条第1項第19号の規定及び同法施行令第5条の規定に基づき、特別特定建築物と位置付けられている。特別特定建築物は、高齢者や障害者等の移動等円滑化が特に必要であるとされており、同法第14条並びに同法施行令第9条及び第11条から第24条までの規定に基づき、延べ床面積が2,000㎡以上の建築（改築、増築、用途変更を含む。以下同じ。）をする場合、当該建築物の建築主、所有者、管理者、占有者（以下「建築主等」という。）に対し、出入口、廊下、階段・傾斜路、エレベーター、便所等の構造などを建築物移動等円滑化基準に適合させるとともに、その適合状態を維持することを義務付けている。また、これ以外の場合にあっても、建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講じ、その適合状態を維持するよう努めることとされている（図2-①参照）（資料4）。

図2-① バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



② 条例による建築物移動等円滑化基準の適用対象の拡大等

バリアフリー法は、第14条第3項において、「地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定(注1)のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる」としている。

調査対象 8 機関には、地方公共団体が定めた、「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成 4 年 10 月 28 日大阪府条例第 36 号。以下「大阪府条例」という。）（注 2）、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」（平成 16 年 3 月 31 日条例第 78 号。以下「京都市条例」という。）、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号。以下「奈良県条例」という。）が適用されている。

（注 1）政令で定める規模以上の建築等をしようとするとき及び所有・管理・占有する新築特別特定建築物について建築物移動等円滑化基準への適合を求める規定

（注 2）大阪府は、大阪府委任条例によることとして、独自の委任条例を制定していない。

このうち、大阪府条例及び京都市条例は、建築物移動等円滑化基準の適合義務を課す建築物の規模について、表 2-①のとおり、バリアフリー法施行令で定められた延べ床面積の基準（合計 2,000 m²以上）を引き下げ、対象となる建築物の範囲を拡大しており、調査対象とした国立国際美術館、国立民族学博物館、京都国立近代美術館及び京都国立博物館は、建築物を建築する場合、該当する条例の適用を受ける。

なお、奈良国立博物館及び奈良文化財研究所（飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室）は奈良県条例の適用を受けるが、同条例には法令が定める床面積の基準の引下げに係る規定は設けられていない。

表 2-① 条例による建築物移動等円滑化基準の適合義務を求める建築物の規模の引下げ

区分	建築物移動等円滑化基準の適合義務を求める建築物の規模		左の適用を受ける調査対象機関
	法令が定める基準	条例が定める基準	
大阪府条例	（バリアフリー法施行令第 9 条） 床面積の合計が 2,000 m ² 以上	（大阪府条例第 12 条及び別表） 原則、全て（規模にかかわらず）	国立国際美術館 国立民族学博物館
京都市条例		（京都市条例第 22 条） 原則、床面積 1,000 m ² 以上のもの	京都国立近代美術館 京都国立博物館

（注）調査結果に基づき当局が作成

また、大阪府条例、京都市条例及び奈良県条例は、いずれも建築物移動等円滑化基準に独自に必要な事項を付加した上、当該基準への適合の義務又は努力義務を求めており、例えば、階段の存在を警告するための点状ブロックの設置については、バリアフリー法施行令が求める階段の上端近接部に加え、下端近接部にも設置を求めている（大阪府は適合義務、京都市及び奈良県は努力義務）などの例がみられる（後述（2）参照）。

③ 建築設計標準

国土交通省は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者のほか、建築主、施設管理者、利用者等に対して、適切な設計情報を提供するユニバーサルデザインに係る設計のガイドラインとして、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和 3 年 2 月改訂。資料 14。以下「建築設計標準」という。）を定め、建築物移動等円滑化基準などの法令に基づく基準、設計の考え方やポイントとともに、整備内容及びその具体的な実現方法を示し、同省のホームページ「建築物におけるバリアフリーについて」で、「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」などととも広く一般に公開し、建築物のユニバーサル化を推進している。

【調査結果】

(1) 調査対象機関における建築物移動等円滑化基準への適合義務等

調査対象 8 機関の建築物は、いずれも建築物移動等円滑化基準の適用対象とされており、表 2-(1)-①のとおり、建築年次、延べ床面積及び改修歴からみて、バリアフリー法施行（平成 18 年 12 月 20 日）後の平成 25 年に新築された京都国立博物館の平成知新館（延べ床面積 17,997 m²）のほか、同 22 年に全面改修が行われた奈良国立博物館の新館（西）（延べ床面積 5,396 m²）には、建築物移動等円滑化基準への適合の義務が課せられている。

なお、これら以外の建築物には、建築物移動等円滑化基準の適合に努めることが求められている。

表 2-(1)-① 調査対象機関における建築物移動等円滑化基準への適合義務等

調査対象機関	調査対象とした建築物	建築年次	延べ床面積 (m ²)	建築物移動等円滑化基準の適用に影響する改修年次 (施工面積 (m ²))	延べ床面積、建築年次及び改修歴からみた建築物移動等円滑化基準への適合義務	
					適合の義務	適合に努力
国立国際美術館	本館	平成 16	13,486	—	—	○
京都国立近代美術館	本館	昭和 61	9,983	—	—	○
京都国立博物館	明治古都館	明治 28	3,015	—	—	○
	平成知新館	平成 25	17,997	—	○	—
奈良国立博物館	なら仏像館	明治 30	1,512	—	—	○
	青銅器館	昭和 12	700	—	—	○
	新館（西）	昭和 47	5,396	平成 22 (5,396)	○	—
	新館（東）	平成 9	6,389	—	—	○
	地下回廊	平成 9	2,152	—	—	○
奈良文化財研究所 飛鳥資料館	本館	昭和 49	4,297	—	—	○
奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	本館	昭和 45	1,987	—	—	○
奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	本館	昭和 63	637	—	—	○
国立民族学博物館	本館	昭和 52	30,974	—	—	○
	特別展示館	平成元	5,292	—	—	○

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(2) 調査対象機関の施設・設備における建築物移動等円滑化基準への適合状況等

調査対象8機関における障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備状況について、建築物移動等円滑化基準への適合状況のほか、建築設計標準が望ましいとする整備内容を調査した結果、令和3年10月時点で、表2-(2)-①のとおり、全機関で改善の検討を要する状況（76 事例。以下「建築物移動等円滑化基準等への不適合」という。）が認められた。



表 2-(2)-① 令和 3 年 10 月時点における調査対象機関の改善の検討を要する施設・設備の概要

区分	調査対象機関	国立国際美術館	京都国立近代美術館	京都国立博物館	奈良国立博物館	奈良文化財研究所			国立民族学博物館	該当事例数
						飛鳥資料館	平城宮跡資料館	藤原宮跡資料室		
敷地内通路	点字ブロックの案内誘導が不適切	①							③	4
	点字ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらい							①	②	3
	グレーチング（溝等の網蓋）の隙間の幅が広い			(2)	(1)		(1)			4
	移動経路上に障害物を設けている	(1)		①				(1)	(1)	4
	移動経路上に不陸（段差）がある				①					1
駐車場	車椅子使用者用駐車施設が未設置						①	①		2
出入口	扉が障害者等の開けにくい「開き戸」構造				①	①		①		3
廊下等	中空に突出部（障害物）がある							(1)		1
階段	踏面の端部と周囲の色彩に大きな差がなく識別しづらい		②		①	①	②		①	7
	点字ブロックが未設置、又は設置範囲が不十分	①	②		②①		③		②	11
	点字ブロックが破損、剥離	①		①						2
	点字ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらい						①			1
	手すりが途切れている					(1)				1
傾斜路	点字ブロックが未設置		①		①					2
	点字ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらい						①		①	2
	傾斜路と前後の部分の色彩に大きな差がなく識別しづらい		①						①	2
トイレ	オストメイト用設備が未設置					①		①		2
	センサー式スイッチに触知可能な押ボタン等の併設がない			(1)					(1)	2
	ボタンの機能を案内する点字表示がない	(1)	(1)						(2)	4
	非常呼出し装置に手が届かない等、即時使用が困難	(1)	(1)	(1)						3
	手すりを設置した小便器が未設置					(1)				1
	手すりを設置した洗面台が未設置				(1)	(1)				2
	小便器の受け口を低くする措置が不十分	①								1
エレベーター	ベビーチェアを設置したトイレがない					(1)				1
	乗降ロビー及び籠内の音声案内装置が未稼働			①						1
案内設備等	乗降ロビーに乗り場ボタンの位置を示す点字ブロックが未設置		(1)		(1)					2
	インターホンの設置位置が高い上に床面が傾斜		(1)							1
乳幼児施設	案内設備や案内所へ誘導する点字ブロックが未設置		①		①	①	①	①		5
	授乳室やおむつ替え設備が未設置						(1)			1
建築物移動等円滑化基準への適合の義務が求められている事例		0	0	2	3	0	0	0	0	5
建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が求められている事例		4	7	1	5	4	9	5	10	45
建築設計標準で取組が望ましいとされている事例		3	4	4	3	4	2	2	4	26
合計（事例数）		7	11	7	11	8	11	7	14	76

(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 数字は建築物移動等円滑化基準等の不適合等の事例数。適合義務を要するものは丸付き白抜き数字 (①等)、努力義務を要するものは丸付き数字 (①等)、建築設計標準により望ましいとされているものは括弧付き数字 ((1)等) で示した。

3 表中「点字ブロック」とは、「線状ブロック等及び点状ブロック等を合わせた総称」をいう。以下、同じ。

これら改善の検討を要する個別事例 (8 機関 76 事例) は、以下ア～コのとおりであり、調査対象8機関に対し、建築物移動等円滑化基準等に基づく具体的な改善案等を提示したほか、改修等の改善の機会を得ることが当面見込むことができないと思われるもの等については、可能な限り、当面の間における補完的措置による支障の解消策を提示した。

この結果、令和4年6月末時点で、表2-(2)-②のとおり、41事例について改善（代替措置2事例を含む。）が行われた（詳細は事例表を参照）。

表2-(2)-② 令和4年6月末時点における改善に向けた取組状況 (事例数)

	改善義務があるもの	改善に努める必要があるもの	改善が望ましいもの	合計
改善済	4	18	17	39
代替措置で当面の支障を解消	-	2	-	2
予算要求中	1	12	6	19
対応を検討中	-	11	3	14
今後対応を検討	-	2	-	2
合計	5	45	26	76

(注) 調査結果に基づき当局が作成

ア 敷地内の通路（屋外）

(ア) 点字ブロック

a 点字ブロックの案内誘導が不適切なもの（2機関4事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第21条

- 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて設置し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること

建築設計標準 2.14H (2)①視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色

- 線状ブロック等は、線状の突起を設けたもので、歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示する。
- 点状ブロック等は、点状の突起を設けたもので、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とし、注意を喚起する位置を示す。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

- ◇ 周りが見えないので、適切に誘導してもらえないと、移動に際して人にぶつかるなどしてしまうことがあることを知ってほしい。
- ◇ 弱視だが点字ブロックを目印にしている。点字ブロックが途切れていたり、不備があると、戸惑い、大変不安になる。また、「実際に困る人のことはやっぱり分からないのだろうか」と思う。
- ◇ 目的地にたどり着けない。途中で点字ブロックが切れてしまうと不安になる。
- ◇ 点字ブロックが途切れたり不備があると、入口が分からず入れなかったりする。特に、館内が広くて音が反響するようなところは受付の場所も分からないのでサポートも頼めない。ああ、こども視覚障害者は招かれてはいないんだと感じる。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ア-① 点字ブロックの案内誘導が不適切な事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-1 《改善済》	
	機関名	国立国際美術館（本館）	
	現況	歩道と敷地の境界に、点字ブロックを設置して注意喚起すべきところ、線状ブロックのまま敷地外に誘導	
	想定される支障等	視覚障害者が、①誘導の終点が分からず、点字ブロックを見失ったと感じて混乱するおそれ、②歩道に出たことに気付かず往来する歩行者と衝突するおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-2	
	機関名	国立民族学博物館（本館）	
	現況	誘導経路から外れた、設置意図が明らかでない、他と連続していない点字ブロック	
	想定される支障等	視覚障害者が、どこかへ誘導しようとしているものと誤認し、かつ、その意図を理解できないために混乱するおそれ	
事例③	事例表番号	施設設備-3	
	機関名	国立民族学博物館（本館）	
	現況	経路の途中までしか点字ブロックが敷設されておらず、敷地出入口まで誘導するものとなっていない。	
	想定される支障等	視覚障害者が、円滑に敷地外に退出できないおそれ	
事例④	事例表番号	施設設備-4	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	点字ブロックにより、傾斜路及び敷地内通路の方向を案内するに留まり、案内先まで連続して誘導するものとなっていない。	
	想定される支障等	視覚障害者が、点字ブロックが意図する案内先にたどり着けないおそれや誘導意図を理解できないために混乱するおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

b 点字ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらいもの（2 機関 3 事例）

【整備基準】

<p>バリアフリー法施行令第 11 条第 2 項</p> <p>➤ 点状ブロック等（床面に設置されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）</p> <p>バリアフリー法施行令第 21 条第 2 項第 1 号</p> <p>➤ 線状ブロック等（床面に設置されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）</p> <p>建築設計標準 2.14H (2)①視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色</p> <p>➤ ブロック等の色は、「黄色」を原則とする。</p> <p>➤ 金属製のブロック等は、弱視者（ロービジョン）には色の違いが分かりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等に留意する。</p>

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》




- ◇ しばしば点字ブロックが分かりづらく困ることがある。弱視者にとっては案内の導線であり、それを見づらいものにしてるのは、障害への理解度の低さと思われ、非常に残念。点字ブロックは是非見やすい色にしていきたい。
- ◇ 弱視のときには、床とのコントラストがなくてブロックを見付けられなかったりした。床と同色であったりすると分かりづらく、階段などに気付かず怖い思いをしたこともある。美術館などデザインを重視しているような建物だとそういうことがあるので、できればコントラストを考えてもらえるとうり難い。ただし、黄色であっても床が白ければ見付けられない。
- ◇ 人の往来が多い場所でのコントラスト確保は、視覚障害者の視認のためだけでなく、視覚に障害がない者に視覚障害者の導線があることを知ってもらう、安全上からも重要。視覚に障害がない者が点字ブロックを認識できず、全盲の私たちに突進してくることがある。
- ◇ 銀色の点字ブロックは見えない。点字ブロックを外れてしまうと探すのに時間がかかってしまうので、色が着いていた方がよいと思う。
- ◇ 金属製のものは、せっかく点字ブロックが設置してあるのに見えず、入口を探し回って悲しかった。また、雨の日は、反射でより点字ブロックが見えない上、滑りやすく、足を乗せて転んでしまい、情けなくて怒りが込み上げてきて涙が出た。

《高齢者》

- ◇ 識別しやすい黄色にするのが一般的であり、景観保持やデザインのために、それ以外の色を使うのは望ましくないと思う。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ア-② 点字ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらい事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-5 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室（本館）	
	現況	点字ブロックが周囲の路面と同系色	
	想定される支障等	弱視者等が点字ブロックによる誘導の利便を得にくい。	
事例②	事例表番号	施設設備-6	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	点字ブロックがその周囲の床面と同色同素材	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例③	事例表番号	施設設備-7	
	機関名	国立民族学博物館（本館）	
	現況	金属製点字ブロックのため、照り返し等の条件下によっては周囲の路面の色彩に紛れやすく、弱視者等に識別しづらいものとなっている。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(イ) グレーチング（溝等の網蓋）

a 隙間の幅が広く不適切なもの（3 機関 4 事例）

【整備基準】

建築設計標準 2.1.1 敷地内の通路の設計標準 (4)②溝蓋

➤ 主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ 1.5 cm以下、隙間 1 cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

- ◇ グレーチングの穴に白杖の先がはまり込んで困ったことがある。
- ◇ 白杖や婦人靴のかかとがはまったことがある。なかなか抜けず冷や汗ものであった。

《高齢者》



- ◇ 昔は婦人靴のかかとが隙間に入り、かかとを折った上に足を捻ったり、転倒した苦い経験がよくあった。
- ◇ グレーチングは、道路の排水設備であり、通路を横断して設置することがおかしい。どうしても横断する必要があるならば、歩行者の通路箇所にカバーをして事故防止を図る必要がある。



《乳幼児連れ、女性》

- ◇ 車椅子やベビーカーのタイヤが隙間に落ちる。ベビーカーを持ち上げて通行したりしている。
- ◇ ベビーカーのタイヤが溝に引っかかり、進みにくい。
- ◇ 婦人靴のかかとが隙間に落ちて足を捻ったり転倒する危険があるのでグレーチングの箇所は歩けない。またいだり、違う経路へ回る。
- ◇ 子供が隙間に物を落としたり、指などを入れて挟んでしまう危険がある。年齢の低い子供は、格子が気になってしゃがみ込む。物などが落ちて困らない構造にしてほしい。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ア-③ グレーチング（溝等の網蓋）の隙間が広く不適切な事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-8 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館（平成知新館）	
	現況	駐車場から身体障害者用入口までの移動経路上に、幅 3 cm の目の粗いグレーチングが横断	
	想定される支障等	杖や婦人靴のかかとなどが隙間にはまって転倒するおそれ、車椅子や乳幼児カートの前輪が隙間にはまるなどの移動上の支障を生じるおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-9 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館（明治古都館）	
	現況	正門前を横断する排水溝のグレーチングが隙間の 1 辺が 4 cm と目の粗い格子状	
	想定される支障等	杖や婦人靴のかかとなどが隙間にはまって転倒するおそれ	

区分	事例の概要		現況写真
事例③	事例表番号	施設設備-10	
	機関名	奈良国立博物館（敷地西側）	
	現況	敷地出入口 2 か所、園路 1 か所を横断する溝のグレーチングの隙間が、幅 2.7 cm、長さ約 10 cm と広い。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例④	事例表番号	施設設備-11 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	
	現況	通路上 2 か所のグレーチングの隙間が、溝部が幅 2.5 cm × 長さ 6 cm、柵部が幅 2 cm × 長さ 4.5 cm と広い。	
	想定される支障等	事例②と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(ウ) 移動経路上の障害物

a 移動経路上に障害物を設けているもの（4 機関 4 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 3 号イ（移動等円滑化経路を構成する廊下等）

➤ 幅は、120 cm 以上とすること

建築設計標準 2.1.1 (1) 通路の有効幅員、空間の確保等

➤ 主要な経路上の通路の幅は、120 cm 以上とする。

➤ モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。

➤ 敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなるため、施設運用上の在り方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにすることが望ましい。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

◇ 立看板などが点字ブロックのすぐ脇に立っていると、つまづくことがあり、怖い。また、転倒して痛い思いをしたこともある。通路上に鉄柱、自転車よけの鉄棒があり、ぶつかったこともある。実際にシミュレーションをして障害になっていないか、確認してほしい。

◇ 点字ブロックの上やその周辺に障害物が置かれていると困る。本当に迷惑。また、ブロックのすぐ横に置かれるのも迷惑。点字ブロックの上を歩くと足裏が痛むので脇を歩くこともあるし、ブロックの幅に身体が収まるほど細い人ばかりではない。

◇ ぶつかってけがをしそうになるものだけは置かないでほしい。

◇ 隅のほうへ移動しておけばぶつからなかっただろうなど思ったことがある。

《肢体障害者》

◇ 車椅子では狭いところを通り抜けることができない。通路幅は確保してレイアウトしてほしい。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ア-④ 移動経路上に障害物を設けている事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-12 《改善済》	
	機関名	国立国際美術館	
	現況	施設出入口から敷地外に向けた点字ブロックの先に重量がある金属製の看板を設置	
	想定される支障等	視覚障害者が障害物に接触し、転倒などの事故が発生するおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-13 《改善済》	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	点字ブロックの終端部の正面に看板を設置	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例③	事例表番号	施設設備-14 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	
	現況	点字ブロックや目の細かいグレーチングを設置して、視覚障害者の移動等円滑化を図っている通路の出入口を鎖で遮断	
	想定される支障等	視覚障害者が安全・円滑な移動に資する通路を利用できないほか、鎖に気付かずに行進してきた場合は足が引っかかり転倒するおそれ	
事例④	事例表番号	施設設備-15 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館（庭園）	
	現況	車椅子使用者用便房の出入口に向かう通路内に表示板を設置したため、本来 120 cm 以上あった通路の幅が 100 cm となっている。	
	想定される支障等	車椅子使用者が車椅子使用者用便房の出入口まで円滑に至ることができない。	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(エ) 移動経路上の不陸（段差）

a 移動経路上に不陸（段差）があるもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

<p>バリアフリー法施行令第 18 条</p> <p>➤ 道等から不特定多数が利用する居室までの経路等のうち一つ以上については、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）にしなければならない。</p> <p>建築設計標準 2.1.1 敷地内の通路の設計標準 (4) 仕上げ等「留意点：仕上げと施工」</p> <p>➤ レンガあるいはタイル敷き等の通路は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や維持管理を行う。</p> <p>➤ 仕上げ材料の目地幅は、できる限り小さくし、車椅子使用者や視覚障害者の通行のしやすさに配慮する。</p>
--

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

<p>《視覚障害者》</p> <p>◇ 段差がない設計に見えて、小さな段差があるのが一番危ない。古い美術館などによくあるが、小さな段差でつまづくことが多い。</p>
--

- ◇ 大きな段差は分かるが、小さな段差の方が分かりにくい。それでよくつまずく。色が変化していると多少気を付けることもできるのだが。
- ◇ 特に広い公園の中にある美術館や博物館は、凹凸のある石畳や段差を通過して入口に行かなければならないことがあり、怖い思いをすることがある。

《肢体障害者》

- ◇ 健常者は数センチの段差を何気なく通過しているが、車椅子の私たちは数センチの段差や凹凸のあるタイル、勾配のある坂は、前輪やタイヤに引っかかり転倒の原因や走行の邪魔となる。
- ◇ 身体障害者で車椅子を利用している者でも、障害部位によって可動域はそれぞれで異なることを理解いただけたら嬉しい。数センチの段差でも大きな障害となる。
- ◇ バリアフリー対応施設となっても、建物に入る入口までに段差があったり、凹凸のあるタイルを使われているのは、とても身体に響き、疲れの原因となる。

《高齢者》


- ◇ 段差では、足がしっかり上がらないため、つまずく可能性がある。なるべくない方が有り難い。
- ◇ 高齢者は少しの高低差でもつまずいて転倒する危険があるので、段差があってはダメ。入館者のアプローチが可能な箇所には段差をなくしてもらいたい。
- ◇ 歩行時、僅かな段差でもつまずく。つま先が引っ掛かり、転倒しそうになったことがある。高齢になると脚力が衰えてくることから少しの段差でも気になる。段差はないことがベスト
- ◇ ブロックを敷き詰めた歩道では、目地部分が膨れ上がって段になっていることがあり、不都合

《乳幼児連れ、女性》

- ◇ 石畳の隙間や段で、幼児、高齢者、足元の不自由な人が、つまずいて転倒する危険性がある。
- ◇ 石畳は親子ともにとにかく歩きにくい。また、ベビーカーががたつき、タイヤが溝に挟まったり、溝に沿って動いてしまい、まっすぐ進めない。押しにくい。
- ◇ 婦人靴では歩きにくい。スニーカーでも歩きにくい。目地に婦人靴のかかとが挟まったことがある。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ア-⑤ 移動経路上に不陸(段差)がある事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-16	
	機関名	奈良国立博物館 (西新館)	
	現況	立方体の石材を敷き並べた通路が沈下し、通路全幅を横断する高さ4cmの不陸(小段)を生じている。	
	想定される支障等	歩行が不安定な高齢者や弱視者等がつまずいて転倒するおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

イ 駐車場

a 車椅子利用者用駐車施設が未設置のもの (2 機関 2 事例)

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 17 条

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を一以上設けなければならない。

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 1. 幅 350 cm以上
 2. 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること

バリアフリー法施行令第 19 条

- 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

建築設計標準 2.2.1 (4)②車椅子使用者用駐車施設等である旨の表示

- 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。
- 車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。
- 車椅子使用者に分かりやすくするため、また、不適正利用の抑止を図るために、表示板（標識）は目立つものとする。
- 一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用を防止するために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望ましい。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

車椅子使用者専用スペースの必要性

- ◇ 車の乗り降りにドアを全開にできるだけだけの駐車スペースが必要であることを理解いただきたい。障害者優先スペースの、横と後ろには、十分なスペースが欲しい。車椅子の出し入れに車のドア 1 枚分のスペースを確保しなければ車椅子に移乗できない。そのためにあの広い幅が確保されている。
- ◇ 車椅子使用者としては「駐車場所が建物から近いから利用する」というよりは、車を停めたときに、横にスペースがないと扉を全開することができず、車椅子を車から降ろし、横付けさせて移乗することが物理的に不可能なのが理由。「普通のところに停めても何とかなる」ということは、無理な話。

整備に当たっての留意点

- ◇ 「車椅子用」ではなく、「優先駐車場」や「思いやり駐車場」というような縛りのものが多く、対象者が曖昧なため、車椅子使用者でない方たちの利用もあって、埋まって利用できないことが多い。
- ◇ 停める専用場所が分かりづらかったり、車椅子利用区画の数自体が少ないと思う。
- ◇ 美術館から遠かったりすることがある。施設から遠いと移動がづらい。



区画の管理

- ◇ 障害者用駐車スペースに健常者が車を停めないようにコーンやポールが立てられていて、連絡しないと駐車できない場合があつて困る。健常者は停めないようにしてほしい。
- ◇ 車椅子用に健常者が駐車していると困る。障害者用駐車スペースが幅広なのは、車椅子利用等での乗降の利便のためなのに、高齢者や障害者以外の人に使用されると、本当に必要な人が困る。このことを施設側も明確にアピールしてほしい。せめて、公式な車椅子利用プレートや駐車禁止除外指定者証などを提示している車のみの使用許可にいただけると、とても助かる。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載



表 2-(2)-イ 車椅子利用者用駐車施設が未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-17 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	
	現況	駐車場を設けているが、駐車場内に所定の車椅子利用者用駐車施設（駐車柵、標識等）が設置されていない。	
	想定される支障等	車椅子使用者が、車の扉を全開にする十分なスペースを得られず、車椅子に移乗できないおそれ、資料館等の最寄りに駐車できず、移動の負担が大きくなるおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-18 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	
	現況	事例①と同じ	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

ウ 玄関（出入口）

a 扉が障害者等の開けにくい「開き戸」構造のもの（3 機関 3 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 18 条

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室を設ける場合、道又は公園、広場その他の空地から当該利用居室までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。
- 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること
 - イ 幅 80 cm 以上
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《肢体障害者》

- ◇ 新しくなった博物館の建物にスロープが作られていて感動したのに、その先が重たいガラス製の開き戸でびっくりしたことがある。健常の友人が同行していたため開けてもらった。そこにはインターホンもなく、独りでは行けないと寂しく思った。
- ◇ 車椅子では、開き戸を押すことはできても、引くことができない。私は必ず介助者がいるので問題ないが、困る方はいると思う。館内がバリアフリーでも、これでは意味がない。
- ◇ 手にも力がないので、引き戸、開き戸関係なく重い扉だと自力で開けることができない。私にとっては体重を掛けられる開き戸より、引き戸のように横に力を入れる方が大変な場合もある。できれば、自動扉があればよい。
- ◇ 引き開け形式の場合、車椅子に座ったままでは力を入れて引っ張ることが難しく、無理に引こうとすればバランスを崩し転倒する可能性もある。開き戸の場合、車椅子に乗りながらの出入りは難しく負担になるので、出入口に警備員等を配置し、介助するなどの対応もあるかと思う。

《高齢者》

- ◇ 杖を利用していると、片手で扉を開けにくい。また、扉が重いとバランスを崩すことがある。扉を軽くしてほしい。可能なら介助してくれる係員の配置をお願いしたい。

◇ 開き戸は反対側にいる人にぶつかる危険がある。横開きに改良するとよい。

《乳幼児連れ》

◇ 車椅子やベビーカーの利用者等は、ドアノブに手が届かないなど、ドアの開閉が困難な場合がある。
介助のための要員配置や扉の開放などの工夫も必要

◇ ベビーカーを押しながら扉を押さえて進むことが大変であった。ベビーカーを押して入るのに不便

◇ 子供に扉が当たる可能性がある。また、扉が勝手に閉まったりするので、子供が手を挟む危険がある。




◇ 子連れだと手が塞がっていることも多く、自分で開けるタイプの扉はとにかく困る。荷物があつたり、子供を抱いているときは開けにくい。

◇ 扉を開放したままにできないのか。開けばなしにしてほしい。

◇ 職員を配置（ボランティアなど）して、補助をしていただきたい。扉の辺りに職員の方がいてくれて、助けてくれるととても有り難い。警備や係員の方が声を掛けられる範囲にいてくれると助かる。開けていただける配慮などがあると有り難い。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ウ 出入口の扉が障害者等の開けにくい「開き戸」構造となっている事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-19	
	機関名	奈良国立博物館（なら仏像館）	
	現況	車椅子使用者用出入口が、車椅子使用者が単独では扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造	
	想定される支障等	車椅子使用者や足元が不安定で扉を開けて避ける動作が容易でない者、扉を手前に引く力の弱い者等が出入口を円滑に通過できないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-20 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	屋外休憩棟の出入口が、車椅子使用者が単独では扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造。片扉を開けて対応しているがそれだけでは70cmしか通行幅がない。	
	想定される支障等	車椅子使用者等が出入口を円滑に通過できないおそれ	
事例③	事例表番号	施設設備-21 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	
	現況	屋外展示場への出入口が、車椅子使用者が単独では扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

エ 廊下（屋内通路）

a 通路の中空に突出部があるもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

建築設計標準 2.4.1 (1)①廊下「通路のアルコーブ、壁の面取りの例」

- 廊下等には突出部を設けないことが望ましい。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 床から高さ 65 cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を 10 cm以下とする。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》


- ◇ 出っ張りなどが飛び出ているのは、見えないと恐怖

《乳幼児連れ》

- ◇ 急に出っ張った部分があると子供が頭をぶつける可能性がある。角に顔（特に目が危険）、頭をぶつける若しくはガラスにぶつかる危険。周囲をチェーン柵などで囲って近寄れなくするなど、「対策している」と目に見えるようにしておいた方がよい。
- ◇ 展示に夢中になっていて、突き出している部分に気付かず、手を引いている子供がぶつかるかも。
- ◇ よそ見をして歩いていることもあると思うので、出っ張りにぶつかってけがをする可能性が高い。あるいは、振り向きざまにぶつかる。角を丸める、コーナーガードやスポンジなどのクッション材を付けるなど、痛み軽減やけがのリスクを減らしてほしい。
- ◇ 突き出している下の空間に子供がしゃがんで入って遊び、立ち上がって頭をぶつけることもあると思う。下部の空洞部をベニヤなどで囲んで突き出しの下に潜れないような工夫などがよい。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-エ 通路の中空に突出部がある事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-22 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	
	現況	鑑賞コーナーの一部が、通路側に地上高 75 cmの位置から 30 cm余りせり出し、底部の金属台座の角が立っている。	
	想定される支障等	視覚障害者が衝突するおそれ。また、視覚に障害がない者であっても、鑑賞に気を取られ、突出を想定していないまま前方を見ずに移動し、衝突するおそれ。特に、子供は、突出部の角がちょうど顔の高さに位置しており、危険性が高い。	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

オ 階段

(ア) 段の端部の色彩による明示

a 踏面の端部と周囲の色彩に大きな差がなく識別しづらいもの（5 機関 7 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号（階段）

- 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより

段を容易に識別できるものとする

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》




- ◇ 段鼻が分かりづらいと、とても困る。ぼんやりとは見えるけど、見えづらい人間がいることを知っておいてほしい。設計や工事に携わる人にも色で見分ける必要性を知ってもらいたい。
- ◇ 弱視のときは段の滑り止めと階段が同じような色だと踏み外したり、落ちたり、ひやとしたことが何度もあった。色が似ている階段は見分けにくいので、色の配慮を考えてほしい。また、会場が暗いと周囲の状況が分からないので、コントラストをはっきりしてほしい。
- ◇ グレー系の階段は見にくい。角のところに反射テープでも貼ってあると有り難い（デザインが台無しけど）。
- ◇ 全面同じ色も分かりにくい、タイルのような縦線・横線があるものも分かりにくい。

《高齢者》

- ◇ 段鼻と床面の色が同一系統の場合、段が終わりど勘違いして踏み外す場合があるので、色系統を変えてほしい（段の端に周囲と異なる色の滑り止めを貼るなど）。転倒しかねないのでかなり危険
- ◇ 体が前屈みになっているので、階段を下るときに見分けが付きにくく踏み外して転倒し、階段下まで落ちるケースもある。また、上るときにはけがの不安はそれほどないが、前に転ぶことはある。段の端をできれば黄色や赤色にするのがよいと思う。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-オ-① 踏面の端部と周囲の色彩に大きな差がなく識別しづらい事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-23	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	玄関前の屋外階段が一律の素材で、端部とその周囲の部分が同色	
	想定される支障等	視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまづいて転倒するおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-24	
	機関名	奈良国立博物館（西新館前）	
	現況	屋外階段が、経年劣化による退色のため、端部上面（赤御影石）とその周囲（白御影石）が同色となっている。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例③	事例表番号	施設設備-25 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	正面玄関の階段が一律の石材で造られ、踏面の端部とその周囲が同色の上、踏面に刻まれた滑り止めの溝と端部が識別しづらい。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

区分	事例の概要		現況写真
事例④	事例表番号	施設設備-26 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	
	現況	入口前階段： 全体が一様のタイル張りで同色の上、段の端がタイルの目地と混同しやすく識別しづらい。 出口前階段： 全体が同色同素材のタイル張り。端部と踏面のタイルの寸法を変えることで端部を識別するように工夫しているが、視界の清明を欠く弱視者等には識別しづらい。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑤	事例表番号	施設設備-27 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館（屋外トイレ）	
	現況	男子・女子便所前ともコンクリート平板造の階段で、端部とその周囲の部分が同色	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑥	事例表番号	施設設備-28	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	全体が一様のタイル張りで同色の上、段の端がタイルの目地と混同しやすく識別しづらい。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑦	事例表番号	施設設備-29	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	エントランス正面奥階段は、端部に溝を付けて視認性を上げる配慮はしているものの、端部と周囲との色彩が同じであるため、弱視者等が端部を容易に視認できるものになっていくとまでは言えない。 なお、エントランス横階段については、端部に溝を付けているほか、金属板をはめ込み、視認性の向上を図っている。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(イ) 点状ブロックによる注意喚起

a 点状ブロックが未設置、設置範囲が不十分、破損等、不適切なもの（6 機関 13 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号

- 階段の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を設置すること

バリアフリー法施行令第 12 条第 5 号

- 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を設置すること

建築設計標準 2.5.1 階段の設計標準 (3)②視覚障害者誘導用ブロック等「留意点：点状ブロック等の設置」

- 点状ブロック等は階段の上端に設置する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも設置することが考えられる。

- ▶ 出入口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端ともに設置することが望ましい。

《委任条例による付加基準＝「段の下端」への設置》

大阪府福祉のまちづくり条例（適合義務）

- ▶ 階段の下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を設置すること（第14条第1号）
- ▶ バリアフリー法施行令第12条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を設置しなければならない。（第15条）

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（努力義務）

- ▶ 対象建築物等の建築等をしようとする者は、当該対象建築物等をバリアフリーにするために誘導すべき対象施設の構造及び配置に関する別に定める基準に適合させ、その他バリアフリーを促進するために必要な措置を採るよう努めなければならない。（第12条）
- ▶ 段がある部分の上端※又は下端に近接する廊下等及び踊り場の部分に、点状ブロック等を設置すること（施行規則第10条、別表第3_2「1 階段」（4））
 - ※ 上端については、別途、「法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第35条までに定めるところによる」（第23条）とし、これを第24条(2)で定めていることから適合義務があるものとなっている。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（努力義務）

- ▶ 病院、劇場、集会場、道路、公園、駐車場その他の不特定かつ多数の者が利用する規則で定める施設（以下「公共的施設」という。）を設置しようとする者は、当該公共的施設を出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備に関し障害者、高齢者等が利用できるよう配慮すべき事項について規則で定める基準に適合させるよう努めなければならない。（第13条）
- ▶ 階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く）（施行規則第3条第2項、別表第1「階段」（4））





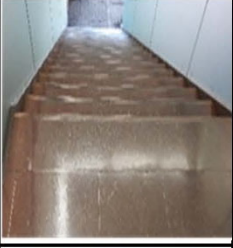
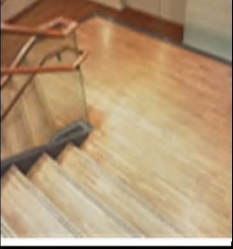

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

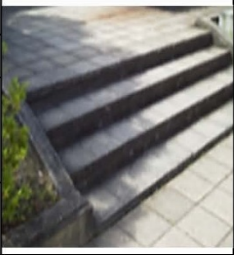
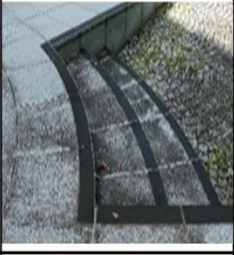

《視覚障害者》

- ◇ 点字ブロックがないと階段の存在すら把握できない。階段付近には点字ブロックを付けてほしい。突然階段になるとびっくりする。点字ブロックがあった方が転落などの予防になる。点字ブロックがないと安全に配慮がないと感じ腹が立つ。
- ◇ 館内は展示演出上の関係か、薄暗いことが多いので、階段のところには点字ブロックがないと、階段の始まりが分からずに困る。警告ブロックがあると階段が始まるというのが分かるので安心する。
- ◇ 階段前に点字ブロックがなく、階段を踏み外したことがある。ひやっとしたり、とても怖い思いをしたことがある。公共の場所での「警告なし」は、安全性だけでなく、歩行経路の確保の妨げにもなるので、是非お願いしたい。
- ◇ 階段の手前に点字ブロックがなく、段鼻も分かりづらいと、とても困る。設計や工事に携わる人にもその必要性を知ってもらいたい。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載


表 2-(2)-オ-② 点状ブロックが未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-30	
	機関名	国立国際美術館	
	現況	地下1階～地下2階～地下3階の階段の上端付近への点状ブロックの設置がない。また、全ての階段について、大阪府条例が求める階段下端への設置がない。	
	想定される支障等	視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-31	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	館内2か所の階段の上端及び段の上端が接する踊場への点状ブロックの設置がない。また、京都市条例が努力義務とする階段の下端、段の下端が接する踊場への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例③	事例表番号	施設設備-32	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	玄関前の階段の上端への点状ブロックの設置がない。また、京都市条例が努力義務とする階段の下端への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例④	事例表番号	施設設備-33 《改善済》	
	機関名	奈良国立博物館（東新館）	
	現況	地下のトイレに向かう階段の上端への点状ブロックの設置がない。また、奈良県条例が努力義務とする下端への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑤	事例表番号	施設設備-34 《改善済》	
	機関名	奈良国立博物館（西新館）	
	現況	玄関ホールから展示室に向かう階段の上端への点状ブロックの設置がない。また、奈良県条例が努力義務とする下端への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑥	事例表番号	施設設備-35 《改善済》	
	機関名	奈良国立博物館（西新館）	
	現況	地下回廊に向かう階段の上端及び段の上端が接する踊場への点状ブロックの設置がない。また、奈良県条例が努力義務とする階段の下端、段の下端が接する踊場への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑦	事例表番号	施設設備-36 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	
	現況	出口前の階段の上端への点状ブロックの設置がない。また、奈良県条例が努力義務とする下端への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

区分	事例の概要		現況写真
事例⑧	事例表番号	施設設備-37 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館（屋外トイレ）	
	現況	男子・女子便所前の階段の上端への点状ブロックの設置がない。また、奈良県条例が努力義務とする下端への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑨	事例表番号	施設設備-38	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	特別展示館等に向かう経路上の階段の上端への点状ブロックの設置がない。また、大阪府条例が求める階段下端への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例⑩	事例表番号	施設設備-39	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	休憩所に向かう階段の上端及び段の上端が接する踊場への点状ブロックの設置がない。また、大阪府条例が求める階段の下端、段の下端が接する踊場への設置がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	


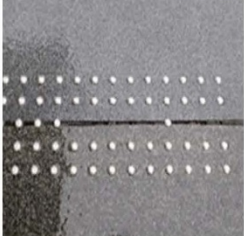
(注) 調査結果に基づき当局が作成

表 2-(2)-オ-③ 点状ブロックの設置範囲が不十分な事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-40 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館（入口前）	
	現況	入口階段上端付近の点状ブロックの設置範囲が階段の全幅より短いため、左折導線上に70 cmの空隙がある。	
	想定される支障等	視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落するおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

表 2-(2)-オ-④ 点状ブロックが破損している事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-41 《改善済》	
	機関名	国立国際美術館	
	現況	施設出入口前の階段の上端付近の点状ブロックのうち中間部の2枚（30 cm 四方×2枚）が剥離している。	
	想定される支障等	視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落するおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-42 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館（平成知新館）	
	現況	敷地内通路から施設出入口に至る経路の階段の上端付近に点状ブロック（金属製点字鋳）が設置されているが、一部が欠損し、JIS規格の配列を維持していない。	
	想定される支障等	欠損により、注意喚起の機能を十分に発揮していない。	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

b 点状ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらいもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 11 条第 2 項

- 点状ブロック等（床面に設置されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）

建築設計標準 2.14H (2)①「視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色」

- ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による突起の形状・寸法及び配列のものとする。
- ブロック等の色は、「黄色」を原則とする。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

◇ 点字ブロックの色を目印に歩いているため、床と同色であったりすると分かりづらく、階段などに気付かず怖い思いをしたことがある。美術館などデザインを重視しているような建物だとそういうことがあるので、できればコントラストを考えてもらえると有り難い。点字ブロックは是非見やすい色にしていただきたい。

◇ 点字ブロックが分かりづらいのは困る。床とのコントラストがなくてブロックが見付けられなかったりした。また、黄色であっても床が白ければ見付けられないなども知っておいてほしい。

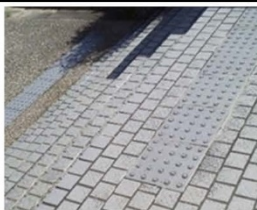
◇ 銀色の点字ブロックは見えない。点字ブロックを外れてしまうと探すのに時間がかかってしまうので、色が着いていた方がいいと思う。

《高齢者》

◇ 識別しやすい黄色にするなどが一般的であり、景観保持やデザインのために見えづらい色を使うのは望ましくないと思う。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-オ-⑤ 点状ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらい事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-43 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館（入口前）	
	現況	入口階段の上端付近の点状ブロックが周囲と同系色	
	想定される支障等	視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落するおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(ウ) 手すりの設置

a 手すりが途切れているもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 12 条第 1 号

- 踊場を除き、手すりを設けること

建築設計標準 2.5.1 階段の設計標準 (3)①手すり

- 階段には、踊場を除き、手すりを設ける。両側に設けることが望ましい。

- 途中で途切れないよう、階段から連続して踊場にも設けることが望ましい。
- 階段の上端では水平に 45 cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から 45 cm以上、延長することが望ましい。
- 視覚障害者の利用に配慮し、水平部分には現在位置及び上下階の情報等を点字・文字で表示する。点字・文字表示は、はがれにくいものとする。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

手すりの途切れ

◀視覚障害者▶

- ◇ 手すりが途切れていたため、階段が終わったかと思ったらすぐに階段があつてびっくりし、バランスを崩しそうになることがある。下り階段で転落しそうになったこともある。中途半端な手すりはないより怖いかもしれない。手すりの途切れで危険が生じる可能性がある構造の階段もあると思う。
- ◇ 特に薄暗い階段では、手すりを伝ったり、手すりの形状を目印にして次の階段の存在を探すので、手すりが途中で途切れると戸惑い、状況が認識できなくなる。

◀高齢者▶


- ◇ 手すりが途切れていると、次の手すりまでに一瞬支えがなくなるので、危険。是非、途切れをなくし、連続してほしい。
- ◇ 足の調子が悪いときは、支えがなくなると足への負担が急に掛かるので転倒などの危険性がある。

◀乳幼児連れ▶

- ◇ 急に支えを失って転倒する可能性が考えられる。子供を抱っこしたり、妊娠中は下が見えないので、手すりを頼りにしている。
- ◇ 「途中で途切れている手すり」自体が考えられない。有って当たり前と思うものがないと不都合、困る、危険。「転落事故を想定していないのか」など、危機管理に対する意識に疑問を感じる。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-オ-⑥ 手すりが途切れている事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-44 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	館内中央階段の内回り側の手すりが踊場から下段に向かう部分で途切れており、当該部分に 38 cmの高低差がある。	
	想定される支障等	踊場の内回り踏面に十分な余地がないこともあり、視覚障害者が、バランスを崩した場合、階段から転落するおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

カ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの）

(ア) 点状ブロックによる注意喚起

a 点状ブロックが未設置のもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】


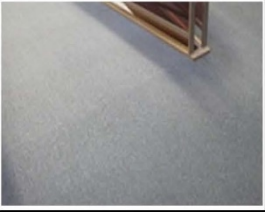
バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号

- 傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を設置すること

バリアフリー法施行令第 13 条第 4 号

- 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を設置すること。ただし、傾斜の勾配が 1/20 を超えない場合又は高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない場合及び傾斜がある部分と連続して踊場にも手すりを設けた場合を除く。

表 2-(2)-カ-① 点状ブロックが未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-45	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	玄関敷南側・北側の傾斜路の上端付近に点状ブロックの設置がない。	
	想定される支障等	視覚障害者が、傾斜面を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-46 《改善済》	
	機関名	奈良国立博物館（東新館）	
	現況	2階展示室から1階エントランスフロアに下りる傾斜路の上端付近及び踊場に点状ブロックが設置されていない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

b 点状ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらいもの（2 機関 2 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 11 条第 2 項

- 点状ブロック等（床面に設置されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）

建築設計標準 2.14H (2)①「視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色」

- ブロック等の色は、「黄色」を原則とする。
- 金属製のブロック等は、弱視者（ロービジョン）には色の違いが分かりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題がある。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

◇ 点字ブロックの色を目印に歩いているが、床と同色であったりすると分かりづらい。床とのコントラストがなくてブロックが見付けられなかったりした。美術館などデザインを重視しているような建物だとそういうことがあるので、できればコントラストを考えてもらえると有り難い。点字ブロックは是非見やすい色にしていきたい。

◇ 銀色の点字ブロックは見えない。点字ブロックを外れてしまうと探すのに時間がかかってしまうので、色が着いていた方がよいと思う。



《高齢者》

◇ 識別しやすい黄色にするなどが一般的であり、景観保持やデザインのために見えづらい色を使う

のは望ましくないと思う。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-カ-② 点状ブロックと周囲の色彩に大きな差がなく視認しづらい事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-47 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	
	現況	玄関前傾斜路の上端及び中間部 2 か所の踊場の金属製点字鋲が床部の色彩と紛れ、識別がしづらい。	
	想定される支障等	視覚障害者が、傾斜部を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-48	
	機関名	国立民族学博物館 (特別展示館)	
	現況	太陽門から特別展示館等に向かう経路上の傾斜路の上端の金属製点字鋲が周囲の色彩と紛れ、識別がしづらい。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(イ) 色彩による傾斜路の明示



a 傾斜路と前後の部分の色彩に大きな差がなく識別しづらいもの (2 機関 2 事例)

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 13 条第 3 号

- 傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする

表 2-(2)-カ-③ 傾斜路と前後の部分の色彩に大きな差がなく識別しづらい事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-49	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	玄関敷南側・北側の傾斜路とその上端付近の床部分が同色同一素材で傾斜を識別できる色彩の差がない。	
	想定される支障等	視覚障害者が、傾斜面を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-50	
	機関名	国立民族学博物館 (特別展示館)	
	現況	太陽門から特別展示館等に向かう経路上の傾斜路とその上端付近の床部分が同色同一素材で傾斜を識別できる色彩の差がない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成



キ 便所・洗面所

(ア) オストメイトへの対応

a オストメイト用設備が未設置であるもの（2 機関 2 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 14 条第 1 項

➤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

1. 便所内に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる…（以下略）
2. 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を一以上設けること

建築設計標準 2.7.2 (3) オストメイト用設備を有する便所

➤ 便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）には、オストメイト用設備を有する便所を 1 以上設ける。

建築設計標準 2.7.3 (2) オストメイト用簡易型便所

➤ 整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便所とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない等、構造上やむを得ない場合には、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）を設けたオストメイト用簡易型便所を設ける。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

オストメイト用設備について



ストーマって知ってる？ 2017.12.21 ©横山ぐぐ より転載（抜粋）

（日本オストミー協会大阪府支部「オストメイトって知っていますか？」採用作品）

オストメイト用設備の必要性

☆ 排泄のコントロールが難しいため、いつでもすぐに行ける環境だと有り難い。特に、排便トラブル等により、装具交換まで必要とするケースでは、オストメイト用設備があると「地獄に仏」状況であ

る。博物館法に基づかない類似施設も含めると、かなりの数が国又は地方公共団体の設置であり、議会などでの予算措置が必要なためか、オストメイト用設備の普及が遅れている感がある。社会の認知の広がりにより年々状況がよくなって来ているが、障害者支援先進国に比して、いまだ遅れているように思う。

- ◇ オストメイト用設備がまだまだ不足している。博物館、美術館の規模によっては、数か所必要と思われる。

簡易型オストメイト用設備による拡充について

- ◇ 専用設備がなければ、一般トイレで対応するしかない。その点では、オストメイト簡易型水洗設備でもあれば、大いに助かる。トイレを使用するときは、緊急であったり、余裕のない場合が多いので、使いやすいトイレであれば簡易型でもよいので設備したものを増やしてほしい。

- ◇ オストメイト簡易型水洗設備のうちしびん洗浄水洗形式（下図）のものは極めて使いにくい。ストッパー付シャワー水洗型の方がよい。衛生的な観点からもしびん洗浄水洗形式のものは敬遠したい。



- ◇ オストメイト簡易型水洗設備による拡充よりもオストメイト用設備による整備を重視する。分散設置はしてもらいたいが、オストメイト用設備でお願いしたい。高速道路のSAで、乳児連れ、車椅子使用者等、利用者が競合しないように、オストメイト用設備が単独で設置されていた便所があり、混雑もなく快適であった。

その他の整備上の配慮

- ◇ 装具取替時の物品（ガーゼ etc）を置く小棚などが必要。やむを得ず、かばんを床に置いてから、その上にハンカチを広げて物品を置き、取替をした。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-① オストメイト用設備が未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-51 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	施設に設置している便所のいずれにも、オストメイト用設備（オストメイト簡易型水洗設備を含む。）が設置されていない。	
	想定される支障等	オストメイトが便所を利用した際にストーマを洗浄できず、安心・快適に利用することができない。	
事例②	事例表番号	施設設備-52	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	
	現況	事例①と同じ	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(イ) センサー式スイッチ

a 触知可能な押しボタン等の併設がないもの (2 機関 2 事例)

【整備基準】



<p>建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ③エ紙巻器、ボタン「留意点：便房内の設備」</p> <p>➤ 洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。</p> <p>建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (2) 車椅子利用者用便房 ④ウ紙巻器、洗浄ボタン等</p> <p>➤ 便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式等を併設する。</p> <p>➤ 手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。</p>

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

<p>《視覚障害者》</p> <p>◇ どこにセンサーがあるのか分からないので、何らかの形で説明されていないとかなり困る。そもそも感知式かどうか分からないことが多い。センサー式と知らずにレバーを探し続けたことがある。</p> <p>◇ 立ち往生することがよくある。センサー式の場合は「ここに手を当てる」ことが分かる工夫を。流したくても水が流せず、どうしても流す方法が分からずに困って、人を呼ぼうとしたこともある。</p> <p>◇ 手をかざす部分が変わらず、一緒にいる人に確認してもらわないといけないので、それが困る。できれば、センサーとボタンの両方があればいいと思う。</p> <p>◇ いつも不安を感じながら利用している。手をかざす位置が共通ルールによる特定の場所に設置されていればよいのだが。</p> <p>◇ タッチパネル方式のトイレも最近はあるそうだが、視覚障害者は使用できない。</p>

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-② センサー式スイッチに触知可能な押しボタン等の併設がない事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-53 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館 (庭園内屋外トイレ)	
	現況	屋外バリアフリートイレの便器洗浄設備が手かざしセンサー式のみとなっており、押しボタン等の併設がない。また、センサー装置に点字表示等が行われていない。	
	想定される支障等	視覚障害者が用便後の便器洗浄機能の起動を円滑にできないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-54	
	機関名	国立民族学博物館 (本館)	
	現況	本館 1 階のバリアフリートイレの便器洗浄設備が手かざしセンサー式のみとなっており、押しボタン等の併設がない。また、センサー装置に点字表示等が行われていない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(ウ) ボタン類の点字案内

a ボタンの機能を案内する点字表示がないもの (3 機関 4 事例)

【整備基準】

建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)③エ紙巻器、ボタン「留意点：便房内の設備」

- ▶ ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすいものとするのが望ましい。
- ▶ ボタンがたくさんあり、どれが、どのボタンか分かりづらい場合があることから、利用状況が想定できる場合は、ボタンの数は必要最小限にとどめる。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

点字表示がないことによる支障等


- ◇ 排泄後に便器洗浄ボタンが分からず、流せずに困ったことや、便器洗浄ボタンを押すべきところ、誤って非常ボタンを押して係員に迷惑を掛けてしまったことがある。
- ◇ 点字がないことで非常ボタンを押してしまいトラウマに。全てのトイレに点字説明を付けてほしい。ただでさえトイレトペーパーや流すボタンを探すのに時間がかかるので。
- ◇ 流す際、本当に押してよいボタンなのか分からずに戸惑った経験がある。ボタンの見分けが付きづらいことが多く、非常に苛立つ。




その他「ボタン」についての要望

- ◇ 流すボタンの位置がトイレによってまちまちで使いにくい。どこに何があるのか自分が分からず、ボタンをなかなか探せなかったことがある。誤って非常ボタンを押してしまうなんていう事故もよく聞く。国内全て共通ルールで作ってほしい。統一規格ができるとういのだが。
- ◇ たとえ点字説明があっても、それを探すのが大変。せめて公共の場所では、ボタンの形状や配置を統一してほしい。
- ◇ ボタンの位置が分からず困った。視覚に障害がない者でも便器洗浄ボタンの位置が分かりにくいトイレって少なくないんじゃないか、と思う。余計なボタンが少ないといいのになあと思う。
- ◇ ボタンだらけのトイレは、特に困る。非常呼出しボタンと流すボタンが並んでいたりすると、押し間違いが頻発しているはず。公共のトイレは、少なくとも付加機能(=ウォッシュレット機能)の操作パネルと、必須機能の「流す」ボタンは離して配置、また、「流す」ボタンは、共通ルール化した場所に配置していただきたい。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-③ ボタンの機能を案内する点字表示がない事例

区分	事例の概要		現況写真
事例 ①	事例表番号	施設設備-55 《改善済》	
	機関名	国立民族学博物館 (本館)	
	現況	利用者が操作しやすいように便器洗浄設備、ウォッシュレット、便座保温及び非常呼出し設備の操作ボタンを1か所に集めて設置しているが、各ボタンの機能を案内する点字表示がない。	
	想定される支障等	視覚障害者が各ボタンの機能を識別できず、円滑に利用できないおそれ。このうちには非常呼出し設備も含まれており、緊急時の救援等にも支障のおそれ	

区分	事例の概要		現況写真
事例②	事例表番号	施設設備-56 《改善済》	
	機関名	国立民族学博物館（特別展示館）	
	現況	便器洗浄設備、ウォッシュレットの操作ボタンを1か所に集めて設置しているが、各ボタンの機能を案内する点字の表示がない。また、非常呼出しボタンにも点字表示がない。	
	想定される支障等	視覚障害者がボタン等の機能を識別できず、円滑に利用できないおそれ。また、非常呼出し設備を認知することができず、緊急時の救援等に支障のおそれ	
事例③	事例表番号	施設設備-57	
	機関名	国立国際美術館	
	現況	地下1階バリアフリートイレの便器洗浄ボタン及び非常呼出しボタンに点字の表示がない。	
	想定される支障等	視覚障害者がボタン等の機能を認知できず、円滑に利用できないおそれや緊急時の救援等を直ちに求めることができないおそれ	
事例④	事例表番号	施設設備-58	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	バリアフリートイレ内の非常呼出しボタンに説明文の掲示はあるものの、点字文での表示が行われていない。	
	想定される支障等	視覚障害者がボタンの機能を認知できず、緊急時の救援等を直ちに求めることができないおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(エ) 非常呼出し装置の操作性

a 非常呼出し装置に手が届かない等、即時使用が困難なもの（3機関3事例）

【整備基準】

建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)③エ紙巻器、ボタン

➤ 腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする。

※ JIS S 0026 は、経済産業大臣が高齢者・障害者配慮設計指針として制定した工業規格であり、「呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい」等の規格が示されている。

※ 写真は2か所に呼出しボタンを設置している例（京都国立博物館）



建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車椅子使用者用便房 ④ウ紙巻器、洗浄ボタン等

➤ 呼出しボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。




➤ ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮したものが望ましい。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

＜視覚障害者＞

◇ JIS の配列基準になっていないため、困ったことがある。

表 2-(2)-キ-④ 非常呼出し装置に手が届かない等、即時使用が困難な事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-59	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	バリアフリートイレ内の非常呼出しボタンが便器上の着座位から左斜め上方 80 cm 超かつ手すりが干渉する位置に設置	
	想定される支障等	呼出しボタンを便座に座ったまま押すことが困難であるため、緊急時に通報できないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-60 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館（庭園側屋外バリアフリートイレ）	
	現況	非常呼出しボタンが便器中心から直線距離 88cm 離れた床面付近に設置	
	想定される支障等	事例①と同じ	
事例③	事例表番号	施設設備-61	
	機関名	国立国際美術館	
	現況	地下 1 階バリアフリートイレに設置されている非常呼出し設備の上にカバーが掛けられており、使用時にカバーを外す必要があるほか、設備の存在及び「カバーを上げてボタンを押す」ことについての点字文での表示がない。	
	想定される支障等	巧緻運動障害者や視覚障害者等が、緊急時に救援等を求めようとしても、直ちに使用できないおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(オ) 小便器や洗面台への手すりの設置

a 手すりを設置した小便器が未設置のもの (1 機関 1 事例)

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 14 条第 2 項

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

建築設計標準 2.7.1 便所・洗面所の設計標準（共通事項） (4)①小便器

- 1 以上の床置き式又は壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）には、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- 上記の小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】


＜高齢者＞

◇ 小便器に手すりがないと立位の安定が取りにくい。また、杖を掛けることができない。手すりがな

いと、壁に杖を立てかけ、片手は便器をつかんで安定を保つことになるので困る。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-⑤ 手すりを設置した小便器が未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-62 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	屋外男子用トイレ及び資料館内男子用トイレとも、手すりを設けた小便器が設置されていない。	
	想定される支障等	杖等の支えなしに立位を保持することが困難な者が、小便をする際、体を支えるものがないため、立位のバランスを崩しやすく、安心・円滑に用便をすることができない。	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

b 手すりを設置した洗面台が未設置のもの (2 機関 2 事例)

【整備基準】

建築設計標準 2.7.1 便所・洗面所の設計標準 (共通事項) (4)②洗面器、鏡

- 1 以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- 手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。



【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《高齢者》

- ◇ 手を洗うときに手すりがないと安定が取りにくい。手すりがないと洗面台に体を押しつけて安定を保つことになるが、濡れている場合がある。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-⑥ 手すりを設置した洗面台が未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-63	
	機関名	奈良国立博物館	
	現況	地下回廊 2 か所 (中央部、仏像館側) に設置の男子用及び女子用便所内の洗面台に手すりが設置されていない。	
	想定される支障等	杖等の支えなしに立位を保持することが困難な者が、手洗いをする際に体を支えるものがなく、バランスを崩すおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-64 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	屋外及び資料館内に設置されている男子用及び女子用トイレの洗面台に手すりが設置されていない。	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(カ) 便所のユニバーサル化に係るその他の配慮

a 小便器の受け口を低くする措置が不十分なもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 14 条第 2 項

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

「幼児等が利用しやすいトイレ」に必要な設備等（子育て世代の回答者 20 人中）


- ◇ 幼児が小便しやすいよう、床から立ち上がっている形状の小便器 14 人

【参考】（その他、要望のある設備等）

- ◇ 幼児が手を洗う高さに合わせた洗面台 20 人全員
※「大人用の洗面台で子供の手を洗わせるのはとても大変なので、低い位置の洗面台を各施設に設置してほしい」などの意見等
- ◇ こども用の便座（アダプターを含む） 15 人
- ◇ 幼児が一人でも座れるように高さを下げた子供用便器 15 人
- ◇ 幼児が一人でも排便できる和式の便器 2 人

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-⑦ 小便器の受け口を低くする措置が不十分な事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-65	
	機関名	国立国際美術館	
	現況	地下 1 階、地下 2 階、地下 3 階のトイレ内の壁掛式小便器が、一般的な設置位置よりも下げられているものの、受け口の床からの高さが基準値よりも高い 40 cm となっている。	
	想定される支障等	幼児等の排泄位置の低い者には使いづらいものとなるおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

b ベビーチェアを設置したトイレがないもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (4) 乳幼児用設備を有する便房

- 施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）には、乳幼児用設備を有する便房を 1 以上設ける。
- 乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。


【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《子育て世代》

- ◇ 出かける際に、ベビーチェアのあるトイレの有無を事前にホームページ等で確認している。
- ◇ トイレのおむつ替えベッド、授乳室などが必要。また、男性トイレでのおむつ交換も可能になってほしい。
- ◇ 鑑賞中にさっと利用できるトイレ（明るくて、授乳コーナー、おむつ替えシートなど設置）が何か所もあってほしい。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-キ-⑧ ベビーチェアを設置したトイレがない事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-66 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所飛鳥資料館	
	現況	ベビーチェアを設置したトイレがない。	
	想定される支障等	乳幼児連れ来館者がトイレを利用する際、子供を床に座らせざるを得ず、また、子供を抱えたままでは利用しづらい。	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

ク エレベーター

(ア) 音声案内装置

a 乗降ロビー及び籠内の音声案内装置が未稼働であったもの (1 機関 1 事例)

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)

- 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件」（平成 18 年 12 月 15 日付国土交通省告示第 1493 号）

- バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

1. 文字等の浮き彫り
2. 音による案内
3. 点字及び前二号に類するもの

バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号リ(3)

- 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること

建築設計標準 2.6.1 エレベーターの設計標準 (4)乗降ロビーの部品・設備等 ③籠の昇降方向を伝えるための装置

- 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。

建築設計標準 2.6.1 エレベーターの設計標準 (5)籠内の部品・設備等 ⑥籠の昇降方向を伝えるための装置

- 籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装

置を設ける。
 ➤ 到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

＜視覚障害者＞


◇ 階数を知らせる音声は、どのエレベーターにでも付いていてほしい。付いていないと、何階に止まったのかが分からない。工夫して何とかなるものではないので、かなり困る。

◇ 階数を教えてくれないエレベーターはどこに着いたのか分からなくて不安だし、着いたと思って降りてしまうと、そこが何階かも分からず、迎えに来てもらうこともできないことがある。

◇ ホールにも音声設備がないと不便。エレベーターが何台かあるときに、どのエレベーターが来たか分からないことがある。また、上に行くエレベーターなのか下に行くのかだけでも音声で案内してほしい。気付くとも行ってしまっていたりする。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ク-① 乗降ロビー及び籠内の音声案内装置が未稼働であった事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-67 《改善済》	
	機関名	京都国立博物館（平成知新館）	
	現況	正面入口側に設置されているエレベーターの乗降ロビー及び籠内に音声案内装置が設置されているものの、電源が「OFF」の状態となっており、稼働していない。	
	想定される支障等	視覚障害者が、エレベーターの移動状況を認知することができず、不自由なおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(イ) 乗降ロビーへの点状ブロックの設置

a 乗降ロビーに乗り場ボタンの位置を知らせる点状ブロックが未設置のもの

(2 機関 2 事例)

【整備基準】

建築設計標準 2.6.1 エレベーターの設計標準 (4)乗降ロビーの部品・設備等 ④視覚障害者誘導用ブロック等

➤ 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を設置する。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】



＜視覚障害者＞

◇ エレベーターホールの乗り場ボタン前に点字ブロックがないと、扉の両側を触らないといけないので誰かに見られているかと思うと恥ずかしい。また乗り場ボタン前に点字ブロックがあっても、その左右がエレベーターのタイプはどちらのエレベーターを呼んでいるかが分からない。

◇ 乗り場ボタンは大半がそもそも見分けづらく、どこを押したらよいのか分からないことが多い。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ク-② 乗降ロビーに乗り場ボタンの位置を知らせる点状ブロックが未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-68	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	エレベーターの乗降ロビーに設置された乗り場ボタンの手前に、その位置を注意喚起する点状ブロックが設置されていない。	
	想定される支障等	視覚障害者が乗り場ボタンの位置を容易に知ることができない。	
事例②	事例表番号	施設設備-69 《改善済》	
	機関名	奈良国立博物館（西新館）	
	現況	事例①と同じ	
	想定される支障等	事例①と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

ケ 案内設備、案内設備までの誘導

(ア) インターホン（音声案内設備）

- a 設置位置が高い上に床面が傾斜し、車椅子使用者が円滑に使用できないもの

(1 機関 1 事例)

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 20 条第 1 項

- 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。

建築設計標準 2.3.1 建築物の出入口 (5)③点字・音声等による案内板

- インターホン（音による案内）又はハンドセット等を設ける場合、その中心高は、立位と車椅子使用者両者が利用できるよう、床から 100～110cm 程度とする。

建築設計標準 2.1.1 敷地内の通路の設計標準 (1)③傾斜路

- 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150 cm 以上の水平なスペースを設ける。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《車椅子使用者》

- ◇ 健常者が何気なく使っているインターホンの高さは使いづらい。せめて私たちでも届く高さ、あるいは、検知器付きのインターホンなどがあると大変助かる。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

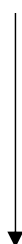



表 2-(2)-ケ-① インターホンの設置位置が高い上に床面が傾斜し、車椅子使用者が円滑に使用できない事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-70	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	敷地北側の道路際にある、車椅子マークが貼付されたインターホンの押しボタンが床高 130 cm、受話口が同 135 cm と高いほか、インターホンの正面床部手前が傾斜しているため、水平面が奥行 70 cm しかない。	
	想定される支障等	(1) インターホンが高所にあるため、車椅子使用者が通話ボタンの操作や会話を円滑にできないおそれ (2) インターホン前面の水平面が十分に確保されていないため、車椅子使用者がインターホンを利用する際、不安定となり安全を確保できないおそれ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(イ) 点字ブロックによる誘導

a 案内設備や案内所へ誘導する点字ブロックが未設置のもの (5 機関 5 事例)

【整備基準】

バリアフリー法施行令第 21 条

- 道等から案内設備又は案内所までの経路は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。（第 1 項）
- 視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて設置し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。（第 2 項第 1 号）

建築設計標準 2.3.1 建築物の出入口 (5)③点字・音声等による案内板「留意点：音声等による案内設備（インターホン）の位置

- インターホンを設ける場合、道等からインターホンの前まで、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声等による誘導を行う。

≪視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合≫

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件」(平成 18 年 12 月 15 日付国土交通省告示第 1497 号) 第 4 (資料 15)

- 令第 21 条第 1 項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第 1 第 3 号に定めるもの（主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの）又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第 21 条第 2 項に定める基準に適合するものである場合とする。

【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

《視覚障害者》

- ◇ 案内を得る上で、当然、人がいるところまで点字ブロックはあるべき
- ◇ 点字ブロックを付けておいてくれればよいのと思う。受付や出入口が分からず困惑する。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-ケ-② 案内設備や案内所へ誘導する点字ブロックが未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例①	事例表番号	施設設備-71 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室	
	現況	建物玄関まで点字ブロックによる誘導が行われている経路から 4m 離れたインターホンまでの区間に点字ブロックが設置されていない。	
	想定される支障等	視覚障害者がインターホンにたどり着くことができず、必要とする介助などを受けることができないおそれ	
事例②	事例表番号	施設設備-72	
	機関名	京都国立近代美術館	
	現況	施設前の市道の歩道部分には、同施設の出入口に向けて、バス停から敷地境界まで点字ブロックが設置されているが、その先、当該施設の敷地内には点字ブロックは設置されていない。	
	想定される支障等	視覚障害者が円滑に案内所にたどり着くことができず、必要とする介助等を受けることができないおそれ	
事例③	事例表番号	施設設備-73	
	機関名	奈良国立博物館	
	現況	次の区間に点字ブロックによる誘導がない。 ・前面道路～仏像館 ・前面道路～新館 ・バス停～新館 ・興福寺側道路～各館 ・新館出入口	
	想定される支障等	事例②と同じ	
事例④	事例表番号	施設設備-74	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館	
	現況	正門、駐車場及び「第一次大極殿」に向かう出入口から資料館へのいずれの経路にも点字ブロックが設置されていない。	
	想定される支障等	事例②と同じ	
事例⑤	事例表番号	施設設備-75	
	機関名	奈良文化財研究所 飛鳥資料館	
	現況	案内所機能の移転後、点字ブロックの付替が未施工	
	想定される支障等	事例②と同じ	

(注) 調査結果に基づき当局が作成



コ 乳幼児施設

a 授乳室やおむつ替え設備が未設置のもの（1 機関 1 事例）

【整備基準】

建築設計標準 2.14 F 乳幼児用設備(1)設置位置、空間の確保等

- 乳幼児連れ利用者が利用する施設では、母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設ける。
- 授乳のためのスペースは、区切られた空間とする。
- 授乳のためのスペースには、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則第3条コ

- 次に掲げる建築物(これらの床面積の合計が 5,000 m²以下のものを除く。)には、乳児の授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること

(1) キ(2)(一)に掲げる建築物

- 〔 博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、〕
- 〔 演芸場、観覧場、展示場、飲食店及び物品販売業を営む店舗 〕


【当局アンケート調査結果による利用者の意見等】

＜乳幼児連れ＞

- ◇ 鑑賞中でも利用できるおむつ替えや授乳できるスペースがあると助かる。
- ◇ トイレにおむつ替えベッド、授乳室などの設置が必要。また、男性トイレにも設置してほしい。
- ◇ 授乳室がなく、車に戻って授乳。再入場できるところはよいが、そうでないところは残念であった。
- ◇ 初めから授乳室がないと分かっていたら、親が順番に代わる代わる入館し、一人が見学している間に、もう一人が子供と駐車場で待つようにする。しかし、入館してからでないと分からない場合は、急いで見学して退出するしかなく残念であった。

(注) 当局が実施したアンケート調査結果を基に記載

表 2-(2)-コ 授乳室やおむつ替え設備が未設置の事例

区分	事例の概要		現況写真
事例	事例表番号	施設設備-76 《改善済》	
	機関名	奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 (床面積 5,000 m ² 以下)	
	現況	授乳室が未設置	
	想定される支障等	乳幼児連れ利用者が来館し、授乳の必要を生じたとき、安心して授乳することができない。	

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(3) 障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備に係る点検等の実施状況

ア 調査対象機関における施設・設備に係る点検等の実施状況

障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備及び機能維持に当たっては、点検等を実施し、建築物移動等円滑化基準への適合状態等について、現状を把握することが不可欠であると考えられ、建築設計標準においても、施設・設備ごとに、建築物移動等円滑化基準のチェックリストが提供されている。

今回、当局が調査対象 8 機関における障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の点検等の実施状況を調査した結果、表 2-(3)-①のとおり、奈良国立博物館が建築物移動等円滑化

基準等を踏まえた奈良県条例の整備基準に基づき館内を点検し、整備すべき課題を洗い出して順次改善に取り組んでいる例、表 2-(3)-②のとおり、奈良文化財研究所（飛鳥資料館・平城宮跡資料館・藤原宮跡資料室）があらかじめ点検項目等を定めた定期点検を実施し、「過半で対応できているか」の視点からではあるが、現状の整備水準を確認の上、施設・設備の整備等に取り組むこととしている例がみられた。

表 2-(3)-① 建築物移動等円滑化基準等に基づき館内を点検し、整備すべき課題を洗い出し、順次改善に取り組んでいる例（奈良国立博物館）

点検時期	平成 25 年度
実施経緯 ・ 目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市がバリアフリー法に基づき、平成 25 年に奈良国立博物館の所在地を含む地区をバリアフリー重点整備地区に定め、同博物館を移動等円滑化のためのバリアフリー化を進める施設として選定 ・ これに伴い、建築物内外の施設・設備について、奈良市とも協議しながら、整備すべき課題を洗い出した上で、必要な整備のための事業計画（内容、実施予定期間、資金等）を策定し、計画的に整備を進めていくこととなった。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良国立博物館の建築物内外の施設・設備について、奈良市と合同で歩行点検を行い、奈良県条例の「条例施行規則の解説」で示されている、法令及び同条例の整備基準に基づき、適合状況を確認。その結果、視覚障害者誘導用ブロックの未設置、グレーチングの格子幅の改善、外部階段端部の明確化などを課題として把握 ・ 整備が必要なものについては、館内予算で対応可能なものと、多額の経費が必要なため概算要求等で対応すべきものに区別し、必要な経費が確保できれば速やかに事業が実施できるよう整備計画を策定し、奈良市にも提出 ・ 奈良市には、毎年度、事業の進捗状況を報告することとなっており、これに合わせて、奈良国立博物館は、単独で事業の進捗や現況に基づく優先順位の確認を行いながら、順次整備を実施している。
点検結果に基づく整備例	<ul style="list-style-type: none"> ・ なら仏像館案内所施設内外における視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・ 北側前面道路との敷地際に設置したグレーチングの隙間幅の狭いものへの交換 など

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(3)-② 定期点検を実施し、これを踏まえて施設・設備の整備等に取り組むこととしている例（奈良文化財研究所）

点検時期	令和 2 年度から隔年で実施（次回は 4 年度に実施予定）
実施経緯 ・ 目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国立文化財機構の各施設の長寿命化計画を踏まえ、奈良文化財研究所の主導により、施設・設備に係る自己点検を実施 ・ 自己点検で把握した課題については、今後の修繕・改修サイクルに反映し、未整備であるものは、予算の確保ができ次第、整備する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良文化財研究所が作成した自己点検表に基づき、次の設備等について、「過半で対応できているか」の視点から、現状の整備水準を確認するとともに、特記事項欄に気付いた点などの詳細を記録することとしている。 ■ 建物出入口の段差（スロープ）対応 ■ 車椅子が円滑に通行できる自動ドア ■ 車椅子対応エレベーター ■ 玄関点字ブロック ■ 廊下・階段点字ブロック ■ 廊下手すり ■ 階段手すり ■ 車椅子対応トイレ ■ オストメイト設置

	■ おむつ替え等設置の多目的トイレ
点検結果に基づく整備例	・ 点検結果に基づく整備例はなし

(注) 調査結果に基づき当局が作成

なお、上記の取組とは別に、調査対象8機関では、メンテナンス業者等からの報告や職員の気付きなどによる、施設・設備の不具合や改善を検討すべき事項の把握を日常活動として行い、この把握結果を端緒に必要な整備を行うこととしているが、バリアフリー対策に向けた具体的な整備内容を確認できる点検表等を用いた定期点検までは行われていない。

イ 点検等の実施又はその徹底があれば、建築物移動等円滑化基準への適合等に向けた検討を促進できていたとみられる事例

上記(2)で把握した建築物移動等円滑化基準等への不適合事例のうち、現状を把握していれば速やかな対応が行われていたと思われる7件の事例について、各機関における改善に向けた対応状況を確認した結果、表2-(3)-③のとおり、今回の調査により現状が把握できたことを契機に、①速やかに改善措置が講じられたものが3件、②改善に向けた検討が行われることとなっているもの等が4件となっており、いずれの事例も、定期点検等の実施又はその徹底により、速やかに現状を把握していれば、建築物移動等円滑化基準への適合等のために必要な改善に向けた検討が促進されていたものと考えられる。

なお、国立国際美術館及び京都国立博物館では、施設・設備の不具合や改善を検討すべき事項の把握方法が日常業務を通じたものにとどまっていたが、今回の当局の調査を契機に、これまでの取扱いだけでは不備等を認識できていないことが確知できたことから、それぞれ「定期点検の実施について検討を進めている」(国立国際美術館)、「年1回、年度初めの点検の実施を計画している」(京都国立博物館)としている。

表2-(3)-③ 自主的な定期点検等の実施又はその徹底により、建築物移動等円滑化基準への適合等のために必要な改善に向けた検討を促進することができていたとみられる事例

調査対象機関	事例の概要	調査対象機関の改善に向けた対応方針等		左の対応方針等に係る調査対象機関の説明
		対応済	検討を予定等	
国立国際美術館	施設出入口から敷地外に向けた点字ブロックの先に重量がある金属製の看板を設置(施設設備-12)	○		今回の調査を契機に現状を把握し、設置場所を変更済
	地下1階バリアフリースイールの便器洗浄ボタン及び非常呼出しボタンに点字の表示がない。(施設設備-57)		○	今回の調査を契機に支障等を認識したため、各ボタンの機能を示す点字表示を検討予定
	地下1階バリアフリースイールに設置されている非常呼出し設備の上にカバーが掛けられており、使用時にカバーを外す必要があるほか、設備の存在及び「カバー		○	今回の調査を契機に問題を認識したため、カバーの取り外しと点字表示について検討予定

	を上げてボタンを押す」ことについての点字表示がない。(施設設備-61)			
	地下1階、地下2階、地下3階のトイレ内の壁掛式小便器が、一般的な設置位置よりも下げられているものの、受け口の床からの高さが基準値よりも高い40cmとなっている。(施設設備-65)		○	工事が必要となり、工事日程及び予算の確保が問題になると考えられることから、今後、対応を検討
京都国立博物館	敷地内通路から施設出入口に至る経路の階段の上端付近に点状ブロック(金属製点字鋏)が設置されているが、一部が欠損し、JIS規格の配列を維持していない。(施設設備-43)		○	今回の調査を契機に欠損を承知したので、即時に修理済
	正面入口側に設置されているエレベーターの乗降ロビー及び籠内で、昇降方向等を案内する音声が行働していない。(施設設備-73)		○	今回の調査を契機に稼働するよう対応し、再発防止のためエレベーター点検業者に今後の定期点検時に確認事項に加えるよう指示
奈良国立博物館	敷地出入口2か所、園路1か所を横断する溝のグレーチングの隙間が、幅2.7cm、長さ約10cmと広い。(施設設備-10)		○	北側のグレーチングは改修対象としていたが、西側は改修対象と認識しておらず、今回の調査を契機に認識できたので、令和4年度(以降)の予算要求に盛り込む予定

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(4) 障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備等のために参考となる取組

ア 大規模改修時における利用者ニーズの把握


「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日関係閣僚会議決定)では、今後の取組方針として、施策の展開に当たっては、障害者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、障害者や高齢者を始め利用者や住民の積極的な参加を得て、その意見を反映し、推進することが重要であるとされており、博物館・美術館においても、障害者等多様な利用者に配慮した施設・設備の整備を行う上で、当該利用者から意見・要望等を把握することは、有用な手段と考えられる。

また、当局が実施したアンケート調査でも「障害当事者と一緒に監修してはどうか」、「アンケートでどのようなことに対して不便を感じているかを把握し、一つずつ解消していく必要がある」といった意見がみられた。

今回関連調査を行った滋賀県立琵琶湖博物館では、表2-(4)-①のとおり、大規模改修の実施に当たって、障害者等多様な利用者から施設・設備の整備に係る意見等を聴取し、その結果を改修に役立てている例がみられた。



表 2-(4)-① 大規模改修に当たって障害者等の意見を踏まえた施設・設備の整備を実施している例（滋賀県立琵琶湖博物館）

区分	実施内容等
改修時期	平成 26 年度～令和 2 年度
改修等の目的	老朽化した各設備を更新する中で、誰もが楽しめる博物館の実現を目指して、ユニバーサルデザインに配慮した館内設備を整備する。
計画内容	展示室の段差解消、スロープ・点字ブロック・手すりの設置、車椅子使用者が快適な通行幅の確保・移動しやすい床材、障害特性に対応したトイレなど
意見聴取の動機、経緯、方法等	提案型競争入札の落札事業者が作成した設計書の内容一つ一つについて現場検証を行うこととし、車椅子使用者、オストメイト、視覚障害者、知的障害者のほか、介助者、ガイドヘルパー、手話通訳士、特別支援学校の教諭ら介助者・支援者を委員とする「ユニバーサルデザイン評価会議」を設置して、現場検証結果について、学芸員や施工業者らとも意見を交換しながら、設計内容の修正事項を検討
利用者意見を踏まえた施設・設備の整備例	<p>《トイレに関する整備》</p> <p>① 障害特性に対応したトイレの設置に当たり、「中途半端に各種障害対応設備があるトイレを複数設置するよりも、館内に1か所ずつ、それぞれの障害等の特性に応じたトイレを設置し、確実に周知してくれる方が望ましい」という意見を参考に、「オストメイト設備のあるトイレ」、「簡易ベッドのあるトイレ」を分散配置し、案内板で表示</p> <p>② 車椅子使用者用便房の跳ね上げ手すりは、「便器に馬乗りになる形で手すりをスライド移動して用を足すが、標準仕様のもは延長が長いため、便器の最寄りまで近づくことができず、移動の負担が大きい」との意見を受け、標準よりも短く設置。また、トイレ内の荷物掛用のフックは、立位と坐位（車椅子）の双方から手が届くよう、高低差を設けて2か所に設置</p> <p>③ オストメイト設備のあるトイレには、「介助中」の表示札を準備。オストメイト介助者からの「男女二人がトイレから出てくると変な目で見られることがあるため、介助中であることを示す必要がある」との当事者でなければ分からない貴重な意見を反映したもの</p> <p>《点字ブロックの設置》</p> <p>① 点字ブロックは、視覚障害者には有用な一方、車椅子使用者には移動の負担を生じさせることから、双方の意見を尊重しつつ、設置が必要な箇所を検討。展示室内については、鑑賞者が各自の好みで室内を自由に動き回り、決まった導線がないことから、点字ブロックは設置せず、一定の導線で移動する廊下等や安全上の配慮から必要な階段、スロープといった箇所のみ設置</p> <p>② 「スチール型の点字ブロックの鋸が見づらい」、「弱視者としては黄色の点字ブロックがよい」といった意見がある一方、既存のスチール鋸の交換には大掛かりな路床改修が必要で対応が困難なため、鋸の頭に黄色のシールを貼付することで対応</p> 

(注) 調査結果に基づき当局が作成

なお、調査対象 8 機関では、いずれの機関においても、日常的な取組として、来館者へのアンケートの実施、ホームページでの意見等の受付、職員等の日報などにより、利用者から

の意見・要望等を把握しており、このうち京都国立博物館では、来館者からの「東の庭につづくスロープの段差を直してはどうか」（「皇室の名宝」展（令和2年12月19日～3年3月7日）でのアンケート）との意見に基づき、令和3年3月に改修した例がみられた。

イ 施設・設備の整備等に代わる補完的な措置


バリアフリー法は、建築物の構造及び設備を改善するための措置等を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るものとしている（第1条）が、同法施行前に建築された既存建築物の建築物移動等円滑化基準に適合しない状態を改善するためには、建築物の大規模な改修が必要となる場合や、そこまでの困難さはないものの、改修のための予算が確保できない等の事情により、速やかに改善を行うことができない状況もみられた。

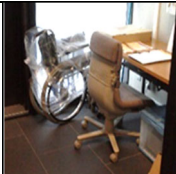



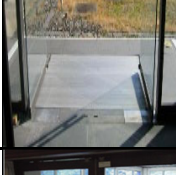

一方、独立行政法人等は、障害者差別解消法第5条の規定に基づき、合理的配慮を的確に行うため、必要な環境の整備に努めなければならないとされており、同法第6条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「障害者差別解消法基本方針」という。資料16）では、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」とされている。

また、当局が実施したアンケート調査の中でも、手前に引いて開けなければならない開き戸を例に、「扉が開けられないなど介助が必要な場合、スタッフに手を貸していただけると有り難い」（車椅子使用者）、「扉が重いなど開けづらいが、構造を変えられないのなら、介助のための職員を配置することが望ましい」（高齢者）、「ベビーカーを押しながら、扉の開閉は大変。扉の辺りに職員の方がいてくれて、助けてくれるととても有り難い」（乳幼児連れ利用者）などの意見がみられ、このような状況への対応については、障害者に限らず、高齢者や子育て世代等の多様な利用者に対しても、障害者差別解消法に基づく合理的配慮と同様に、人的対応など、補完的な措置が必要なものと考えられる。

今回、当局が把握した調査対象8機関における建築物移動等円滑化基準等への不適合事例などについて、表2-(4)-②のように補完的な措置によって、これらの不適合状態等による支障の解消に努めている例（京都国立近代美術館、奈良文化財研究所（平城宮跡資料館、飛鳥資料館、藤原宮跡資料室））や、解消することを検討している例（奈良国立博物館）がみられた。

表2-(4)-② 建築物移動等円滑化基準等の不適合に対する補完的な措置の実施例

I 「施設・設備の整備が必要」な状態への対応例			
調査対象機関	現況写真	不適合状態	補完的措置の実施状況
奈良文化財研究所平城宮跡資料館		駐車場を設けているが、駐車場内に所定の車椅子使用者用駐車施設（駐車柵、標識等）が設置されていない。（施設設備-17）	障害者等から希望があった場合、敷地内の管理道路に車を乗り入れ、資料館前で乗降することを許可している（ホームページで周知）。

奈良文化財研究所藤原宮跡資料室		授乳施設が設置されていないため、乳幼児連れ来館者が安心して授乳ができない。しかし、館内（延床面積 637 m ² ）には、別室を確保する余地がない。	平日においては、受付に授乳の申出があれば、ボランティア控室（救護室兼用）を供用することとしている。
Ⅱ 「建築物の構造を変えることが必要」な状態への対応例（検討中を含む）			
調査対象機関	現況写真	不適合状態	補完的措置の実施状況
奈良国立博物館 （なら仏像館）		車椅子使用者用出入口が、車椅子使用者が扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造となっている。（施設設備-19）	今回の当局の調査を契機に、来館者が館内の受付職員に必要な支援を求めることができるよう、インターホンの設置を検討中
奈良文化財研究所飛鳥資料館		屋外休憩棟の出入口が、車椅子使用者が扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造となっている。（施設設備-20）	出入口の扉を常時開放して開閉の必要をなくし、不適合状態から生じる支障を解消している。
奈良文化財研究所藤原宮跡資料室		屋外展示場への出入口が、車椅子使用者が扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造となっている。（施設設備-21）	今回の当局の調査を契機に、①扉を常時全面開放して開閉の必要をなくし、不適合状態から生じる支障を解消、②天候等により扉を閉じる場合を想定して、受付職員に対し、適宜車椅子使用者等に声掛けを行い、介助の求めがあれば、必要な対応を図るように周知
奈良文化財研究所平城宮跡資料館		館内休憩室の出入口が、車椅子使用者が扉を引いて開けることが難しいとされる「開き戸」構造となっている。	開館時には扉を常時開放して開閉の必要をなくし、不適合状態から生じる支障を解消 〔写真は閉館日に撮影したため、扉を閉じている。〕
Ⅲ 「施設・設備の一部改修が必要」な状態への対応例			
調査対象機関	現況写真	不適合状態	補完的措置の実施状況
京都国立近代美術館		屋内階段の端部が周囲と同色のため、弱視者等が段を識別しづらい。（施設設備-29） また、階段の存在を注意喚起するための点状ブロックが設置されていない。（施設設備-31）	来館者から申出があった場合、合理的配慮により、可能な範囲で、歩行介助を行うこととしており、接遇に当たる外部委託職員にも、応対マニュアルに基づく必要な人的介助を求めている。

（注）当局の調査結果による。

ウ 施設周辺を含めたバリアフリー化の取組

バリアフリー法は、「高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去」を基本理念としており（第1条の2）、高齢者、障害者等の個々の建築物に係る移動等円滑化にとどまらず、交通機関、道路等のインフラを含む、社会全体における移動等円滑化を目指すものである。

また、「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」（平成30年7月文化庁）では、駅など公共の交通機関からのアクセスについて、点字ブロックなどの誘導装置の設置など来館までのバリアフリー化の促進が期待されるとしており、当局が実施したアンケート調査の結果でも、「施設までの道路に、段差、階段、歩幅が広くない

と歩きにくい場所や通路内に障害物があったりする。来場者の歩行を想定したシミュレーションを実施してほしい」（視覚障害者）、「施設までのアクセスについてもバリアフリー化を推進してほしい」（車椅子利用の肢体障害者）との意見がみられた。

建築主等が、その管理圏外にある公共交通・道路等におけるバリアフリー化に単独で取り組むことはできないが、奈良文化財研究所（飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室）では、表 2-(4)-③のとおり、令和 4 年度に最寄りの駅、バス停等から施設までの障害者等の移動経路について支障がないかの点検を行い、当該年度中に道路管理者等に必要な改善等を依頼する計画を有している。

表 2-(4)-③ 最寄りの交通機関から施設までの移動経路に係るバリアフリー化の検討例(奈良文化財研究所の飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室)

区分	最寄りの交通機関から施設までの移動経路に係るバリアフリー化の検討・対応状況等
検討の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 奈良文化財研究所が国立文化財機構個別施設計画の策定のため行ったバリアフリーの点検を契機に、同研究所の主導の下、令和 2 年度に実施した自己点検の中で、最寄りのバス停から施設入口までのアプローチについて支障がないことを併せて調査し、支障がないことを確認。さらにバスだけでなく、電車で来場される方もいることから、次回、令和 4 年度の自己点検を実施する際には、移動経路の範囲を広げて検証することとした。
計画の内容等	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度には、最寄りの駅、バス停等から各施設までの障害者等の移動経路について、段差など支障がないかを点検を行い、改善が必要な状況が認識できた場合には、当該年度中に、道路管理者等の関係者に対し改善の検討を依頼することを想定している。

(注) 調査結果に基づき当局が作成

【改善意見】

以上のことから、調査対象 8 機関は、障害者等多様な利用者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 建築物移動等円滑化基準への適合に努めることとされている施設・設備の不適合について、改修等の機会を捉え、当該不適合の解消に努めること。

なお、これと併せ、建築設計標準において整備が望ましいとされる事項への未対応がみられた施設・設備についても、同様に対応を図ることが望ましい。

また、整備の実施に当たっては、障害者等多様な利用者からの意見・要望を積極的に収集し、整備内容の検討に活用することが望ましい。

② ①の取組に当たり、大規模な改修を必要とするなど、速やかな改善が望めないものについては、当面の間の措置として、人的介助などの代替手段による補完的な対応の実施についても検討すること。

③ 不適合状態等の解消の促進及び適合状態の維持を図るため、定期点検の実施等による現状把握に努めること。

3 障害者等多様な利用者に配慮したホームページにおける情報の提供状況

(1) ホームページの情報に係るウェブアクセシビリティへの対応状況

【制度の概要】

障害者差別解消法は、国の行政機関、独立行政法人等に対し、不当な差別的取扱いを禁止するとともに合理的配慮の提供を義務付けており、障害者差別解消法基本方針の中で、ウェブアクセシビリティ（注）を含む情報アクセシビリティは、環境の整備として位置付けられ、事前の改善措置として計画的に推進することが求められている（資料 16）。

（注）高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

また、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（以下「公共サイトガイドライン」という。資料 17）では、国及び地方公共団体等公的機関が提供するホームページは、日本産業規格 JIS X8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第 3 部：ウェブコンテンツ（平成 28 年 3 月 22 日改正）（資料 18、当該規格本文は、国際規格「ISO/IEC 40500:2012」（W3C 勧告「WCAG 2.0」）と一致している。）に基づき、ウェブアクセシビリティへの対応を求めている。

なお、JIS X 8341-3 では、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく利用できるように、ウェブアクセシビリティで対応すべき個別の要件を規定した 61 の「達成基準」が設けられ、それぞれに A（最低レベル）、AA 又は、AAA（最高レベル）の三つのうち、いずれかのレベルが割り当てられている。

【調査結果】

ア ウェブアクセシビリティへの対応状況

今回、調査対象 8 機関が管理・運営するホームページにおけるトップページのほか、開館日時・料金、館内案内、施設・設備のバリアフリー情報を掲載しているページを対象として、①構成、②音声の読上げ、③操作性、④色彩、⑤文字に関し、JISX8341-3 の達成基準に基づくウェブアクセシビリティへの対応状況について、障害者 3 人（全盲、弱視、上下肢体障害各 1 人）に委託して目視や動作確認を基に調査を実施した。調査事項に係る達成基準（レベル A）の概要及び委託時に使用した PC 端末の動作環境等は以下のとおりとなっている。

<調査事項・JISX8341-3 の達成基準（レベル A）>

調査事項	JISX8341-3 の達成基準
①構成に関する事項 必要な情報を得やすく、見やすい構成となっているか	1.3.2 意味のある順序
	2.4.2 ページタイトル
②音声の読上げに関する事項 音声読上げは適切なものとなっているか	1.2.2 キャプション（収録済み）
	1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）
	1.3.1 情報及び関係性
	2.1.1 キーボード
	2.4.3 フォーカス順序
③操作性に関する事項	2.2.1 タイミング調整可能

文字の拡大操作等、操作しやすいものとなっているか	2.2.2 一時停止、停止及び非表示
④色彩に関する事項 文字や図表、絵の色及びカラーコントラストは見やすいものとなっているか	1.3.3 感覚的な特徴
	1.4.1 色の使用
⑤文字に関する事項 判読しやすい文字となっているか	1.1.1 非テキストコンテンツ
	2.4.2 ページタイトル
	2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）

<ホームページの動作確認等の実施者・PC 端末の動作環境>

動作確認等実施者	PC 端末の動作環境
視覚障害者（全盲）	使用 OS：Windows10、評価ブラウザ：NetReader2、評価ソフト：PC Talker
視覚障害者（弱視）	使用 OS：Windows10、評価ブラウザ：edge、ハイコントラスト画面利用、画面拡大
肢体不自由者	使用 OS：Windows10、評価ブラウザ：Google Chrome、トラックボール利用

その結果、令和 3 年 10 月時点で、表 3-(1)-①のとおり、②から⑤までの 4 事項に係る JISX8341-3 の達成基準（レベル A）に準拠していない事例が奈良文化財研究所藤原宮跡資料室を除く 7 機関で 23 事例みられた（このうち 2 機関 5 事例については令和 4 年 6 月末時点で改善済み）。

なお、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室のホームページには、JISX8341-3 の達成基準（レベル A）に準拠していない事例はみられなかったが、これは令和 3 年 10 月時点において、同資料室のホームページがトップページのみで構成され、バリアフリー情報等は掲載されていなかったことによるものである。

表 3-(1)-① 調査対象機関におけるウェブアクセシビリティが確保されていない事例

調査事項	達成基準及び内容等	事例概要	機関名	備考
② 音声の読上げに関する事項 (7 事例)	<1.2.3> 同期したメディアに含まれている収録済の映像コンテンツに対して、時間依存メディアに対する代替コンテンツ又は音声解説が提供されている。	掲載されている動画に音声が付されていないため、視覚障害者は動画内容を知ることができない。	奈良国立博物館 (事例表：情報提供-1)	
	<1.3.1> 何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。 <達成基準実装チェックリストにおける事例に関する項目例> 「caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブル	観覧料金表等、表に表題設定がないため、音声読上げを利用する視覚障害者は次に読み上げられる情報が表であることや、どのような情報を示す表であるかをあらかじめ知ることができず、内容を把握しづらい。	京都国立近代美術館 (事例表：情報提供-2)	
			京都国立博物館 (事例表：情報提供-3)	
			奈良国立博物館 (事例表：情報提供-4)	改善済
			奈良文化財研究所飛鳥資料館 (事例表：情報提供-5)	
			奈良文化財研究所平城京宮跡資料館 (事例表：情報提供-6)	
		国立民族学博物館	改善済	

	を関連付ける」		(事例表：情報提供-7)	
③ 操作性に関する事項 (2 事例)	<2.2.2> 動きのある、点滅している、又はスクロールしている情報が、(1)自動的に開始し、(2)5秒よりも長く継続し、かつ、(3)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれらを一時停止、停止、又は非表示にすることができるメカニズムがある。	文字や画像が動く情報について停止ボタンがない、あるいは停止ボタンが小さいため、利用者が停止させることができない。	京都国立近代美術館 (事例表：情報提供-8) 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 (事例表：情報提供-9)	
④ 色彩に関する事項 (2 事例)	<1.4.1> 色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段になっていない。	カレンダー上で休館日等を示す際に、背景色の違いのみで情報を伝達しているため、ハイコントラスト画面や音声読み上げを利用している視覚障害者は内容を把握することができない。	奈良文化財研究所 飛鳥資料館 (事例表：情報提供-10) 奈良文化財研究所 平城京宮跡資料館 (事例表：情報提供-11)	
⑤ 文字に関する事項 (12 事例)	<1.1.1> 利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。	画像(非テキストコンテンツ)に代替テキストやテキストによる補足がないため、音声読み上げを利用している視覚障害者は画像に関する情報を得ることができない。	国立国際美術館 (事例表：情報提供-12) 京都国立近代美術館 (事例表：情報提供-13) 京都国立博物館 (事例表：情報提供-14、15) 奈良国立博物館 (事例表：情報提供-16) 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 (事例表：情報提供-17) 国立民族学博物館 (事例表：情報提供-18、19)	改善済
	<2.4.4> それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。	各リンクについて、その目的や具体内容を端的に把握できるものとなっていないため、音声読み上げを使用する利用者等がリンクを遷移するかどうかを判断しづらい。	国立国際美術館 (事例表：情報提供-20) 京都国立博物館 (事例表：情報提供-21) 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 (事例表：情報提供-22) 奈良文化財研究所 平城京宮跡資料館 (事例表：情報提供-23)	

(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 「達成基準及び内容等」欄における達成基準実装チェックリストは、JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド(2020年12月版)において、達成基準に準拠していることを示す技術的な根拠として示されている達成方法のチェックリスト例

このほか、今回、当局が行った上述の障害者3人による調査の過程において、調査対象機関のウェブアクセシビリティへの対応状況が JISX8341-3 の達成基準（レベル AA）に準拠していないことを把握した事例が6機関で7事例（別添結果報告書別冊の参考課題表参照）みられ、調査対象機関における今後のウェブアクセシビリティ確保のための課題として、各機関の取組の参考になるものと考えられる。

イ 調査対象機関におけるウェブアクセシビリティ確保のための取組

奈良文化財研究所藤原宮跡資料室を除く調査対象7機関におけるウェブアクセシビリティ確保のための取組についてみると、表3-(1)-②のとおり、ホームページ作成時あるいは更新時に、提供する情報のアクセシビリティのチェックまで実施しているのは、京都国立博物館と国立民族学博物館の2機関のみとなっており、京都国立博物館では、令和4年度のホームページリニューアル時にユーザビリティ（注）の検証を実施し、また、国立民族学博物館では、ホームページ作成時に担当部署による配色の確認を行っているとしている。

なお、調査対象8機関は、アクセシビリティの改善に向けた高齢者・障害者等からの意見収集を行っておらず、また、これまで利用者からのウェブアクセシビリティの改善要望等もなかったとしている。

（注）特定のユーザーが特定の利用状況において、システム、製品又はサービスを利用する際に、効果、効率、及び満足を伴って特定の目標を達成する度合い（日本産業規格 JIS Z8521:2020 の定義による。）

表 3-(1)-② 調査対象7機関におけるホームページで提供する情報に係るアクセシビリティの確保のための取組内容

調査対象機関	実施体制等	ウェブアクセシビリティへの対応	アクセシビリティのチェック
国立国際美術館	原稿は職員（各部署）が作成、ページは担当部署が作成・更新	運用の中で動画や画像に代替テキストを付けることとしている。	—
京都国立近代美術館	原稿は職員（各部署）が作成、ページは担当部署が作成・更新	コンテンツ管理システムの標準仕様で、画像を掲載するときには代替テキストを入れるようになっている。	—
京都国立博物館	担当部署が作成・更新	ページ作成時のウェブアクセシビリティ対応について、JIS X 8341-3:2010 をおおむねA以上となるよう配慮	あり <タイミング> 令和4年度のホームページリニューアル時 <方法> 情報分野と博物館分野に詳しい外部の者等で構成される「情報システム検討委員会」の下にワーキンググループを立ち上げ、ユーザビリティの検証を実施
奈良国立博物館	（部署情報の更新）職員（各部署）がページ作成・更新 （大幅な改修）担当部署がページ作成・更新	ページ作成時のウェブアクセシビリティ対応について、JIS X 8341-3:2010 をおおむねA以上となるよう配慮。ただし、代替テキストを付与するよう組織的な周知は行っておらず、	—

			付与できていないケースもあり得る。	
奈良文化財研究所	飛鳥資料館	担当部署が作成・更新	—	—
	平城宮跡資料館	担当部署が作成・更新	—	—
国立民族学博物館		担当部署が作成・更新	見分けにくい色の組み合わせについて留意している（明文化したものはなし。）	あり <タイミング> ページ作成時 <方法> 複数のインターフェイスにて配色を確認

(注) 調査結果に基づき当局が作成

【改善意見】

以上のことから、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室を除く調査対象 7 機関は、ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応について、JISX8341-3 の達成基準（レベル A）に準拠していないものは必要な改善を図るとともに、ホームページの作成や更新の際に、ウェブアクセシビリティの確保に努める必要がある。

(2) 障害者等多様な利用者に配慮した取組に係るホームページにおける情報の提供状況

【調査結果】

今回、当局が障害者等を対象に実施したアンケート調査で把握した情報提供に関する意見・要望のうち、施設を円滑に利用するために必要と思われる①施設・設備情報 8 項目及び②利用者支援情報 6 項目の計 14 項目について、調査対象 8 機関のホームページにおける情報の提供状況を調査した。

その結果、令和 3 年 10 月時点において、上記 14 項目の中で、既に対応等されているにもかかわらず、その情報を提供していないものが、表 3-(2)-①のとおり 21 事例みられた。

なお、未提供となっていた 21 事例に係る情報は、表 3-(2)-②-i ~ iii、v、vi、viii、ix a、ix b、x、xii ~ xiv のとおり、その全てが本調査をきっかけとして、令和 4 年 6 月末時点で既に提供済み又は今後の提供が予定されている。

表 3-(2)-① アンケート調査で把握した障害者等の情報提供に関する意見・要望に対応した情報の提供状況

アンケート調査結果において、障害者等が情報提供を求めている項目	左記項目に対応しているにもかかわらず提供されなかった事例数	意見・要望のあった障害者等								
		うち提供済み	うち今後提供予定	視覚障害者	聴覚障害者	肢体障害者	精神・発達・知的障害者	高齢者	子育て世帯等	
施設・設備情報	i 駐車場（車椅子利用者用）	2	1	1	—	○	○	—	—	—
	ii スロープ	2	1	1	—	—	○	—	○	○
	iii 多目的トイレ	1	1	—	○	—	○	○	○	—
	iv エレベーター	—	—	—	○	—	○	○	○	○
	v オストメイト設備	1	—	1	—	—	○	—	—	—
	vi おむつ交換台・ベビーチェア	1	—	1	—	—	—	—	—	○
	vii 授乳室	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	viii 休憩スペース	3	—	3	○	—	○	○	○	○
小 計	10	3	7							
利用者支援情報	ix 音声ガイドの貸出し									
	a 音声のみ	1	—	1	○	—	○	○	○	—
	b 音声とテキスト表示	2	—	2	—	○	—	—	—	—
	x 車椅子の貸出し	1	1	—	○	—	○	—	○	—
	xi ベビーカーの貸出し	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	xii 拡大機器の貸出し	1	1	—	○	—	—	—	—	—
	xiii 点字パンフレットの貸出し・配布	1	1	—	○	—	—	—	—	—
xiv 手話や筆談対応	5	1	4	—	○	—	—	—	—	
小 計	11	4	7							
合 計	21	7	14							

(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 「意見・要望のあった障害者等」欄は、障害者等ごとに要望があった取組項目に「○」を付した。


<施設・設備情報>

表 3-(2)-②- i 駐車場（車椅子利用者用）

	<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子駐車場の場所が分かりづらい（車椅子利用の肢体不自由者）。 駐車場の写真などがあれば、駐車券で出入庫管理を行うゲートバー方式かロック板の作動で出入庫管理を行うロック装置方式かを見る。ロック装置方式はロック板の突起が障壁となり、車椅子を降ろせない（車椅子利用の肢体不自由者）。 <p>【調査対象機関における情報提供例】 （専用駐車場はないが、障害者対応について情報提供）</p> <p>① 身体障害者への対応がある旨掲載（京都国立近代美術館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当館には駐車場はございません。 <u>身体障がい者の方については、当館北側面に駐車スペースを設けております。</u> <p>② 歩行困難な利用者への相談対応がある旨掲載（奈良国立博物館）</p> <p><u>専用の駐車場はありません。周辺の駐車場をご利用ください。</u> <u>なお、歩行困難な方は当館係員にご相談ください。</u></p>										
<p>アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況</p>											
<p>国立民族学博物館</p>	<p>館が直接設置している来館者用の駐車場はないが、所在する万博記念公園敷地内に 5 か所の駐車場が設けられており、ホームページ上ではこのうち 4 か所の駐車場を掲載している。ホームページでは各駐車場には身体障害者用の駐車スペースが設けられていることが、情報提供されていなかったが、同館は万博記念公園が公開している駐車場情報ページ（車椅子利用者用駐車場の台数が記載されているページ）のリンクをホームページ（万博記念公園へのアクセス及びバリアフリーページ）に張り付けた。</p> <p>改善前</p> <p>■ 自動車をご利用の場合（高速道路利用の場合は吹田I.C.を降りる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場</th> <th>利用入り口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央駐車場</td> <td>中央口 北へ徒歩10分</td> </tr> <tr> <td>日本庭園前駐車場</td> <td>日本庭園前ゲート 徒歩5分</td> </tr> <tr> <td>東駐車場</td> <td>東口 西へ徒歩15分</td> </tr> <tr> <td>西駐車場</td> <td>西口 東へ徒歩15分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【利用入口からの所要時間のみ記載】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改善後</p>	駐車場	利用入り口	中央駐車場	中央口 北へ徒歩10分	日本庭園前駐車場	日本庭園前ゲート 徒歩5分	東駐車場	東口 西へ徒歩15分	西駐車場	西口 東へ徒歩15分
駐車場	利用入り口										
中央駐車場	中央口 北へ徒歩10分										
日本庭園前駐車場	日本庭園前ゲート 徒歩5分										
東駐車場	東口 西へ徒歩15分										
西駐車場	西口 東へ徒歩15分										

	<p>■ 自動車をご利用の場合(高速道路利用の場合は吹田I.C.を降りる)</p> <p>下記の万博記念公園各駐車場のご利用が便利です。詳しくは「万博記念公園駐車場情報」をご覧ください。</p> <p>▶ 「万博記念公園駐車場情報」はこちら</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">駐車場</th> </tr> <tr> <td>中央駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本庭園前駐車場</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">東駐車場</th> </tr> <tr> <td>更新日時</td> <td>2022年6月15日(水) 15時59分 更新</td> </tr> <tr> <td>状態</td> <td>休み</td> </tr> <tr> <td>収納台数</td> <td>合計998台(内、障害者専用 12台、バス専用 10台)</td> </tr> <tr> <td>ご利用料金</td> <td>料金詳細はこちら</td> </tr> </table> <p>【万博記念公園の駐車場案内(車椅子利用者用情報あり)へのリンクを張付】</p>	駐車場		中央駐車場		日本庭園前駐車場		東駐車場		更新日時	2022年6月15日(水) 15時59分 更新	状態	休み	収納台数	合計998台(内、 障害者専用 12台 、バス専用 10台)	ご利用料金	料金詳細はこちら
駐車場																	
中央駐車場																	
日本庭園前駐車場																	
東駐車場																	
更新日時	2022年6月15日(水) 15時59分 更新																
状態	休み																
収納台数	合計998台(内、 障害者専用 12台 、バス専用 10台)																
ご利用料金	料金詳細はこちら																
(参考) 今後改善予定の内容																	
京都国立博物館	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中にホームページ(交通アクセスページ)に、車椅子利用者用の駐車スペースが設置されている旨テキストで追記予定。 																

表 3-(2)-②-ii スロープ

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
<ul style="list-style-type: none"> スロープの有無について確認している(車椅子利用の肢体障害者)。 	
【調査対象機関における情報提供例(スロープの設置)】	
① 出入口にスロープがある旨記載(京都国立近代美術館)	
<p>・ <u>外部との出入口は車椅子使用の方が通行できるスロープになっています。</u></p>	
② 出入口に併設されたスロープの写真を掲載(奈良文化財研究所飛鳥資料館)	
	
アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況	
国立民族学博物館	<p>敷地入口(太陽門)から本館等へ向かう経路にはスロープが設けられていることについて、ホームページで情報提供されていなかったが、万博記念公園入口から同館へのアクセスページ及びバリアフリー情報ページに、敷地入口に設置したスロープ写真の掲載及びスロープが設けられている旨テキストで追記。</p>

	<p>改善前</p>  <p>⑥約500m直進すると前方左手にみんなばくが見えます。</p> <p>【館敷地入口のスロープ設置について掲載なし】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改善後</p>  <p>⑥-A 約500m直進すると前方左手にみんなばくが見えます。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">  <p>⑥-B <u>太陽門(写真の場所)の出入り口はスロープになっていますので、車椅子・ベビーカーの方は、太陽門をご利用ください。</u></p> </div> <p>【館敷地入口のスロープについて写真とテキストを追記】</p>
(参考) 今後改善予定の内容	
京都国立博物館	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中にホームページ(バリアフリーページ)に、スロープの設置がされている旨テキストで追記予定。

表 3-(2)-②-iii 多目的トイレ

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレの有無について確認している(車椅子利用の肢体障害者) 	
【調査対象機関における情報提供例(多目的トイレの設置)】	
<p>① 多目的トイレの設置がある場所をテキストで記載(奈良国立博物館)</p> <p><u>多目的トイレが東新館1F、地下回廊にあります。</u></p>	
アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況	
奈良文化財研究所藤原宮跡資料室	奈良文化財研究所藤原宮跡資料室のホームページは、同研究所のホームページ内のページの一つとして作成されており、同資料室の案内については展示内容やコーナーの紹介のみとなっていたが、令和4年5月に観覧利

	<p>用案内項目を新規作成し、多目的トイレの設置を行っていることをテキストで追記。</p> <p>改善後</p> <p>観覧利用案内</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">室内施設等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすの貸出が可能です。(1台、無料) ・身体障害者補助犬を伴うご入室は可能です。 ・<u>バリアフリートイレを設置しています。</u> ・入口受付にて筆談対応いたします。 </td> </tr> </table> <p>【観覧利用案内項目を作成し、多目的トイレ設置について掲載】</p>	室内施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの貸出が可能です。(1台、無料) ・身体障害者補助犬を伴うご入室は可能です。 ・<u>バリアフリートイレを設置しています。</u> ・入口受付にて筆談対応いたします。
室内施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの貸出が可能です。(1台、無料) ・身体障害者補助犬を伴うご入室は可能です。 ・<u>バリアフリートイレを設置しています。</u> ・入口受付にて筆談対応いたします。 		

表 3-(2)-②-v オストメイト設備


<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オストメイト設備の有無について確認している（肢体障害者）。 	
<p>【調査対象機関における情報提供例（オストメイト設備の設置）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オストメイト設備のあるトイレの場所を掲載（国立国際美術館） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>B1階の多目的トイレにオストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）用設備を設置しております。</u> 	
（参考）今後改善予定の内容	
<p>京都国立近代美術館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オストメイト設備が設置されていることについて、フロアガイドページ及びバリアフリーページにテキストを追記する、詳細ページへのアクセスリンクを追加する等の方法で対応予定。

表 3-(2)-②-vi おむつ交換台・ベビーチェア

<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おむつ交換台・ベビーチェアの有無について確認している（子育て世帯）。 	
<p>【調査対象機関における情報提供例（おむつ交換台・ベビーチェア設備（以下、「おむつ交換設備等」という。）の設置）】</p> <p>① おむつ交換設備等のあるトイレの場所と台数を掲載（京都国立博物館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オムツ替え用ベビーシートを1階女性用トイレに2台、男性用トイレに1台、4階女性用トイレに1台設置しております。</u> <p>② おむつ交換設備等のあるトイレの場所を掲載（奈良国立博物館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>おむつ替えができるベビーベッドを東新館1階と地下回廊のトイレ横に設置しています。</u> ・ <u>ベビーチェアを東新館1階の多目的トイレ内に設置しています。</u> 	
（参考）今後改善予定の内容	

国立国際美術館	<ul style="list-style-type: none"> 掲載方法について検討の上、ホームページ（館内案内図又はバリアフリー情報ページ）におむつ交換設備等の情報を掲載予定。
---------	---

表 3-(2)-②-viii 休憩スペース

<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 休憩室があるとよい（展示室内で資料動画などが流れた際に、音量が大きくてパニックになることがあるため）（全盲の視覚障害者）。 鑑賞中に座り込んでしまったら迷惑を掛けてしまうので休憩スペースを事前に確認したいが、ホームページに掲載されていないといつどこで休憩が取れるか分からず悩む（精神障害）。 	
<p>【調査対象機関における情報提供例（休憩スペースの設置）】</p> <p>① 休憩スペースの設置について掲載（奈良文化財研究所平城宮跡資料館）</p> <p>◆<u>休憩スペースを設置しています。自動販売機もございます。</u> ただし、文化財害虫防止のため、お食事はご遠慮いただいております。</p> <p>② 館内案内図に休憩スペースのアイコンを掲載（国立民族学博物館）</p> <div data-bbox="359 1030 925 1288" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">  <p>休憩所 Rest Area</p> <p>休憩所(飲食可) Rest Area (food and beverages allowed)</p> <p>休憩所(飲み物のみ可) Rest Area (beverages allowed)</p> </div>	
<p>（参考）今後改善予定の内容</p>	
国立国際美術館	<ul style="list-style-type: none"> 展示ごとに設置場所を変更するため、展示の都度休憩スペースの具体的な場所をホームページに掲載することは困難だが、休憩スペースの用意があることをホームページ（バリアフリー情報等）に掲載することを検討。
京都国立近代美術館	<ul style="list-style-type: none"> 休憩スペース及び給水機が設置されていることについて、フロアガイドページ及びバリアフリーページにテキストで追記予定。
京都国立博物館	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中にホームページ（フロアマップPDF）に休憩スペースのピクトグラムを追加予定。

<利用者支援情報>

表 3-(2)-②-ix-a 音声ガイドの貸出し（音声のみ）

<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声ガイド貸出し数をチェックし、貸出し数が少なければ利用しないこともある（全盲の視覚障害者）。 	
<p>【調査対象機関における情報提供例（音声ガイド機器の貸出し）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声ガイド機器の貸出しについて掲載（国立民族学博物館） <u>みんなく電子ガイドは、携帯型の展示解説装置です。本館2F観覧券売場にて無料で貸し出しています。</u> 	
<p>（参考）今後改善予定の内容</p>	
<p>国立国際美術館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、掲載方法について検討し、ホームページ（バリアフリー情報又は各展覧会ページ）に音声ガイドの貸出しについて掲載予定。

表 3-(2)-②-ix-b 音声ガイドの貸出し（音声とテキスト表示）

<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望（聴覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者は、テキスト表示のない音声ガイドを使えないため、紙に音声ガイドと同じ説明を書いてもらえるとありがたい。 音声ガイドを文字化してほしい。 音声ガイドの内容をテキストで書き起こしたものの貸出しがあるかどうか、ホームページや施設の案内標示で事前に確認している。 音声ガイドのテキスト配布が既に行われているとしたら気付いていないので、もう少し目立つように案内・掲示してほしい。 	
<p>【他機関における情報提供例（テキスト表示のある音声ガイド）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他機関において音声とテキスト表示のある音声ガイドの貸出しなし 	
<p>アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況</p>	
<p>奈良国立博物館</p>	<p>なら仏像館でテキスト表示のある音声ガイドの貸出しがあることについて、ホームページで情報提供されていなかったが、バリアフリー情報ページに聴覚障害のある利用者に向けた項目を新規作成し、テキスト表示のある音声ガイドの貸出しを行っていることをテキストで追記するとともに、鑑賞ガイドのページにもその旨をテキストで追記。</p> <p>改善後 （バリアフリーページ）</p> <p style="text-align: center;">聴覚に障害のあるお客様へ</p> <p>なら仏像館、新館の受付にて筆談対応を行っております。ご利用を希望される方はお申し出ください。</p> <p>また、なら仏像館では、展示作品のうち重要作品の鑑賞ガイド機を用意しております。<u>音声による解説のほか、文字と画像でも同じ内容をご覧いただけます。</u></p>

	<p>(鑑賞ガイド案内ページ)</p> <p style="text-align: center;">なら仏像館 鑑賞ガイド</p> <p>なら仏像館では、展示作品のうち重要作品の鑑賞ガイド機を用意しています。 </p> <p>※<u>音声による解説のほか、文字と画像でも同じ内容をご覧いただけます。</u></p> <p style="text-align: center;">【テキスト表示のある音声ガイドについて掲載】</p>
(参考) 今後改善予定の内容	
京都国立近代美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・ テキスト表示のある音声ガイドの導入について、バリアフリーページにテキストで追記予定。

表 3-(2)-②-x 車椅子の貸出し

	<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子の貸出し有無について確認している（高齢者）。
	<p>【他機関における情報提供例（車椅子の貸出し）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出し場所、用意台数、料金について掲載（奈良文化財研究所平城宮跡資料館） <p style="text-align: center;">◆<u>受付にて車いすの貸出が可能です（4台 無料）</u></p>
アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況	
奈良文化財研究所藤原宮跡資料室	<p>奈良文化財研究所藤原宮跡資料室のホームページは、同研究所のホームページ内のページの一つとして作成されており、同資料室の案内については展示内容やコーナーの紹介のみとなっていたが、令和4年5月に観覧利用案内項目を新規作成し、車椅子貸出し可能となっていることをテキストで追記。</p> <p>改善後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">観覧利用案内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">室内施設等</p> </div> <div style="width: 65%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>車いすの貸出が可能です。(1台、無料)</u> ・ 身体障害者補助犬を伴うご入室は可能です。 ・ バリアフリートイレを設置しています。 ・ 入口受付にて筆談対応いたします。 </div> </div> <p style="text-align: center;">【観覧利用案内項目を作成し、車椅子貸出しについて掲載】</p> </div>

表 3-(2)-②-xii 拡大機器の貸出し

	<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大機器の貸出し有無について確認している（弱視の視覚障害者）。
	<p>【調査対象機関における情報提供例（テキスト表示のある音声ガイド）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関において拡大機器の貸出しなし

アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況	
国立民族学博物館	<p>本館展示場において拡大機器（拡大鏡）を貸し出していることについて、ホームページに情報提供されていなかったが、バリアフリー情報に拡大機器の項目を新規作成し、拡大機器の貸出しがあることをテキストで追記。</p> <p>改善後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>拡大機器(ルーペ)について</p> <p>拡大機器(ルーペ)の貸し出しを行っています。ご希望の方は、<u>本館2階 探究ひろばカウンターで係員にお申し出ください。</u></p> </div> <p>【拡大機器の貸出しについて掲載】</p>

表 3-(2)-②-xiii 点字パンフレットの貸出し、配布

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】 <ul style="list-style-type: none"> 点字パンフレットの有無について確認している（全盲の視覚障害者）。 	
【調査対象機関における情報提供例（点字・拡大文字パンフレット）】 <ul style="list-style-type: none"> 利用申出先、内容の詳細が分かるリンク先について掲載（京都国立近代美術館） <ul style="list-style-type: none"> <u>点字と拡大文字による美術館の案内パンフレットをご用意しています。</u> <u>ご入用の方は1階インフォメーションまでお声掛けください。</u> <u>パンフレットについて、詳しくはこちらからご確認ください。</u> 	
アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況	
国立民族学博物館	<p>視覚障害者が来館した際の施設案内を想定し、受付に点字パンフレットを準備していることについて、ホームページで情報提供されていなかったが、バリアフリー情報に点字パンフレットの項目を新規作成し、施設案内や展示概要を記載した点字パンフレットの配布があることをテキストで追記。</p> <p>改善後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>点字パンフレットについて</p> <p><u>施設案内、展示の概要を記載した「館内案内」点字パンフレットを配布</u> <u>しています。ご希望の方は、本館2階観覧券売場で係員にお申し出</u> <u>ください。</u></p> </div> <p>【点字パンフレットの配布について掲載】</p>

表 3-(2)-②-xiv 手話や筆談対応

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】

<ul style="list-style-type: none"> 手話、筆談対応していることがホームページ上で分かるとよい（聴覚障害者）。 手話対応が可能な職員が居ることがホームページ上で分かるとよい（聴覚障害者）。 耳マークや筆談対応していますなどの案内がないことで困ったことがある。是非案内してもらいたい（聴覚障害者）。 	
<p>【調査対象機関における情報提供例（筆談対応）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筆談対応及び筆談ボードの用意があることを掲載（奈良文化財研究所平城宮跡資料館） <p>◆<u>筆談対応いたします。</u> また、<u>入口受付にてコミュニケーションボードの準備が</u>ございます。</p>	
<p>アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望及び他機関の情報提供例を踏まえた改善状況</p>	
<p>奈良文化財研究所藤原宮跡資料室</p>	<p>奈良文化財研究所藤原宮跡資料室のホームページは、同研究所のホームページ内のページの一つとして作成されており、同資料室の案内については展示内容やコーナーの紹介のみとなっていたが、令和4年5月に観覧利用案内項目を新規作成し、筆談対応可能となっていることをテキストで追記。</p> <p>改善後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">観覧利用案内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">室内施設等</p> </div> <div style="width: 55%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすの貸出が可能です。(1台、無料) ・身体障害者補助犬を伴うご入室は可能です。 ・バリアフリートイレを設置しています。 ・<u>入口受付にて筆談対応いたします。</u> </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">【観覧利用案内項目を作成し、筆談対応について掲載】</p>
<p>奈良国立博物館</p>	<p>なら仏像館及び新館の受付で筆談対応を行っていることについて、ホームページで情報提供されていなかったが、バリアフリー情報ページに聴覚障害のある利用者に向けた項目を新規作成し、筆談対応可能となっていることをテキストで追記。</p> <p>改善後</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>聴覚に障害のあるお客様へ</p> <p><u>なら仏像館、新館の受付にて筆談対応を行っております。ご利用を希望される方はお申し出ください。</u></p> </div> <p style="text-align: center;">【筆談対応について掲載】</p>
<p>(参考) 今後改善予定の内容</p>	
<p>国立国際美術館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、掲載方法について検討し、ホームページ（バリアフリー情報又は館内案内図）に筆談対応を行っている旨掲載予定。
<p>京都国立博物館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中に、ホームページ（バリアフリーページ）に筆談対応を行っている旨テキストで追記予定。
<p>奈良文化財研究所飛鳥資料館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中に、ホームページ（ご利用案内及びアクセス）に、筆談対応を行っている旨テキストで追記予定。

4 障害者等多様な利用者に配慮した展示の工夫・鑑賞の支援のための取組の実施状況

【制度の概要】

国は、博物館・美術館における文化芸術の鑑賞について、障害者文化芸術推進法第7条に基づく基本計画において、施策の方向性として鑑賞の機会の拡大を掲げ、「障害者が文化芸術を鑑賞する際の情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の整備）や多様な障害特性に応じたサービスの提供、施設の利用環境の整備、利用しやすい環境の向上を図る取組を推進する」としている（資料8、9）。

また、文化庁では、平成30年7月に子供、高齢者、障害者などの多様な人々のニーズへ対応するため、美術館・博物館における展示等に係る指針として「多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン」（以下「文化庁ガイドライン」という。資料10）を策定し、点字パンフレットや音声ガイドの用意、視覚以外で鑑賞できる触れて見る展示物、体験型、音声などを活用した展示を示し、各館の特色や実情を踏まえつつ活用を図るよう求めている。

なお、文部科学省は、平成16年度から18年度にかけて実施した「誰にもやさしい博物館づくり事業」において、障害者に加え、高齢者や乳幼児連れの親子など様々な利用者を想定した博物館におけるバリアフリーを推進するための自己評価を目的として、誰にもやさしい博物館チェックリスト（以下「文部科学省チェックリスト」という。資料19）を作成している。その中で、展示については「①視覚以外の感覚で鑑賞・観察できる展示、②キャプション（当局注：展示物に添えた解説文等）と照明、③展示の位置、④音の出る展示やビデオや映像による展示」についての項目が、また鑑賞の支援については「①全ての人に対する鑑賞の支援、②視覚障害者の鑑賞の支援、③聴覚障害者の鑑賞・観察支援」についての項目が設定されており、各項目についての望ましい対応が示されている。

【調査結果】

(1) 障害者等多様な利用者に配慮した展示のための取組の実施状況

調査対象8機関は、展示物の特色や実情を踏まえた様々な工夫を行い、障害者等多様な利用者に配慮した展示に取り組んでいる。今回、文化庁ガイドライン及び文部科学省チェックリスト（以下「文化庁ガイドライン等」という。）に示されている展示に関する事項に対応した取組並びに文化庁ガイドライン等で示されていないが、当局が障害者等を対象に実施したアンケート調査で把握した展示に関する意見・要望に対応した取組について調査した結果は、以下のとおりである。

ア 文化庁ガイドライン等に対応した取組例

文化庁ガイドライン等に示されている展示に関する事項に対応した取組事例が、表4-(1)-①及び次のとおり、5機関で9事例みられた。



表 4-(1)-① 文化庁ガイドライン等に示されている展示に関する事項に基づく具体的な取組の実施状況

文化庁ガイドライン等に示されている展示に関する事項に対応した項目	取組を実施している調査対象機関(注2)	取組事例数	対応が示されている国のガイドライン等(注3)		当局のアンケート調査における障害者等からの要望の有無						
			文化庁ガイドライン	文部科学省チェックリスト	視覚障害者	聴覚障害者	肢体障害者	精神・知的・発達障害者	高齢者	子育て世帯等	
① 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物	4	5	●	●	○	○	○	○	○	○	
② 映像のある展示物(字幕付与)	1	1	—	●	—	○	—	—	—	—	
③ キャプションの工夫	i 見やすい文字	1	1	—	●	—	—	—	—	○	○
	ii 設置位置が低め	1	1	—	●	—	—	○	—	—	—
	iii 分かりやすい文	1	1	—	●	—	—	—	○	○	○
合計	8(5)	9									




(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 複数事例のある機関があるため、合計欄の()に実機関数を記載した。

3 「対応が示されている国のガイドライン等」欄は、対応事項が示されている場合に「●」を付した。また、「当局のアンケート調査における障害者等からの要望の有無」欄は、障害者等ごとに要望があった事項に「○」を付した。

① 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 (4 機関 5 事例)

<p>【文化庁ガイドライン】2(2)④バリアフリー化の促進 V)</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚以外で鑑賞できる展示物について、触れて見る展示物、体験型、音声などを活用した展示
<p>【文部科学省チェックリスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚以外の感覚で鑑賞・観察できる展示(触れる展示のある特別展を実施、常設展に視覚障害者がアクセス可能な展示) ハンズ・オンコーナー(当局注:触覚による観察・鑑賞ができるコーナー)がある。
<p>【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 五感を使って作品を鑑賞できるのは、特に視覚以外の情報でしか状況を得ることができない我々にとっては本当にありがたい(全盲の視覚障害者)。 見えにくいからこそ、別の感覚による刺激を受けたい(弱視の視覚障害者)。 いろいろな感じ方を経験してみたい(聴覚障害者)。 見える高さが限られるため、五感で感じられる物があるとちゃんと鑑賞した気持ちになる(車椅子利用の肢体不自由者)。 見るだけでは中々理解できないため、実際触ったり嗅いだり体験できると飽きずに楽しめる(発達・知的障害者)。 彫刻展、工芸展などでは、直接触れて楽しめる展示が必要(高齢者) 「近づいてはいけない」、「触ってはいけない」ものが多過ぎるので、触れることのでき

<p>るものを増やしてほしい（子育て世帯等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 音ならオンラインでもできると思う（視覚障害者）。 音声解説付きの展示物の動画配信があり、家でゆっくり視聴できると便利（弱視の視覚障害者） 	
区分	事例の概要
事例 ①	<p>機関名 奈良文化財研究所飛鳥資料館</p> <p>取組内容 平成 29 年開催の特別展「高松塚古墳を掘る」で高松塚古墳石室模型を展示したところ、靴を脱いで入って楽しむことができることから評判が良く、障害の有無にかかわらず、様々な方に楽しんでいただけたため、特別展終了後も常設展示でそのまま触れる展示物として活用</p>  <p>【利用者が中に入り体験できる模型】</p>
	<p>事例表番号 展示鑑賞-1</p>
事例 ②	<p>機関名 国立民族学博物館</p> <p>取組内容</p> <p>i) 本館インフォメーションゾーン「探究ひろば」に、展示資料を見て触って理解する博物館での学びの新たな方向性を示すものとして「世界をさわる」コーナーを常設展示</p>   <p>【形や手触りを確認できる資料】</p> <p>ii) 特別展示館において、視覚だけでなく、触ることにより鑑賞することができる展示物を集めた特別展「ユニバーサル・ミュージアム——さわる!“触”の大博覧会」を令和 3 年 9 月から 11 月まで開催。「歴史にさわる」、「風景にさわる」、「音にさわる」などのテーマのもと、様々な素材や手法を用いて、“触”の可能性を追求</p>
	<p>事例表番号 展示鑑賞-2</p>
事例 ③	<p>機関名 京都国立近代美術館</p> <p>取組内容 文化庁補助事業を活用した、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」において制作した、点字パンフレットや所蔵作品を触る図と文章で紹介する触察ツール「さわるコレクション」等の成果物を、美術館 1 階ロビー（無料エリア）にて活動紹介コーナーとしてハンズ・オン展示</p> <p style="text-align: center;">↓</p>




		  <p>【ロビーの展示風景】</p> <p>【所蔵作品の形を点で表現した触察ツール】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-3
事例 ④	機関名	京都国立博物館
	取組内容	<p>文化財のレプリカや材料見本などの触ることができるハンズ・オン教材を搭載したカート（ミュージアム・カート）を展示室付近に設置し、常駐のボランティアと対話しながら文化財に親しむことができる。</p> <p>（現在は新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため休止中）</p>   <p>【ミュージアム・カートの体験風景】</p> <p>【青銅器の精細な樹脂製レプリカ】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-4
事例 ⑤	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>文化庁補助事業を活用した、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひろく」において、視覚によらない鑑賞体験が可能なオンラインコンテンツを制作。当該コンテンツでは、視覚障害のある方が陶片を手で触れて感じたことをコメントしながら鑑賞を深めていく映像の添付や、陶片画像にカーソルを合わせると陶片を指でこする時や叩く時の音が自動再生される等の工夫を実施</p>  <p>【陶片を手で触った感想をコメントしている映像】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-5

② 映像のある展示物（字幕付与）（1 機関 1 事例）

【文部科学省チェックリスト】







- ・ 映像画面の音声について、字幕又は手話が付いている（聴覚障害者等への対応）。

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】


<ul style="list-style-type: none"> 展示の導入映像やミュージアムシアターなど、大半は字幕がないので内容が分からないため、映像コンテンツへの字幕の付与をしてほしい（聴覚障害者）。 							
区分	事例の概要						
事例	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>国立民族学博物館</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td> <p>世界の様々な地域で暮らす人々の生活や儀礼、芸能などを映像で紹介する展示（ビデオテーク）について、日本語字幕付きの番組も作成</p>  <p>【字幕表示（赤枠内）がある映像展示】</p> </td> </tr> <tr> <td>事例表番号</td> <td>展示鑑賞-6</td> </tr> </table>	機関名	国立民族学博物館	取組内容	<p>世界の様々な地域で暮らす人々の生活や儀礼、芸能などを映像で紹介する展示（ビデオテーク）について、日本語字幕付きの番組も作成</p>  <p>【字幕表示（赤枠内）がある映像展示】</p>	事例表番号	展示鑑賞-6
	機関名	国立民族学博物館					
	取組内容	<p>世界の様々な地域で暮らす人々の生活や儀礼、芸能などを映像で紹介する展示（ビデオテーク）について、日本語字幕付きの番組も作成</p>  <p>【字幕表示（赤枠内）がある映像展示】</p>					
事例表番号	展示鑑賞-6						

③ キャプションの工夫

i) 見やすい文字（1 機関 1 事例）

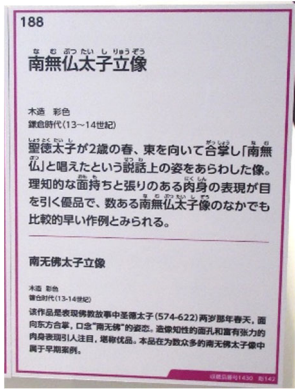

【文部科学省チェックリスト】							
<ul style="list-style-type: none"> キャプションの文字の色や大きさは見やすい。 							
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】							
<ul style="list-style-type: none"> 展示物の内容などを記載したキャプションの文字（ポイント）が小さく読みづらいので、説明文字の大きさを1~2ポイント上げてほしい（高齢者）。 							
区分	事例の概要						
事例	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>京都国立博物館</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td> <p>令和3年の特別展において、主催者である文化庁の方針により、目の不自由な人も含め、多くの人に読みやすいよう工夫された書体「ユニバーサルデザインフォント（※）」を採用</p> <p>（※）松下電器産業株式会社（現パナソニック）と株式会社イワタが2006年に「読みやすく、誤読されにくい」を基本コンセプトに共同開発を行った「イワタUDフォント」を初めとして、読みやすいフォントとして各フォントメーカーが開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふところを広く ●百線をシンプル化 ●飛び出しの削除と調整 ●ギャップの確保 ●アキの確保  <ul style="list-style-type: none"> ●点対称文字の差別化 ●シンプル化  <ul style="list-style-type: none"> ●独立したシルエット  <p>（参考例）イワタUDフォント 画像引用元：独立行政法人情報通信研究機構「情報バリアフリーのための情報提供サイト」 https://barrierfree.nict.go.jp/topic/service/20130314/page2.html</p> </td> </tr> <tr> <td>事例表番号</td> <td>展示鑑賞-7</td> </tr> </table>	機関名	京都国立博物館	取組内容	<p>令和3年の特別展において、主催者である文化庁の方針により、目の不自由な人も含め、多くの人に読みやすいよう工夫された書体「ユニバーサルデザインフォント（※）」を採用</p> <p>（※）松下電器産業株式会社（現パナソニック）と株式会社イワタが2006年に「読みやすく、誤読されにくい」を基本コンセプトに共同開発を行った「イワタUDフォント」を初めとして、読みやすいフォントとして各フォントメーカーが開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふところを広く ●百線をシンプル化 ●飛び出しの削除と調整 ●ギャップの確保 ●アキの確保  <ul style="list-style-type: none"> ●点対称文字の差別化 ●シンプル化  <ul style="list-style-type: none"> ●独立したシルエット  <p>（参考例）イワタUDフォント 画像引用元：独立行政法人情報通信研究機構「情報バリアフリーのための情報提供サイト」 https://barrierfree.nict.go.jp/topic/service/20130314/page2.html</p>	事例表番号	展示鑑賞-7
	機関名	京都国立博物館					
	取組内容	<p>令和3年の特別展において、主催者である文化庁の方針により、目の不自由な人も含め、多くの人に読みやすいよう工夫された書体「ユニバーサルデザインフォント（※）」を採用</p> <p>（※）松下電器産業株式会社（現パナソニック）と株式会社イワタが2006年に「読みやすく、誤読されにくい」を基本コンセプトに共同開発を行った「イワタUDフォント」を初めとして、読みやすいフォントとして各フォントメーカーが開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふところを広く ●百線をシンプル化 ●飛び出しの削除と調整 ●ギャップの確保 ●アキの確保  <ul style="list-style-type: none"> ●点対称文字の差別化 ●シンプル化  <ul style="list-style-type: none"> ●独立したシルエット  <p>（参考例）イワタUDフォント 画像引用元：独立行政法人情報通信研究機構「情報バリアフリーのための情報提供サイト」 https://barrierfree.nict.go.jp/topic/service/20130314/page2.html</p>					
事例表番号	展示鑑賞-7						

ii) 設置位置が低め (1 機関 1 事例)

【文部科学省チェックリスト】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ キャプションの位置は子供や車椅子からも見やすい。 	
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示物そのものの高さは致し方なくても、せめてキャプションは低く、読みやすい場所にも貼ってあるとうれしい (車椅子利用の肢体不自由者)。 	
区分	事例の概要
事例	機関名 京都国立博物館
	<p>平成 26 年に平成知新館での展示が始まって以降、平常展については、キャプション高を車椅子利用者の目線を踏まえた実験の結果に基づき、70 cm～90 cm として設定</p>  <p>キャプション高は車椅子利用者の目線より下となっている</p> <p>70～90 cm</p> <p>【車椅子利用者の観覧の様子】</p>
	事例表番号 展示鑑賞-8

iii) 分かりやすい文 (1 機関 1 事例)

【文部科学省チェックリスト】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ キャプションの漢字にルビが付いている。 	
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 難しい漢字や英語が読めないので振り仮名を付けてほしい (発達・知的障害)。 ・ 解説の難易度を下げてほしい、サラリと専門用語や難読文字が出てくることが多い (発達・知的障害)。 ・ 外国語や若者言葉 (略語等)、IT用語等が多く使用されている場合等、困る (高齢者)。 ・ 子供たちでも分かる説明文や解説をしてほしい (子育て世帯)。 	
区分	事例の概要
事例	機関名 奈良国立博物館
	<p>令和 3 年に開催した子供の観覧を想定した特別展において、キャプションの漢字には振り仮名を付けるとともに、小学生が理解できるような平易な表現のキャプションも設置</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

	 <p>188 南無仏太子立像</p> <p>木造 彩色 鎌倉時代(13~14世紀)</p> <p>聖徳太子が2歳の春、東を向いて合掌し「南無仏」と唱えたという説話上の姿をあらわした像。理知的な面持ちと張りのある肉身の表現が目を引き風品で、数ある南無仏太子像のなかでも比較的早い作例とみられる。</p> <p>南無佛太子立像</p> <p>本造 聖徳 鎌倉時代(13~14世紀)</p> <p>该作品是奈良佛教艺术中圣德太子(574-622)两岁新年春天、面向东方合掌、口念“南无佛”的姿态。造型知性的面孔和富有张力的肉身表现引人注目。是珍藏品。本品在为数众多的南无佛太子像中属于早期范例。</p> <p>【通常のキャプション】</p>	 <p>188 南無仏太子立像</p> <p>鎌倉時代(13~14世紀)</p> <p>日本に仏教を広めたことで有名な聖徳太子。聖徳太子は2歳の春に東の方を向いて、お釈迦さまをたたえる「南無仏」という言葉をとなえたんだって。これはその時のすがたを表した像なんだ。</p> <p>【平易な表現の子供向けキャプション】</p>
事例表番号	展示鑑賞-9	

イ アンケート調査で把握した展示に関する意見・要望に対応した取組例

文化庁ガイドライン等では示されていないが、当局が障害者等を対象に実施したアンケート調査で把握した展示に関する意見・要望に対応した取組事例が、表 4-(1)-②及び次のとおり、3 機関で 4 事例みられた。

表 4-(1)-② アンケート調査で把握した展示に関する意見・要望に対応した取組の実施状況

当局がアンケート調査で把握した展示に関する意見・要望に対応した取組	取組を実施している調査対象機関(注2)	取組事例数	意見・要望のあった障害者等					
			視覚障害者	聴覚障害者	肢体障害者	精神的・発達障害者	高齢者	子育て世帯等
① 鑑賞エリアの工夫(専用鑑賞スペース)	1	1	○	—	○	—	—	—
② オンラインでの展示(画像鑑賞型)	3	3	—	—	○	○	○	—
合計	4(3)	4						

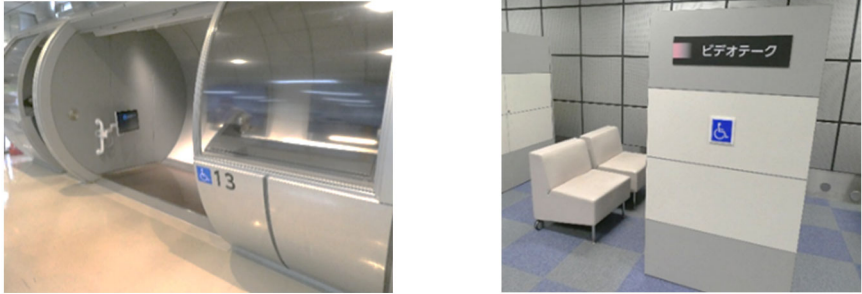
(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 複数事例のある機関があるため、合計欄の()に実機関数を記載した。

3 「意見・要望のあった障害者等」欄は、該当する障害者の種別に「○」を付した。

① 鑑賞エリアの工夫(専用鑑賞スペース)(1 機関 1 事例)

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
・ 車椅子ユーザーや園児・児童向けの、目線が低くても見やすいスペースが確保されるとうれしい(車椅子利用の肢体不自由者)。	
区分	事例の概要
機関名	国立民族学博物館
取組内容	世界の様々な地域で暮らす人々の生活や儀礼、芸能などを映像で紹介する展示(ビデオテーク)について、障害の有無にかかわらず誰もが利用可能な個別ブースの設置や車椅子利用者等の鑑賞スペースを容易に創出できる可動式

事例	<p>の椅子の設置を実施</p>  <p>【障害の有無にかかわらず誰もが利用可能な鑑賞用ブース】 【可動式の椅子がある鑑賞スペース】</p>
	事例表番号 展示鑑賞-10

② オンラインでの展示（画像鑑賞型）（3 機関 3 事例）

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】

- ・ 余り遠くに出かけられないので、オンライン型展示があるととても有り難い（肢体不自由者）。
- ・ オンライン型は海外の博物館で経験したことがあり、家の中でパソコンの画面越しなのでストレスなく楽しめた（精神・発達障害）。
- ・ オンライン型のアートギャラリー（実際にウェブサイトで歩き回ることができる空間やオンライン物販等があるとよい）（精神・発達障害）。
- ・ 遠方に居住、時間がない、体が不自由等の事情で来館できない人たちに対してオンライン鑑賞などの方法により自宅で博物館気分が味わえるようなことがあってもよい（高齢者）。

区分	事例の概要	
事例 ①	機関名	京都国立博物館
	取組内容	<p>平成 28 年度から、インターネットを通じて美術作品を高解像度のデジタル画像として見ることができるサービス「Google Arts & Culture」に登録しており、所蔵する国宝や重要文化財などを高精細の画像により細部までパソコンの画面上で鑑賞することができる。</p>  <p>【「Google Arts & Culture」におけるオンライン展示のメニュー画面】</p>
事例表番号	展示鑑賞-11	

事例 ②	機関名	奈良文化財研究所平城宮跡資料館
	取組内容	平成 25 年から Google ストリートビュー（屋内版）による施設内の 360 度パノラマ画像を掲載しており、パソコンの画面上で展示場及び展示物を自由にみるができる。  【Google ストリートビューの展示室内画像】
	事例表番号	展示鑑賞-12
事例 ③	機関名	国立民族学博物館
	取組内容	平成 30 年から、ホームページ上に「バーチャルミュージアム」として、記録映像の一つとして撮影してきたパノラマムービーを活用した「みんぱく展示場（2018 年）パノラマムービー」を掲載しており、パソコンの画面上で各展示場の様子を様々な角度から見るができる。  【バーチャルミュージアムの展示室内画像】
	事例表番号	展示鑑賞-13

(2) 障害者等多様な利用者に配慮した鑑賞の支援のための取組の実施状況

今回、調査対象 8 機関において、文化庁ガイドライン等に示されている鑑賞の支援に関する事項に対応した取組並びに文化庁ガイドライン等で示されていないが、当局が障害者等を対象に実施したアンケート調査で把握した鑑賞の支援に関する意見・要望に対応した取組の実施状況について調査した結果は、以下のとおりである。

ア 文化庁ガイドライン等に対応した取組例

文化庁ガイドライン等に示されている鑑賞の支援に関する事項に対応した取組事例が、表 4-(2)①及び次のとおり、4 機関で 9 事例みられた。

表 4-(2)-① 文化庁ガイドライン等に示されている鑑賞の支援に関する事項に対応した取組の実施状況

文化庁ガイドライン等に示されている鑑賞の支援に関する事項に対応した取組	取組を実施している調査対象機関数(注2)	取組事例数	対応が示されている国のガイドライン等(注3)		当局のアンケート調査における障害者等からの要望の有無						
			文化庁ガイドライン	文部科学省チェックリスト	視覚障害者	聴覚障害者	肢体障害者	精神的・知的・発達障害者	高齢者	子育て世帯等	
① 人による支援											
・視覚障害者向け案内	1	1	—	●	○	—	—	—	—	—	—
② 物品による支援											
i 施設案内パンフレット											
(i)点字	2	2	●	●	○	—	—	—	—	—	—
(ii)拡大文字	1	1	—	●	○	—	—	—	—	—	—
ii 文字情報機能付き音声ガイドの貸出し	2	2	●	●	—	○	—	○	—	—	—
iii 座面高可変型車椅子の貸出し	3	3	—	●	—	—	○	—	—	—	—
合計	9(4)	9									

(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 複数事例のある機関があるため、合計欄の()に実機関数を記載した。

3 「対応が示されている国のガイドライン等」欄は、対応事項が示されている場合に「●」を付した。また、「当局のアンケート調査における障害者等からの要望の有無」欄は、障害者等ごとに要望があった事項に「○」を付した。

① 人による支援

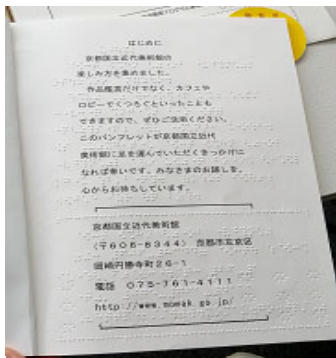
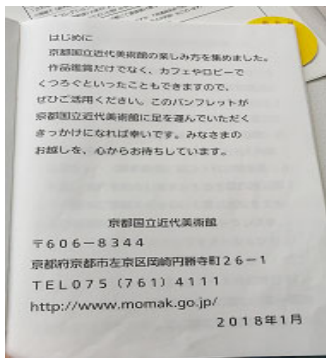
- ・ 視覚障害者向け案内 (1 機関 1 事例)

【文部科学省チェックリスト項目】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者の鑑賞の支援 (■展示場での誘導をしている。 ■展示のキャプションや解説の読み上げをしている。 ■観察中、展示品を支えたり、触る場所の指示などの手助けをしている。 ■両手を使えるよう白杖を持つなどの支援をしている。) 	
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 見ることができないので、展示物の説明などしていただきたい(全盲の視覚障害者)。 	
区分	事例の概要
事例	機関名 国立民族学博物館
	取組内容 ボランティアガイドによる視覚障害者向け展示案内の活動を平成16年度に開始し、視覚障害者が「触って学ぶ」、「匂いを嗅ぐ」、「音を聴く」、「鳴らしてみる」、「乗り物や建物に入る」、「衣装を着る」など、視覚以外の感覚により展示資料を鑑賞してもらえようサポートを行っている。

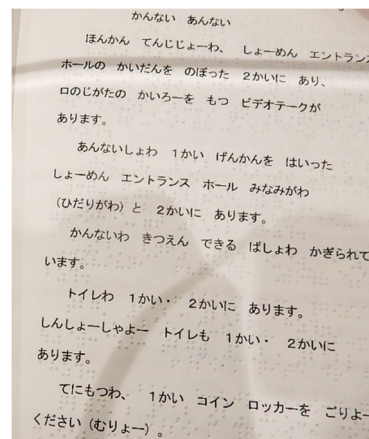
		
		【ボランティアガイドによる展示場案内の様子】
事例表番号	展示鑑賞-14	

② 物品による支援

i (i) 点字による施設案内パンフレット (2 機関 2 事例)

	【文化庁ガイドライン】2(2)④バリアフリー化の促進 V	
	・ 「展示解説について、点字パンフレットの用意」	
	【文部科学省チェックリスト】	
	・ 視覚障害者の鑑賞の支援 (■点字パンフレットを用意している。■拡大文字パンフレットを用意している。)	
	【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
	・ 後で思い出せるよう持ち帰りもできる点字パンフレットがあるとよい (全盲の視覚障害者)。	
	・ 大きな文字のサイズのパンフレットがあればいいと思う (弱視の視覚障害者)。	
区分	事例の概要	
事例 ①	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	文化庁の補助事業として実施している誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」において、美術館のサービス内容や視覚によらない鑑賞方法などの紹介を行った点字・拡大文字版のパンフレットを平成 29 年度に制作し、美術館 1 階のロビー (無料エリア) で閲覧に供しており、来館者から希望があれば随時提供しているほか、主に全国の盲学校、視覚障害者関連施設と近畿圏の美術館等へ送付している。
		 
事例表番号	展示鑑賞-15	

事例 ②	機関名	国立民族学博物館
	取組内容	<p>視覚障害者への案内を想定し、受付に点字パンフレットを15年以上前から準備している。パンフレットは施設紹介、施設利用案内、各展示場の紹介、館内案内図で構成されており、各文章の内容は点字とひらがなで併記されており、内容をブラッシュアップしながら取組を継続している。</p>
	事例表番号	展示鑑賞-16



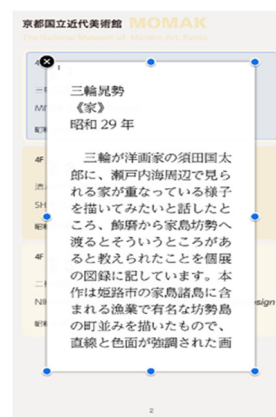
【点字パンフレット】

i (ii) 拡大文字による施設案内パンフレット (1 機関 1 事例)


上記 i (i) の事例①に同じ

ii) 文字情報機能付き音声ガイドの貸出し (2 機関 2 事例)


【文化庁ガイドライン】		
<ul style="list-style-type: none"> 美術館・博物館におけるバリアフリーの促進が期待され、その主な取組として、「音声ガイドの用意」が挙げられている。 		
【文部科学省チェックリスト】		
<ul style="list-style-type: none"> 音声ガイドを用意している。 		
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】		
<ul style="list-style-type: none"> イヤホンで音声ガイドを聞きながら観賞できるのはありがたい (全盲の視覚障害者)。 展示物の説明より詳しく解説されているのであれば、音声ガイドの書き起こしを何らかの形で見られるようにしてほしい (聴覚障害者)。 		
区分	事例の概要	
事例 ①	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>平成 29 年から所蔵作品についての解説を音声・テキストで楽しめる無料アプリ「カタログポケット」の運用を行っており、本アプリは一般的な音声ガイドアプリと異なり、音声のみでなくテキスト情報も表示されることから、聴覚障害のある人も解説内容を得ることができる。</p>





【アプリ文字表示画面】

事例 ②	機関名	奈良国立博物館	
	取組内容	令和2年になら仏像館の鑑賞ガイドのリニューアルを実施し、従前は音声によるガイドのみであったところ、機器画面上に文字情報が表示されるよう変更した。これにより、聴覚障害のある人も解説内容を得ることができるようになった。	
事例表番号	展示鑑賞-17		【ガイド機器文字表示画面】

iii) 座面高可変型の車椅子の貸出し (3 機関 3 事例)

【文部科学省チェックリスト】		
<ul style="list-style-type: none"> 貸出し用の車椅子やベビーカーが常備されている。 		
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】		
<ul style="list-style-type: none"> 展示物の一面しか見られないのは残念なので、座面高可変型の車椅子で見る手段があるなら活用したい (車椅子利用の肢体不自由者)。 		
事例の概要		
鑑賞しやすい目線位置に座面を調整することができ (※)、展示物を細部まで鑑賞することができる座面高可変型の車椅子を用意している。		
なお、全ての館の車椅子において、座面の上昇により重心が上方へと移動することによる後方への転倒の危険性に鑑み、主車輪後方に転倒防止用の補助輪が設置されている。		
(※) 各機関における座面高の調整可能幅は以下のとおり。		
<ul style="list-style-type: none"> 京都国立近代美術館 : 41 cm から 68.5 cm 京都国立博物館 : 35 cm から 73 cm 奈良国立博物館 : 31 cm から 76 cm 		
事例 ①	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>< 電動 (リモコン) で座面高を変更 ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【座面上昇時の様子と後方補助輪】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【操作用リモコン】</p> </div> </div>

事例 ②	機関名	京都国立博物館
	取組内容	<p><手動で座面高を変更></p>  <p>【座面上昇時の様子】 【後方補助輪】</p>
事例 ③	機関名	奈良国立博物館
	取組内容	<p><手動で座面高を変更></p>  <p>【座面上昇時の様子】 【後方補助輪】</p>
事例表番号	展示鑑賞-18	

イ アンケート調査で把握した鑑賞の支援に関する意見・要望に対応した取組例

文化庁ガイドライン等では示されていないが、当局が障害者等を対象に実施したアンケート調査で把握した鑑賞の支援に関する意見・要望に対応した取組事例が表 4-(2)-②及び次のとおり 3 機関で 10 事例みられた。



表 4-(2)-② 調査対象機関における障害者等多様な利用者に配慮した鑑賞の支援のための取組の実施状況（障害者等からの意見・要望）

当局がアンケート調査で把握した鑑賞の支援に関する意見・要望に対応した取組	取組を実施している調査対象機関（注2）	取組事例数	意見・要望のあった障害者等					
			視覚障害者	聴覚障害者	肢体障害者	精神的・発達障害者	高齢者	子育て世帯等
①物品による支援								
i 音声等による展示場案内設備	1	1	○	—	—	—	—	—
ii 音声による展示案内機器と拡大器具	1	1	○	—	—	—	—	—
iii 触図などの解説資料	2	2	○	—	—	—	—	—
②鑑賞機会の確保による支援								
・障害の有無や年齢にかかわらず参加可能な鑑賞プログラム等	3	6	○	○	—	—	—	○
合計	7(3)	10						



(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 複数事例のある機関があるため、合計欄の（ ）に実機関数を記載した。



3 「意見・要望のあった障害者等」欄は、該当する障害者の種別に「○」を付した。

① 物品による支援

i) 音声等による展示場案内設備（1 機関 1 事例）

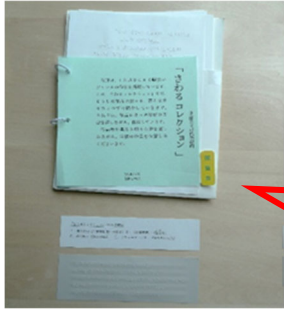
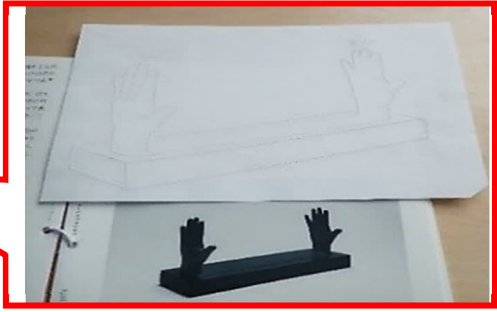
【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
・ 場内案内の音声化をしてほしい（視覚障害者）。	
区分	事例の概要
事例	機関名 国立民族学博物館
	取組内容 点字や触知記号を立体的に印刷した触地図である「触知案内板」を本館展示場内に3か所設置。触知案内板上に設置された透明アクリル板（動線を示す溝と音声ボタンの穴が一筆書きでつながったもの）をたどりながら展示場や各種設備の場所に触れると、音声で案内される仕組みとなっており、視覚に障害のある人とない人が分け隔てなく館内情報にアクセスできるようになっている。  【展示場に設置されている様子】  【点字と触知記号が表示されている案内画面】
	事例表番号 展示鑑賞-19

ii) 音声による展示案内機器と拡大器具 (1 機関 1 事例)

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大器具の貸出があるとよい (弱視の視覚障害者)。 ・ 展示物のところに点字や音声などでの案内が何もないとどのような展示物なのかが分からない (全盲の視覚障害者)。 		
区分	事例の概要	
事例	機関名	国立民族学博物館
	取組内容	<p>常設展内の展示資料を視覚以外の感覚でも理解するためのコーナーにおいて、鑑賞補助具として以下の2点を用意</p> <p>① ペン型音声ガイド</p> <p>キャプションの一部をタッチすると音声で展示内容を案内するペンであり、文字、点字を読むことが困難な利用者であっても解説を聞くことが可能となる。</p>  <p>【ペン型音声ガイド】</p> <p>② 拡大鏡 (ルーペ)</p> <p>展示物やキャプションを拡大して見ることが可能となる。</p>  <p>【拡大鏡 (ルーペ)】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-20

iii) 触図などの解説資料 (2 機関 2 事例)

【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 点図や立体印刷など、手で触って全体像が把握できるような解説資料があると、より内容を理解しやすくなってよいと思う (弱視の視覚障害者)。 		
区分	事例の概要	
事例 ①	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>文化庁補助事業を活用した、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」において、美術館の所蔵作品を触る図と文章で紹介する触察シート「さわるコレクション」の制作を実施。美術館1階ロビー (無料エリア) に設置している「感覚をひらく」事業の活動紹介コーナーに設置し、来館者が自由に鑑賞できるようにしている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>


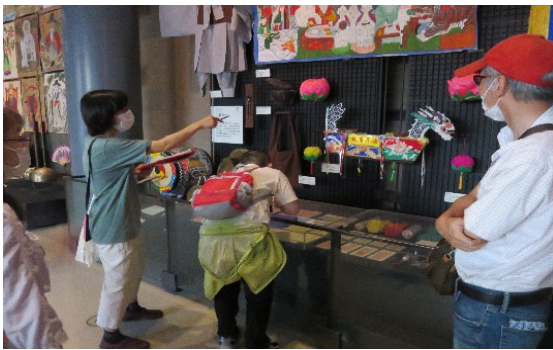

		 【触察シートのファイル式】	 【格納例：所蔵作品の形を点で表現した触察ツール】
	事例表番号	展示鑑賞-21	
事例 ②	機関名	国立民族学博物館	
	取組内容	<p>触って感じることでできる展示案内のプログラムを作成することを目的として、館内に展示されている所蔵品を3Dプリンターにより複製した「日本の文化展示場における視覚障害者向け案内パック」を制作。今後、視覚障害者向けボランティアガイドの案内において、ツールを触りながら鑑賞を行う予定</p>	
	事例表番号	展示鑑賞-22	

② 鑑賞機会の確保による支援

- ・ 障害の有無や年齢にかかわらず参加可能な鑑賞プログラム等（3 機関 6 事例）

	【アンケート調査に基づく障害者等の意見・要望】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対話＋触れる鑑賞ができることを希望（全盲の視覚障害者） ・ 対話型、参加型など能動的に鑑賞できるとよい（聴覚障害者）。 ・ 対話による鑑賞の展示会、読み聞かせ、グループセッションを希望（知的・発達障害） 	
区分	事例の概要	
事例 ①	機関名	国立国際美術館
	取組内容	<p>視覚だけに頼ることなく、他の感覚も働かせて鑑賞することにより、誰もが美術館で楽しんで鑑賞できることを目指すユニバーサルプログラムとして、令和3年度から「みる＋（プラス）」を実施。コレクション展に展示されている作品数点を鑑賞し、作品について感じることや思うことを参加者同士で意見交換したり、そこから導き出されることなどを語り合ったり、作品制作の簡単な追体験等を行っている。</p>
		 【活動の様子（作品数点の制作プロセスを体験）】
	事例表番号	展示鑑賞-23-①

事例 ②	機関名	国立国際美術館
	取組内容	<p>0歳から未就学の乳幼児とその保護者を対象として、絵本読み等を楽しんだ後、親子でコレクション展を回る美術館体験プログラム「ちっちゃなこどもびじゅつあー」を事業として実施。その中で、大阪府の協力を得て、特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構「NPO こめっこ」のスタッフによる手話での絵本読みの回を設けており、聴覚障害の有無にかかわらず子供達と一緒に鑑賞することができている。</p>  <p>【活動の様子（手話での絵本読み聞かせ）】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-23-②
事例 ③	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>文化庁補助事業を活用した、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」において、所蔵作品を触覚や嗅覚、聴覚を使って鑑賞するワークショップやイベントを開催。これらの取組を通じ、障害の有無を問わず一人でも多くの利用者が美術鑑賞を体験できる機会の拡充を図っている。</p>  <p>【活動の様子（スタッフとの対話鑑賞）】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-24
事例 ④	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>文化庁補助事業を活用した、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」において、平成30年度から京都府立盲学校と連携し、「盲学校での美術鑑賞教育の充実」を目指した授業を年に1~2回実施。授業では、美術館に来館した盲学校の生徒が、作品を手で触れて鑑賞しながら対話を行い、素材を使用して実際に制作し、感想を共有する取組を行っている。</p>

		 <p>【授業の様子（対話による鑑賞・左、素材を使用した制作・右）】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-25
事例 ⑤	機関名	国立民族学博物館
	取組内容	<p>知的障害のある人を対象として、世界の広さや異文化の面白さ、人間の多様性の理解などをテーマに講義や展示場見学（クイズラリー）等を行うワークショップ「みんなく Sama-Sama 塾」を開催。知的障害を持つ人達の鑑賞・学習機会の拡充を図っている。</p>  <p>【活動の様子（展示場クイズラリー）】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-26
事例 ⑥	機関名	京都国立近代美術館
	取組内容	<p>アートを通じて多様性や共生社会について考えるプロジェクト「CONNECT（コネクト）」を文化庁、地域文化施設との連携により令和2年度から実施。当プロジェクトは、多様な文化施設が、「障害のあるなしにかかわらず、様々な感性・特性を持つ人たちが芸術や文化、歴史に気軽にアクセスし、さらに参加した人たち同士がつながり合い、気付きを与え合う」というコンセプトを基に、参加各施設の特徴を生かした展示やワークショップ、オンライン・プログラム等を展開している。</p> <p>これまでに京都国立近代美術館では、美術館という空間を生かしながら、身体感覚を用いて楽しめる作品の制作・公開や身体感覚で楽しむワークショップを開催している。</p>  <p>【京都国立近代美術館で実施したワークショップの様子】</p>
	事例表番号	展示鑑賞-27

(3) 障害者等多様な利用者に配慮した展示の工夫・鑑賞の支援の取組のための利用者ニーズの把握状況

ア 利用者ニーズの把握

調査対象8機関は、展示の工夫・鑑賞の支援に係る利用者ニーズについて、①インターネットでの意見・要望の受付、②常設展、特別展や障害の有無にかかわらず参加可能な鑑賞プログラムにおける利用者アンケート、③利用者対応を行う職員等に寄せられた意見・要望から把握していると説明している。しかし、中には、i) 障害者等を含め施設への来館者自体が少なく、アンケート等でも意見が出てこないため、ニーズが不明であり、このため、何をどのように改善すればよいか分からない(奈良文化財研究所平城宮跡資料館)、ii) これまで展示の工夫・鑑賞の支援に関して特段の意見は出てきていないため、現状の取組で足りていると認識している(奈良文化財研究所藤原宮跡資料室)という機関もみられた。

また、今回、当局が障害者を対象として実施したアンケート調査の結果によると、表4-(3)-①のとおり、障害者から、「社会的にも物理的にも壁がないようにするため障害者本人と対話してほしい」、「障害のある人が展示会の企画段階から関わる仕組みを整備してほしい」など、当事者との対話によるニーズの把握を求める意見が聞かれたほか、障害者の文化芸術活動を支援する中間支援組織からは、「障害者の多くは、『博物館・美術館は自分たちが行ける場所ではない』という認識を持っていることから、来館者のニーズだけでは不十分だと感じる。障害者全体がどのようなニーズを有しているか、むしろ来館していない障害者のニーズを把握することが大切ではないか」との意見が聞かれた。

表4-(3)-① 利用者ニーズの把握(当事者との対話)に関する障害者の意見・要望

障害種別	意見の内容
視覚障害者(弱視)	当事者団体とコミュニケーションをしっかりとってほしい。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 社会的にも物理的にも壁がないようにするため障害者本人と対話してほしい。 当事者の意見を聞き、できないことはできないで済ませるのではなく、他に方法はないかを一緒に考えていけるとよい。
肢体不自由者 (車椅子利用者以外)	障害のある人が障害のことを忘れて鑑賞できるよう、アンケートでどのようなことに対して不便を感じるかを把握し、一つずつ解消していくことが重要だと感じる。
発達・知的障害者	障害のある人が展示会の企画段階から関わる仕組みの整備をしてほしい。

(注) 当局が障害者を対象に実施したアンケート調査結果に基づき当局が作成

イ 障害の有無や年齢にかかわらず参加可能な鑑賞プログラム等の実施を通じて利用者ニーズを把握している機関の意見等

調査対象8機関のうち、3機関(国立国際美術館、京都国立近代美術館及び国立民族学博物館)は、鑑賞の支援の取組の一環として、(2)イ②のとおり、障害者等多様な利用者やこれらの支援団体等が参加した障害の有無や年齢にかかわらず参加できる鑑賞プログラム等を実施している。

これらの機関では、当該鑑賞プログラム等の実施を通じて、利用者ニーズから随時課題を把握した上、誰もが楽しめる鑑賞方法について試行することなどにより、必要な改善を行っているとしており、表 4-(3)-②のとおり、「美術館側から普段来館することができていない方に働き掛けていくことが大切である」などの意見等が聞かれた。

表 4-(3)-② 障害の有無や年齢にかかわらず参加可能な鑑賞プログラム等の実施を通じて利用者ニーズを把握している調査対象機関の意見等

調査対象機関	鑑賞プログラム等の主な参加者	調査対象機関の意見等
国立国際美術館	視覚障害者	<p>初回は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで開催したが、美術館側から普段来館することができていない方に働き掛けていくことが大切であると感じている。</p> <p>美術館を利用する際のハードルは様々だが、今後も、障害の特性に応じた鑑賞プログラムを提供することを目指している。</p>
	聴覚障害者	<p>聴覚障害者支援団体との連携により、聞こえない子、聞こえにくい子、聞こえる子も一緒になって手話での絵本読み等を行う機会を設けている。聞こえる子を持つ保護者が手話に触れられる活動に参加することによって、聞こえない子にとっての言語である手話を身近に感じ、理解が深まると実感している。この点においても、様々な聴覚の人が同じ場で鑑賞体験を行うということは非常に意義がある。</p>
京都国立近代美術館	視覚障害者	<p>継続した取組により、美術館と視覚障害者との間に少しずつ顔の見える関係性が築かれ始め、また、見える・見えないにかかわらず美術鑑賞を共に楽しむ意義が認知されるようになってきていると感じる。</p> <p>今後は、個別鑑賞プログラムの対象を発達障害者や聴覚障害者などに広げていければと考えているが、現時点ではこれらの障害の特性等に関する知識やノウハウを有しておらず、まずは展覧会等に関連し、当該障害者らを対象とした鑑賞プログラムを行うなどしていきたい。</p>
国立民族学博物館	知的・発達障害者	<p>知的障害者を対象としたワークショップ参加者の輪は少しずつ広がっている。知的障害のある子供に学ばせたいとする保護者は、少ないかもしれないが確実に存在し、あるいは親が学ばせたいと思っていなくとも、子供自身は学びたいということもある。知的障害を持つ人達の学ぶ機会が増えればと感じており、今後は特別支援学校による見学プログラムの実施を計画している。</p>

(注) 調査結果に基づき当局が作成

【まとめ】

以上のように、調査対象 8 機関では、障害者等多様な利用者の特性に応じた配慮やサービスの提供の観点から、利用者のニーズを積極的に把握するなどして、他の機関が参考にできると考えられる取組を行っている事例がみられた。

今後も、調査対象 8 機関は、これらの取組を参考にしつつ、障害者等多様な利用者の特性に応じた配慮やサービスの提供に係る更なる取組の実施や現状の取組の改善を図ることが望まれる。

5 職員研修の実施状況等とサポートブックの作成

【制度の概要】

国の行政機関や独立行政法人等は、障害者差別解消法第 5 条の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、設置する施設の構造の改善及び整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとされている（資料 7）。

【調査結果】

(1) 障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員研修の実施状況及び職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望

今回、調査対象 8 機関における平成 30 年度から令和 2 年度までの間の職員研修の実施状況を見ると、2 機関（京都国立近代美術館及び国立民族学博物館）が、障害のある利用者へ配慮した取組の必要性や意識を高める座学やグループワークなど実践を盛り込んだ独自研修のほか、地方公共団体が実施する研修への職員等の派遣等を行っており、6 機関（国立国際美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び奈良文化財研究所（飛鳥資料館、平城宮跡資料館及び藤原宮跡資料室））は、独自研修の実施や外部研修への職員等の派遣等を行っていなかった。

また、当局が障害者等を対象に、博物館・美術館を利用するに当たって求めるユニバーサルデザインの取組に関して実施したアンケート調査の結果によると、表 5-(1)-①のとおり、調査対象とした障害者等から、博物館・美術館において、職員研修の実施及び職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望が聞かれた。

表 5-(1)-① アンケート調査結果から得られた障害者等からの意見・要望

対象者	意見・要望の概要
視覚障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> 各障害に合わせた支援ができるよう、戸惑わず、臨機応変に対応ができる人を育ててほしい。 十分なスタッフの配置とスタッフ研修により、展示内容にかかわらず、個々のニーズに応じたサポートをしてほしい。 利用者の鑑賞方法に合わせて、複数の鑑賞方法を準備して、職員がそれを理解して鑑賞者に提案してほしい。 各世代や障害のある人たちの意見を聞き、勉強会を開いて職員の理解を深めてほしい。 職員ミーティングにより継続的な改善に努めてほしい。
聴覚障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる情報保障がされている博物館・美術館となるよう、いろいろな障害の学習と周知をしてほしい。 障害に理解があり歓迎されていると感じる対応があってほしい。
肢体障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> 職員が、子供目線、車椅子目線、聴覚障害者や視覚障害者の立場が体感できるような機会があればよいと思う。 職員に障害者に対する理解度を深めてほしい。
精神障害のある方	<p>障害のことを気にしなくて良い場所であってほしい。そのために職員の方、観覧している方の意識も向上するとよい。</p>

対象者	意見・要望の概要
精神・発達障害のある方	困りごとに理解のあるスタッフや窓口であってほしい。
オストメイトの方	職員のほか警備員等に対する教育も必要である。
高齢者	職員やボランティア等に対するユニバーサルデザインの理念についての教育、研修の徹底が必要である。
子育て世代の方	職員教育により、子供に優しく接することができるよう、理解を深めてほしい。

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(2) 障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望

今回、上記(1)に記載した意見・要望以外にも、障害者関連団体や調査対象機関に勤務する障害のある職員から、以下のとおり、障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望が聞かれた。

ア 障害者の当事者団体や障害者を支援する団体からの意見・要望

障害者の当事者団体や障害者を支援する団体からは、表 5-(2)-①のとおり、障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望が聞かれた。

表 5-(2)-① 障害者の当事者団体や障害者を支援する団体からの意見・要望

区分	意見・要望の概要
視覚障害者の当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> 従来の座学型の職員研修ではなく、障害のある当事者が参画したワークショップ等の体験型の職員研修を行ってほしい。視覚障害者でも、他の障害者や外国人のことは分からず、実際に交流して体験をしてみないと分からないことがあることから、体験型が望ましい。 受入れ環境を万全なものとするよりも、まずは受け入れる姿勢を示し、受け入れてから障害のある当事者と関わりを持つ中で、障害者への意識や理解を深め、障害者に必要な配慮というのを一緒に考えてほしい。障害者と接したことがない人がいくら障害者に必要な配慮を考えたとしても限界がある。 (市民団体ミュージアム・アクセス・ビュー (京都市))
障害者芸術文化活動広域支援センター	<p>障害のある人本人が、困っていることがあっても伝えることが難しいことや伝える前に来館そのものを諦めてしまうということもある。したがって、表明されていない意見や要望があるかもしれないという意識を持つことが必要ではないか。</p> <p>また、困ったことがあったとき、どこに/誰に/どんな方法で伝えたらよいか、様々な障害のある人にも分かりやすく伝わるような情報発信の工夫も必要だと考える。まず、障害特性やそれに即した対応の仕方を知識として学び、それを体得するために、障害のある当事者と実際に関わる機会を増やすことが重要ではないか。</p>

区分	意見・要望の概要
	<p>例えば、地域の特別支援学校や福祉施設にアウトリーチ活動を行うことや博物館・美術館の使い方を障害のある当事者と一緒に考えるワークショップなど、企画の中でも一人ひとりと対話をしながら理解を深めてほしい。</p> <p>(一般財団法人たんぼぼの家 (奈良市))</p>
障害者芸術文化活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方自身が、博物館・美術館を利用することが難しいと感じていて、利用する人は少ない。故に、障害のある方からの意見及び要望が伝わってこず、利用環境の課題が顕在化していないと考えられる。これまでに意見及び要望を把握していなくとも、多様な方々のニーズに対応するため、職員等に対して利用者への意識の啓発を図る必要がある。 ・ 障害のある利用者の話を伺い、丁寧に対応しても、対応する者によって相手の意見及び要望の受け止め方が異なり、障害のある方にとっては好ましくない対応となる可能性がある。障害への理解を深め障害特性に応じた対応が必要である。 ・ 博物館・美術館の職員は異動があること、また、利用者への対応業務を外部に委託していることから、職員及び外部委託先職員に対して定期的に継続して研修を実施することで障害への理解を深めてほしい。 ・ 障害のある方と関わったことがない人が先に頭であれこれ考えるより、障害のある方に利用していただくことを積極的に始めてほしい。利用者として来館していただくことによって障害への理解も深まり、また、障害のある方の利用時の困りごとみえてくる。次第にノウハウが蓄積されて障害のある方に配慮した取組を行うことができるようになる。 ・ 障害のある方の利用に当たっては、当センターのような団体と連携して障害のある方の参加型のワークショップなどを実施する取組を考えてほしい。 <p>(国際障害者交流センタービッグ・アイ (大阪府堺市))</p>

(注) 1 調査結果に基づき当局が作成

2 障害者芸術文化活動広域支援センターとは、厚生労働省の「障害者芸術文化活動普及支援事業」に基づき設置された、障害者の芸術文化活動を支援するブロック単位の拠点のことをいう。また、障害者芸術文化活動支援センターとは、都道府県単位の拠点のことをいう。

イ 調査対象機関に勤務する障害のある職員からの意見・要望

調査対象機関に勤務する障害のある職員からは、表 5-(2)-②のとおり、障害者等多様な利用者への合理的配慮を行うための職員の意識啓発・理解促進に関する意見・要望が聞かれた。

表 5-(2)-② 調査対象機関に勤務する障害のある職員からの意見・要望

区分	意見・要望の概要
調査対象機関に勤務する視覚障害のある職員	<p>視覚障害の特性上、紙媒体、ウェブ版のアンケートを記載することが難しい。</p> <p>また、点字版のアンケートを準備しても、館内に点字を読める職員がいなければ、点字で書かれた回答を処理できないと思われる。代筆による回答も考えられるが、どうしても本音で答えにくくなる場合もある。そのため、私は視覚障害のある友人たちに対し、アンケートに直接答えられなくても、受</p>

区分	意見・要望の概要
	付の職員に口頭で意見・要望を伝えること、あるいは電子メールでコメントを館に届けることを勧めている。
調査対象機関に勤務する聴覚障害のある職員	聴覚障害者であることを伝えずに済ませておくケースも珍しくはない。私の場合は、中途失聴なので、聴覚障害があると伝えても、声を出して話してしまうため、聞き取れず「書いてください」と言っても、筆談をしてもらえないことがある。「聴覚障害者」といっても、失聴時期、聴力レベル、教育環境などで、コミュニケーション方法も様々である。いずれにしても、音声の代わりに視覚情報を必要としていることは共通しているので、美術館、博物館等でも、分かりやすく図示した案内、口の動きをはっきり話す等の対応をしてもらえるとより安心できる。

(注) 調査結果に基づき当局が作成

(3) 博物館・美術館におけるユニバーサルデザイン推進サポートブックの作成

上記(1)及び(2)に記載した意見・要望のほか、博物館・美術館のユニバーサルデザインの取組に関する要望、調査対象機関及び関連調査を実施した近畿管内に所在する公立館における他館の参考となる展示の工夫・鑑賞の支援のための取組を把握できたことから、今後、博物館・美術館が障害者等多様な利用者に配慮した取組を行う際の「手がかり」となるようそれぞれの意見・要望や取組を整理し、「博物館・美術館におけるユニバーサルデザイン推進サポートブック」を作成した(別冊参照)。

【まとめ】

調査対象8機関は、障害者等多様な利用者への合理的配慮を行う観点から、今回の調査結果を踏まえ、研修の実施等により、職員の意思啓発・理解促進を図ることが望まれる。

なお、その際には、当局が作成した「博物館・美術館におけるユニバーサルデザイン推進サポートブック」も参考にされたい。